

令和元年6月宮崎県定例県議会  
総務政策常任委員会会議録

令和元年6月19日・21日

場 所 第2委員会室

令和元年6月19日(水曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)
- 議案第2号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県人口減少対策基金条例
- 議案第12号 宮崎県総合計画の変更について
- 議案第13号 宮崎県中山間地域振興計画の変更について
- 議案第19号 みやざき行財政改革プランの変更について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告事項
  - ・平成30年度宮崎県繰越明許費繰越計算書(別紙3)
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・みやざき行財政改革プラン(第二期)に基づく行財政改革の取組について
  - ・市場公募債の導入について
  - ・防災拠点庁舎整備事業の進捗状況等について
  - ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例

の一部を改正する条例について

- ・補正予算案の事前報道に係る調査結果について
- ・令和元年度政策評価について
- ・平成28年度宮崎県県民経済計算について
- ・宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について
- ・フードビジネスの推進について
- ・第35回国民文化祭・みやざき2020 第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会の実施計画(案)について
- ・記紀編さん1300年記念事業の今年度の取組について
- ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会への取組について

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	脇谷のりこ
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		武田浩一
委員		高橋透
委員		重松幸次郎
委員		来住一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	渡邊浩司
県参事兼総合政策部長 (政策推進担当)	松浦直康
総合政策部次長 (県民生活・文化祭担当)	小堀和幸

総合政策課長 小倉佳彦  
秘書広報課長 児玉憲明  
広報戦略室長 松野義直  
統計調査課長 長倉健一  
総合交通課長 大東 収  
中山間・地域政策課長 日高正勝  
産業政策課長 米良勝也  
生活・協働・男女参画課長 渡久山武志  
交通・地域安全対策監 水口圭二  
みやざき文化振興課長 日吉誠一  
国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 坂元修一  
記紀編さん記念事業推進室長 河野龍彦  
人権同和対策課長 磯崎史郎  
情報政策課長 鎌田伸次  
国民スポーツ大会準備課長 岩切喜郎  
総務部  
総務部長 武田宗仁  
危機管理統括監 藪田 亨  
総務部次長(総務・市町村担当) 横山幸子  
総務部次長(財務担当) 小田光男  
危機管理局長兼危機管理課長 温水豊生  
総務課長 棧 亮介  
人事課長 田村伸夫  
行政改革推進室長 平山文春  
部参事兼財政課長 吉村達也  
財産総合管理課長 横山直樹  
防災拠点庁舎整備室長 楠田孝蔵  
税務課長 永田耕嗣  
市町村課長 石田 涉  
総務事務センター課長 満行智浩

消防保安課長 室屋利春

---

事務局職員出席者

議事課主査 本田雄毅  
総務課主事 浜砂貴裕

---

○日高委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりでありますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方についてであります。

議案については、補正予算とそれ以外で分けて審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

また、本日の委員会では、前回の委員会で報告を求めた補正予算案の事前報道に係る調査結果について、総務部のその他報告の中で報告がある予定ですが、こちらにつきましては、それ以外のその他報告と分けて最後に報告を受けたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

---

午前10時1分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○武田総務部長 おはようございます。総務部でございます。それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付の総務政策常任委員会資料によって御説明をいたします。

おめくりいただきまして、目次をごらんください。

まず、1の補正予算についてであります。令和元年度予算案の概要（6月補正後）につきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、2の特別議案につきましては、「宮崎県税条例の一部を改正する条例」など6件を提出しております。

次に、3の報告事項につきましては、平成30年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について、また、4のその他報告事項では、(1)のみやざき行財政改革プラン（第二期）に基づく行財政改革の取組についてから、宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件につきまして、まず御報告をさせていただきます。

最後に、同じくその他報告事項として、5月27日の当委員会において求められました補正予算案の報道に関する経緯につきまして、調査を行い、その結果を取りまとめましたので、御報告をさせていただきます。

それでは、令和元年度予算案の概要（6月補正後）につきまして、御説明をいたします。

右側になりますが、資料の1ページをごらんください。

この資料は別途配付しております冊子、令和元年度予算案の概要（6月補正後）の冒頭部分を抜粋したものを掲載しております。

まず、予算額であります。一般会計の6月補正予算額は96億6,793万7,000円、当初予算と合わせた令和元年度予算総額は6,051億8,793万7,000円となります。

次に、予算編成の基本的考え方であります。

補正予算には、肉づけ予算として、人口減少対策をさらに推し進めるために宮崎県人口減少対策基金積立金と基金を活用した事業を計上しますとともに、「防災・減災、国土強靱化対策事業」として、平成30年度2月補正予算及び今年度当初予算に計上した「補助公共・交付金事業」との一体的な整備により、一層の効果が見込まれる県単独公共事業費を計上しております。

さらに、「油津港ファーストポート化事業」と「宮崎駅西口駅前広場整備事業」のほか、国庫補助事業の決定等に伴う補正事業も計上しております。

当初予算と6月補正予算を合わせた令和元年度予算の執行により、人口減少対策や防災・減災、国土強靱化対策などの本県が抱える課題解決に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次の2ページをお開きください。

予算規模についてであります。

中ほどに当初予算規模の推移を棒グラフで示しておりますが、予算規模が6,000億円を超えるのは、平成17年度以来14年ぶりになります。

1つ飛びまして4ページをお開きください。

自主財源の状況につきまして、中ほどの表をごらんください。

6月補正予算における自主財源総額は、表の一番上の6月補正の欄38億8,000万円余で、そのほとんどが繰入金となっており、繰入金の欄の括弧書きにあります財政調整分として、財政関係基金からの繰入金が33億3,000万円余となりま

す。

このため、5ページの財政関係2基金の残高の推移の表及びグラフをごらんいただきますと、補正後の基金残高は227億円となる見込みであります。

次に、6ページをお開きください。

依存財源の状況になりますが、下の表をごらんください。

6月補正予算における依存財源総額は、6月補正の一番上の欄57億8,000万円余で、一番下の県債が防災・減災、国土強靱化対策等の財源として37億2,000万円余、その上の国庫支出金が国庫補助事業決定等に伴い19億4,000万円余となっております。

また、上から2段目の地方譲与税については、関係法律の施行に伴い、森林環境譲与税が交付されますことから1億1,000万円余を計上しております。

7ページの県債の状況の表をごらんいただきたいと思っております。

発行額及び残高とも、括弧書きしております臨時財政対策債を除く額が増加しております。これは、防災・減災、国土強靱化対策に積極的に対応していること等によるものでありますが、有利な起債を可能な限り利用することにより、県の実質的な負担を抑えることとしております。

次に、8ページをお開きください。

歳出予算の特徴についてであります。

款別の歳出予算の状況と各費目別の6月補正予算事業を記載しております。

9ページをごらんください。

6月補正予算事業の主なものといたしまして、総務費に人口減少対策基金積立金が30億円、農林水産業費と土木費に国土強靱化対策事業が合計して28億円余計上されております。

次に、10ページをお開きください。

性質別の歳出予算の状況になります。

それから、11ページの②の投資的経費の欄をごらんください。

2つ目の四角にありますとおり、防災・減災、国土強靱化対策事業等の増により、普通建設事業費が増額となっております。

また、欄外に米印で記載しておりますが、公共事業費の補正後の総額が1,059億5,000万円余となり、対前年度当初予算比で181億2,000万円余、20.6%の増となっております。

次に、12ページをお開きください。

6月補正予算における主な事業を説明いたします。

まず、宮崎県人口減少対策基金についてであります。

人口減少対策は、本県を初めとする地方共通の、そして我が国の将来を左右する課題でありますことから、参考の点線で囲んでおります欄に記載しておりますとおり、当初予算に計上しております85事業、48億円余に加えまして、国の事業も活用しながら、人口減少問題に徹底して取り組んでいくために基金を創設するものであります。

基金総額は30億円、事業期間は今年度から4年間としております。

また、6月補正予算に計上した基金活用事業を13ページに掲載しております。また、(1)の「人を呼び込む」移住・U I Jターン、定住の促進を含め、6つの観点から事業を構築・整理しております。

次に、15ページをお開きください。

防災・減災、国土強靱化対策事業についてであります。

まず、下の参考の欄の中に記載しております

とおり、平成30年度2月補正予算と今年度当初予算におきまして、主に補助公共・交付金事業として合計290億円余を措置しておりますが、6月補正予算におきまして、1の概要にありますとおり、これらの補助公共・交付金事業と一体的に整備することによりまして、一層の効果が見込まれる県単独公共事業について、2の補正予算額にありますとおり、28億円余を追加措置し、国土強靱化対策を効果的・効率的に進めることとしております。

予算案の概要につきましては以上でございます。

なお、以下の議案等の詳細につきましては、担当課・室長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

**○日高委員長** 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○永田税務課長** それでは、議案第2号から第4号まで及び報告第1号について、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

委員会資料の17ページをお開きください。

議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正理由であります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が公布されまして、本年10月1日からの消費税率引き上げに合わせまして、自動車取得税の廃止や自動車税環境性能割の導入等が施行されることなどに伴いまして、関係条項の改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、(1)車体課税の見直しに伴う関係条項の改正につきましては、自動車取得税の廃止と自動車税環境性能割の導入、また現行の自動車税が自動車税種別割に名称変更されること及びその種別割の税率引き下げ等が行われますので、関係する条項を改正するものであります。

自動車税種別割の税率引き下げにつきましては、本年10月1日以降に新車で購入した家用乗用車について、排気量に応じて4,500円から1,000円の引き下げが行われるものであります。例にお示ししておりますとおり、排気量1リットル以下の自動車が最大4,500円の引き下げになります。排気量が大きくなるにつれ引き下げ幅が小さくなり、2.5リットルを超える自動車については1,000円の引き下げになります。

(2)法人県民税法人税割の税率の改正につきましては、税率3.2%を1%に引き下げるものです。また、本県は、社会保障関係費や公共施設等の老朽化対策に要する経費の財源確保を目的といたしまして、0.8%上乗せをしております超過税率を適用しております。この超過税率の現行税率4%を1.8%に引き下げる改正であります。

次の(3)法人事業税の税率の改正につきましても、(2)と同様、税率を引き下げる改正であります。

資料には一部を抜粋して記載しておりますが、例えば県内に多い資本金1億円以下の法人につきまして、各事業年度の所得のうち、年400万円以下の金額については5%を3.5%に、年400万円を超え年800万円以下の金額については7.3%を5.3%に、年800万円を超える金額については9.6%を7%に引き下げる改正であります。

なお、(2)、(3)の法人関係税の税率引き

下げにつきましては、いずれも地方法人課税の偏在是正措置の一環として講じられるものでございまして、引き下げた税率分は国税となりますが、法人県民税法人税割分は地方交付税の原資として、法人事業税分は譲与税として、後日地方に再配分されることとなります。したがって、法人側から見ますと、その税負担については変更がないということになります。

(4) その他所要の改正につきましては、改元に伴う改正等の所要の改正でございます。

3の施行期日ですが、一部の規定、改正内容の(4)にあります所要の改正は、公布の日から施行とし、これを除く、(1)から(3)の改正につきましては、本年10月1日から施行することとしております。

続きまして、委員会資料18ページをお開きください。

議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由ですが、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合について定めた総務省令が改正されたことなどによりまして、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容、(1)省令の一部改正に伴う適用期間の期限の延長についてですが、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法などここに掲げております法律における地方税の課税免除や不均一課税に伴う措置、すなわち地方交付税による減収補填措置でございますが、その適用となる期間の期限が省令の改正により2年間延長されましたことから、関係規定の改正を行うものであります。

資料中ほどの表に記載しておりますとおり、4つの法律に係る部分につきまして、改正前の期限が平成31年3月31日となっております

ところを2年延長して、令和3年3月31日までに改正を行うものであります。

(2) その他所要の改正は、改元に伴う元号の修正等を行うものでございます。

3の施行期日ですが、公布の日から施行いたしますが、改元に伴う改正以外の改正、適用期限の延長につきましては、平成31年4月1日に遡及して適用することとしております。

続きまして、19ページをごらんください。

議案第4号「合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

まず、この条例についてでございますが、自動車税は、通常、納税通知書を発布、交付いたしまして、現金で納めていただく普通徴収の方法によることとされておりますが、米軍の構成員等が個人的に所有する自動車の自動車税につきましては、特例として、地方団体の条例で定めるところにより、証紙徴収の方法としなければならぬということが法律で定められております。その法律で定められております規定に基づきまして、昭和27年にこの条例を制定してございまして、米軍の構成員等が所有する私有車両に係る自動車税を証紙徴収とする特例を定めたものでございます。

そこで、今回の改正についてでございますが、1の改正理由ですけれども、先ほど議案第2号で御説明しましたとおり、地方税法等の一部改正により、本年10月1日から現行の自動車税が自動車税の種別割という形で名称変更されます。その名称変更に伴う改正等でございます。

改正の内容ですが、(1)にありますとおり、条例の題名等にありますが「自動車税」という名称を「自動車税の種別割」に変更するものであります。

(2)のその他所要の改正は、条例が昭和27年施行と、非常に古い条例でありますことから、引用する法令名が変更になっていること、あるいは常用漢字に基づく文言等の修正が必要なところがありましたので、その改正を行うものがあります。

3の施行期日ですが、文言訂正等の改正は、公布の日から、これを除きます自動車税の名称変更に係る改正につきましては、本年10月1日から施行することとしております。

続きまして、委員会資料の27ページをお開きください。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

内容は、宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であります。

今回の専決による改正は、1の改正理由にありますように、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、31年4月1日から施行される規定につきまして、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決を余儀なくされたものであります。

2の改正の内容は、まず(1)ですが、電子情報処理組織を使用して自動車の登録の申請を行う場合、平成31年4月1日に設立されました地方税共同機構を経由して自動車税の申告、報告を提出する際の規定を追加したものであります。

次に、(2)については、自動車税の税率の特例が改正されたことに伴い、一定年数が経過した自動車の自動車税に税率の上乗せをしております重課と言われるもの、反対に税率を軽減する軽課の適用年度を地方税法の改正に合わせて改正したものでございます。

なお、重課、軽課のどちらにおきましても、

税率の変更等、基準の変更はございません。

3の施行期日ですが、地方税法が平成31年4月1日から施行となっておりますので、条例も同日の平成31年4月1日から施行としたところでございます。

以上であります。

**○平山行政改革推進室長** それでは、議案第19号「みやざき行財政改革プランの変更について」と、この議案と関連します、その他報告事項、みやざき行財政改革プラン(第二期)に基づく行財政改革の取組についてをあわせて説明させていただきます。

常任委員会資料の22ページをお開きください。

まず、議案第19号「みやざき行財政改革プランの変更について」であります。

プランの冊子につきましては、議案としてお配りしておりますが、本日は、この委員会資料により主な内容を説明いたします。

まず、1の基本的な考え方ですが、限られた人員・財源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応するため、人材やノウハウを最大限に活用するための環境整備や徹底した事務の見直し、新たなICTの活用などにより、公務能率の向上を図る働き方改革に重点的に取り組み、県民本意の行財政改革を推進することとしております。

県総合計画の基本目標の実現を下支えするという基本理念、4年間という推進期間、全庁的に取り組む推進体制については、前回のプランと同様であります。

次に、2のプランの体系ですが、改革プログラムとして視点1から視点4までの4つの視点で構成しております。このうち、視点3で、アンダーラインをつけておりますが、働き方改革の推進を掲げ、(4)公務能率の向上に取り組む



と記載しておりますが、ここが前回のプランからの大きな変更点となっております。

次に、23ページをごらんください。

3、主な改革プログラムについてですが、4つの視点ごとに(1)から(4)まで、主な取り組み内容を記載しております。

丸数字で示す項目の後ろのほうに、それぞれ括弧書きでプランの冊子の該当ページを記載しておりますので、後ほどごらんください。

また、新たな取り組みや変更した取り組みにつきましては、㊸、㊹と記載しております。

まず、(1)の効率的で質の高い行政基盤の構築についてです。

①の行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直しでは、令和8年に本県で開催されます国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催に向けた組織体制の構築等に取り組みます。

②の適正な定員管理では、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、知事部局等の職員ですが、当面は現在と同水準の3,800人程度で適正な定員管理を実施してまいります。

③の公社等改革の推進では、新宮崎県公社等改革指針を本年4月に改訂しまして、改めて選定した44法人を対象に、引き続き県の関与の見直しや経営状況の公開等を行ってまいります。

さらに、④の危機事象への対応や⑤の来年度からの内部統制制度の導入と適切な運用、適正な公文書管理に取り組みますとともに、⑥の建設工事等における入札・契約制度の適切な運用・改善に取り組むこととしております。

次に、24ページをお開きください。

(2) 県民ニーズに対応した行政サービスの提供についてです。

①の県民ニーズの的確な把握と県民サービス

・利便性の向上では、申請手続のデジタル化の拡大や相談業務等におけるSNSやAIの活用など、ICTを活用した県民サービスの向上に取り組みます。

また、③の市町村等との連携では、人口減少社会における市町村間連携の取り組み支援や高齢者人口がピークを迎える令和22年ごろを見据え、圏域単位での行政のあり方を検討いたします。

次に、(3) 県政運営を支える人材づくりと働き方改革の推進についてです。

①の県政を担う人材の育成・確保では、会計年度任用職員制度の円滑な導入と効果的な運用等に取り組みます。

また、②の女性職員が活躍できる職場環境の整備に取り組むとともに、③の職員の意識改革と働きやすい職場づくりでは、執務室のレイアウト変更等による執務環境の改善や執務室照明のLEDへの交換など、働きやすい執務環境の整備等に取り組みます。

④の公務能率の向上では、総務事務や財務会計事務など共通事務の簡素・効率化やRPA、AI等の次世代ICTを活用した業務改革に取り組みます。

次に、(4) の健全な財務基盤の構築と資産の有効活用についてです。

①の自主財源の確保とコスト縮減では、貸付金、負担金、使用料等の税外債権の滞納対策について、マニュアルの整備や研修会の開催など、徴収体制強化に取り組みます。

また、②の県有財産等の資産の有効活用では、公共施設等総合管理計画に基づき、施設配置・総量の最適化や施設の老朽化対策に取り組みます。

次に、25ページをごらんください。

4の財政健全化指針についてです。

今後、防災・減災対策や国民スポーツ大会開催に伴う経費等に多額の財政負担が見込まれますので、健全な財政運営を行うため、(1)にありますとおり、資金調達手段の多様化など、今後の財政状況を勘案した県債発行に取り組みます。

また、歳出では、投資的経費の的確な執行に努めるとともに、不断の取り組みとして、徹底した事務事業の見直しを進めていくこととしております。

これらの取り組みによりまして、将来を見据え、(2)に掲げております財政関係2基金残高の確保、県債残高の抑制、健全化判断比率の維持を図っていくこととしております。

さらに、(3)にありますとおり、今後、多額の財政負担が見込まれる事業の実施を控え、長期的な財政見通しも作成することとしております。

次に、5、策定の経過ですが、これまでのプラン策定に係る経過をまとめております。

最後に、26ページをお開きください。

第三期プランの数値目標31項目を掲げております。このうち、前期目標を達成し、さらに取り組むものが14項目、前期目標の達成には至らなかったものの引き続き取り組むものが10項目、新たに取り組むものが6項目となっております。新たに取り組むのは、15番の電子納税の利用率、23番と24番の働き方改革関係の実現度や満足度、27番の温室効果ガス排出量、28番の滞納繰越調定額の割合、31番のひなたGISへの新規掲載データ数となっております。

議案第19号「みやざき行財政改革プランの変更について」の説明は以上です。

続きまして、ページが飛びますが、29ページ

をお開きください。

議案第19号の関連となりますので、その他報告事項としまして、みやざき行財政改革プラン(第二期)に基づく行財政改革の取組について説明いたします。

平成27年度から30年度までの4年間にわたり、視点1から視点4までの4つの視点で行財政改革に取り組みました。

4年間の主な取り組みについて、それぞれの視点ごとに取り組む内容をまとめております。

初めに、1、効率的で質の高い行政基盤の構築についてです。

(1)簡素で効率的な行政基盤の整備では、①にありますとおり、産業政策課や動物愛護センター、財産総管理課の設置など、記載のような組織改正を行いました。

②の定員管理につきましては、平成31年4月1日時点の知事部局等の職員数が、平成17年の4,231人から448人少ない3,783人となりました。

次に、30ページをお開きください。

⑤の公営企業経営の健全化を図るための取組や⑥の公社等の統廃合や経営の自立化、健全化に取り組みました。

(2)危機事象への対応では、①の熊本地震や霧島山の噴火といった自然災害に適切に対応しながら、②の災害に備えるための訓練を実施しました。

(3)公正で開かれた県政運営では、①のコンプライアンス意識の徹底に取り組みました。

(4)適正で成果志向の県政運営では、①の政策評価や31ページの上のほうの②の公共事業評価などに取り組みました。

(5)市町村との連携では、②の県職員と市町村職員との意見交換や③の人事交流などに取

り組みました。

次に、2、県政運営を支える人材づくりと県有財産等の資産の有効活用についてです。

(1) 県政を担う人材の育成と意識改革では、①の人事評価制度の実施による人材育成や②の働き方改革に取り組んだほか、ページをめくっていただきまして、32ページの上のほう、③学校における働き方改革推進プランの策定や④の県立病院での院内保育の実施、警察本部における両立支援ポストの選定などに取り組ましました。

(2) 女性職員が活躍できる職場環境の整備では、①の女性職員の職域の拡大や女性職員サポート制度の実施などに取り組ましました。

(3) 県有財産等の資産の有効活用では、①の公共施設等総合管理計画の策定や②の未利用財産の売却などに取り組ましました。

次に、3、県民ニーズに即した行政サービスの提供についてです。

(1) 県民との情報連携、県民ニーズの的確な把握と県政への反映では、①の各種広報媒体を使って県の取り組みや話題を積極的に情報発信したほか、33ページの上のほうの②知事とのふれあいフォーラムや県民の声等に取り組ましました。

(2) 県民等との連携・協働では、①の多様な主体との協働事業を実施しました。

(3) 県民サービス・利便性の向上では、①の各種相談窓口や県民利用施設の利便性向上、②の行政手続の簡素効率化に取り組ましました。

34ページをお開きください。

4、持続可能な財政基盤の確立についてです。

まず、平成27～30年度における財政改革の取組では、①の効果的・効率的な歳出の実現及び歳入確保の強化等の取組として、総人件費の伸びの抑制や公共事業の重点化、徹底した事務事

業の見直し、公募方式による自動販売機の設置などを推進しました。

これらの取り組みにより、②の平成30年度末の県債残高は8,548億円、うち臨時財政対策債を除く実質的な県債残高は4,803億円と、平成26年度末に比べて減少する見込みとなりました。

また、③の平成30年度末の財政調整のための基金残高も445億円を確保しておりますが、今後、多額の財政負担が見込まれる事業を控えているため、引き続き健全な財政運営が必要となります。

次に、平成27～30年度における歳入確保、歳出見直しに関する主な取組としましては、個人県民税や自動車税の納付率向上や、省エネルギーの取り組みによるコストの縮減を図りました。

最後に、35ページをごらんください。

行財政改革プラン(第二期)の数値目標と4年間の実績を記載しております。

目標を達成した項目が15項目、目標達成には至らなかったものの、基準値よりも数値が改善している項目が5項目、さらに努力が必要な項目が6項目あります。

これらの数値目標につきましては、目標を大きく上回ったものを除いて、第三期の新たなプランに引き継いでおり、今後も引き続き目標達成に向けて全庁的な取り組みを進めていくこととしております。

なお、これまでの取り組み結果の詳しい内容につきましては、資料の別冊としてお配りしておりますので、後ほどごらんください。

説明は以上であります。

**○室屋消防保安課長** 議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

委員会資料の20ページをお開きください。

まず、1の改正の理由であります、消費税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されましたことから、使用料及び手数料徴収条例の手数料額の改定を行うものであります。

2の改正の内容であります、政令の一部改正に伴い、電気工事士免状交付等に係る手数料額の一部を改定するものであり、詳細につきましては21ページの別紙の新旧対照表のとおりであります。

3の施行期日につきましては、令和元年10月1日としております。

説明は以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終わりました。

議案に関する質問はありませんか。

○高橋委員 議案第2号の県税条例の一部改正、法人県民税と事業税の税率が変わるじゃないですか。説明では、税負担は変更ないんだよと、ということは基本税収、いわゆる県に入るお金は変動がないと認識していいんでしょうか。

○永田税務課長 もともとの現在の税額が国税と地方税に分けられることになりますので、法人の負担については、直接は関係ないと御説明したところですが、税収としましては、税率が落ちますので、基本的には、少なくなります。

ただ、国税化をされまして、譲与税等で地方に配分される額が出てまいりますので、その影響額につきましては、法人事業税の29年度ベースで約2億円のプラスになるのではないかと試算をしております。

○高橋委員 税率が下げられるから税収の心配をしましたが、譲与税とかでいろいろと補填されるわけで、結果的に2億円ぐらいはふえるだろうという予想ですね。

○永田税務課長 県に入るお金としては、2億

円ぐらいはアップするのではないかとという試算でございます。

○高橋委員 はい、ありがとうございます。

○坂口委員 2つに分けて聞きたいんですけど、法人県民税ですよね。これは交付税の原資へまずほうり込まれるわけです。だから、得するのが国です。地財計画に基づいた不足分を、国が責任を持つ財源を確保するために、今まで地方に行っていた分を国が取って交付税財源にしますということで、まず大きくは国が得するんじゃないかなと思うんです、交付税財源が自動的に出てくるということで。

その配分とその損得というのは、各都道府県でちょっと微妙だと思うんですけど、確実に言えるのは、留保財源の25%ですよね。これが全都道府県から減額になってしまうということで、留保財源が減るのは、まずそのところで、地方は、余りこれを歓迎できるのかどうかという、国が得するのかなと。

あとの譲与税化分は、確かに幾分かをやれば、税の偏在で、事業税が入っていく地方税部分を国税化しての譲与税だから、これは偏在で差が大きかったところに対しては、確かにプラスになる。偏在是正ですね。

だから、こちらはある程度歓迎すべきだけでも、それでも本県で2億ですよ、これだけ4割自治のところと不交付団体との差を縮めるのに。

だから、これは法人事業税の国税化、譲与税化に限って地方は主張していくべきで、是正が実感できるところまで今後も求めるべきで、上のほうの交付税の原資確保というのは、国が得するばかりで、我々は交付税については需要額をしっかりと、必要な金はちゃんと地財計画で組むんだよということと、それ地方から取ってほ

うり込むというのは、これちょっと問題だよということを整理しておかないといけないのじゃないかなという気がするんですけど、これはどんなですか、県の考え方としては。

**○永田税務課長** 今、委員おっしゃったとおり、交付税ということになれば、おっしゃったようなことが起こり得るのかと思います。私どもとしましては、全ての額について、しっかりと行っている総額を交付税の原資化していただくということで要望をしていくことになろうかと思えます。

**○坂口委員** だから、そこが考えの分かれ目だと思うんですけど、もともと地方がもらっていた部分をそちらで調整して行って、確かに偏在は縮まりますよね。

だけれども、それを国が保障すべき交付税財源として持っていくのは、これはいかがなものかなと。だから、あくまでも国税化、譲与税化という部分に限って、地方は求めていかないと、具体的には、小さくは留保財源25%もですけど、自主財源の中から具体的にそれを取られてしまうということで、本県も小さいながら、この部分ではマイナスだと思うんですよ。

だから、これは歓迎すべきではないんじゃないかなという気がするんです。

**○吉村財政課長** 今、委員から御指摘のあった点についてですが、まず法人住民税の交付税原資化については、委員が御指摘のとおり、国税が交付税財源を確保する手だてとして措置をしているものです。

財源が確保されても、しっかり地方交付税として地方に配分されなければ意味がないわけで、特に本県の場合、3割以上交付税に頼っておりますので、財政基盤の弱いところに交付税がきちんと配分されるように、まずは委員がおつ

しゃったように、基準財政需要額にきちんと地方が必要とする経費を盛り込んだ上で、交付税の算定のあり方も含めて、十分検討していただきたいという部分だと思います。

もう一つ、旧法人事業税の廃止に伴って、新たに設けられます法人事業税の譲与税につきましては、偏在是正の一部貢献にはなろうかと思いますが、新たに設けられた譲与税があったとしても、偏在是正はなお残る状況にありますので、さらなる偏在是正を引き続き求めていく必要があると考えております。

**○脇谷副委員長** みやざき行財政改革プランの取り組みなんですけれども、委員会資料では24ページ、この別冊の取り組みについては8ページなんですけど、女性職員が活躍できる職場環境の整備というところで、主要ポストに女性職員を配置するなど、女性職員の職域の拡大、積極的な登用ということなんですけれども、女性職員を主要ポストに配置することが目的ではなくて、能力のある女性職員を配置することが目的だと思うのですが、職員として男女区別なく、そういった研修会などに参加できているのかどうかをお聞きしたいんですけど。

**○平山行政改革推進室長** 研修会等の実施につきましては、自治学院等で階層別研修、あるいは専門研修、選択研修等を行っているんですけども、その研修の受講機会につきましては、男女で区別することなく、平等に実施しているところでございます。

**○脇谷副委員長** この文言の中にもう一つ、例えば女性職員が主要ポストにつくための研修の確保などといった研修への女性の積極的な参加を求め、研修に参加をした後での女性登用の確保というふうな形でやっていただくといいかなと、これは要望ですけど。

○平山行政改革推進室長 研修の受講につきましては、階層別研修と申しますのは必須なんですけれども、それ以外の選択研修がございますので、各所属長に女性職員の積極的な受講を促すような取り組みを進めてまいりたいと思います。

○脇谷副委員長 よろしくお願ひします。

○坂口委員 委員会資料の23ページ、まだ時間的にちょっと先かなという気もしないでもないんですけど、⑥県政運営の透明性の確保の部分の建設工事等における入札・契約制度の適切な運用・改善については、今後具体的にはどんなぐあいに進めていこうとされているんですかね。

○平山行政改革推進室長 これにつきましては、議案のほうのプランの冊子の21ページをお開きください。

21ページから22ページにかけて⑥の建設工事等における入札・契約制度の適切な運用・改善を掲げております。これにつきましては、中ほどにありますけれども、入札参加資格認定における虚偽申請等の不正行為に厳正かつ適切に対応するための情報収集や立入検査の強化を図るとしておりまして、具体的には22ページの上のほうの実施計画の2にございます建設業者ホットラインの活用による法令違反等への情報収集の強化ですとか、30年12月に策定しております立入検査マニュアルに基づく厳正な調査を実施するとしております。

○坂口委員 僕は、改善というから、今ここにうたってある入札・契約制度自体を見直すのかと思ったけれど、これが的確に運用されていますかということに限っているんですね。

いや、僕が言ったのは、特に本県の場合、公共事業なんかが多いんですけども、総合評価

制度とか、いろんなのをやってきている中で、試行を進めるということで始まった総合評価ですよ。

だから、ルールを見直したり、評価基準を見直して常にやってきているんですけど、そこらも含めて今後のプラン見直しかと思った、中身ですね。というのが1つには、すごく複雑な工事と、価格だけではないよという品質管理の促進に関する品確法も出てきた中で、今後、難易度の高い、そして一世紀の間に何度もやらないようなプロジェクトも出てくる中で、今の入札・契約、特に契約に結びつく部分、業者、契約の相手方の、選考に係る部分あたりの検討というのを始めていって、時代に合ったものを構築していかないといけないんじゃないかなと、そこで法の限界を探りながら、法の改正も含めての行動を起こさないといけない気がするんですよ。

1つには、プロポーザル方式という公契約の相手方を決める作業に、専門家といえども、果たして公務員以外が加わっているのかということと、極めて自分なりの価値観——主観とは言いませんけれど、価値観での判断が持ち点の中で大きく影響しやすいということ。それが1つと、今までの会計法だ、自治法だという中では、例えば一般競争入札と指名競争入札と随意契約という3つを認めながらも、随意契約というものが何か最後に——だからランクがあるような感覚を受けています。

でも、その大もとには納税者、あるいはエンドユーザーが最も有利な方法で契約をきなさいという理念、哲学が大前提としてあるんですよ。その中で、随意契約というのをもうちょっと評価して、これを工夫して、総合評価以上に我々が期待するもの、価格的にも経験的にも、

ましてこれから将来にわたっての維持管理とかいったライフサイクルコスト、それから品質の確保、そういったもの全てを満たすところでは、このグループがいいよとか、我々はこれを期待するよというものに対等に並ぶようなものをここに出してくるべきじゃないか。

プロポーザルとか、総合評価というのは、現行のそういった自治法なりが言う入札契約の選考に関しての限界が来たということがある意味示しているんだと思うんですね。どうも違うぞと、ただ、今の法律の中で精いっぱい運用をやっていけば、ここあたりまでがぎりぎり大丈夫かなという方法で、これも完璧じゃないと、僕は、この試行期間中にそういう判断が出せるような検証というのはできるんじゃないかと思うんですね。

そして、その上に立って、それをやっている。そうすると、随意契約なんてものがぽっと来たって、ちょっと怖い面があるんですよ。そこには忝意が入っていないかとかですね。

この前、中身は言いませんけれど、JRの問題とか、これ果たして今の方法が完璧かなと、何百億もかけてやるような契約にですね。そうやって、法律上の限界があるときは、それを同時に国にも求めながらとか、限界がなければ、早速そういう場合は、この方法がありますよと。実際にそれを適用する訳じゃなくて、そういうケースの場合は、これが当てはめられるというものは、今回のプランでは対等に並べておくべきじゃないかなと。これ違法行為があったか、なかったかというのは、そんな大上段に構えて改革プランに入れることではなくて、決めたものは守りましょうだけで、僕はいいと思うんですね。

それは、全般に通用することで、建設業の経

営事項審査での不正行為がありましたと、こういうのを見逃さないようにしますとか、それは改革プランに入れなくても当たり前なこと。だからそこらはどうなんですか、部長。僕は、今、そういった必要性が出てきているような気がするんですよ。総合評価というのは、ずっと試行、試行、試行で来ているんです。

だから、品確法という新たな法律ができて、そこでは担い手を確保しろとか、よくない業者は排除しろとか、将来にわたってのコストまで考えろとか、本当に品質のいい総合的に県民が有利だと判断ができるころと契約しなさいと、価格ではありませんとか、いろんなことがその中に含まれていて。でも、これは議員立法でつくったもので、もう一回工夫していく必要があるんじゃないかという気がするんですけど、どうですかね。

**○武田総務部長** 今、坂口委員が言われましたとおり、いわゆる総合評価制度なり、プロポーザルなり、実際に実施する上では、確かになかなか限界が見えている部分もあると思います。また、部署もいろいろな分野で、当然、公共3部だけじゃなくて、いわゆる総務部なり、そういったほかの部署でもそういったことが感じられるところがあります。この実施計画の中で、1に建設工事等における入札・契約制度の適切な運用、それと改善というのがございますので、そういった中で、このプログラムを進める上での検討を全庁的に考えていきたいというふうに思っております。

**○坂口委員** 今、公共事業の工事を具体的に示したけれど、これ入札・契約全てに係る全般として、そこを1回、今後検討していく必要があるかなというように気がするんですけど、これは要望で終わっておきます。

○武田委員 委員会資料の24ページの市町村との連携ですが、確かに全体的なコスト削減とか、安全性の向上も必要ですし、行政サービスは県内一円、どこに住んでいても同じようなサービスが受けられるというのも重要だと思うんですが、この中で、市町村間連携の取組支援と圏域連携のあり方、病院であるとか、移動手段であるとか、今回も一般質問をさせていただいた学校のあり方とか、そこらあたりの広域の連携であるとか、市町村間の連携は、確かに喫緊の課題であると思っているんですが、これはどういうふうな方法で支援とか、圏域連携のあり方はどのように考えていらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

○平山行政改革推進室長 こちらも、冊子のほうでは36ページにございますけれども、まず市町村とのパートナーシップを強化するというところで、今も行っておりますけれども、県と市町村との意見交換を実施しまして、今、委員がおっしゃられましたようなさまざまな課題を取り上げて、意見交換を実施する中で、今後、人口減少社会が進む中で、どういった形での連携が重要なのか、また市町村同士の連携もありますし、この下にありますような高齢者人口がピークになります令和22年、2040年を見通しまして、市町村の今つくっている圏域以外のところの圏域の市町村との連携をどうするか、また病院等の数が少なくなってきた場合には、広域でどこか一つにまとめるとか、そういった形での意見交換や方法についての政策の共同の立案ですとかいった形で、県としましては連携を支援していきたいということでございます。

また、国から言われておりますのは、そういった人口減少社会を見据えて、合併していない市町村に対する県の取り組みの支援は今後ますます

重要になってくると言われておりまして、県と市町村の2層構造につきましても、今よりも柔軟に考えて、役割分担についても協議をしながら、適切な対応をとっていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○武田委員 例えば、コミュニティーバス等が串間市と日南市、別々にあるわけです。これをうまく連携すると、日南の県病院にうまく行けたりとかするようになるんですが、そういうところを一生懸命やっていただきたい。

今言われたように、例えば日南・串間で言えば、病院の機能を一つにするみたいになると、今、日南市の中でも、合併前の旧町あたりから話を聞くと、日南の中心に集中して行って、なかなかやりにくい面があると聞くんですよね。

だから、広域で取り組んで、コスト削減も必要なんですけど、人口減少の激しいところに光を当てた政策も同時にやっていただきたいと思えます。それは要望としてよろしく願いしておきます。

○重松委員 先ほどの建設工事に関する入札とはちょっと別に、24ページにあります②の県有財産等の資産の有効活用で、プランの55ページに老朽化が進む公共施設等の維持管理をするために、ファシリティマネジメントを推進していくということでもあります。

建設だけではなくて、いろんな工事終了後、また例えばビルの清掃管理とかの終了後に外部委託して、プロの目でしっかりそれを検査、監査していただく。インスペクターというんですけど、インスペクター制度をかねがね導入してはどうかということをお話をしていますが、その文言とかがここに出てきていないものだから、その方向性で、他県では既にインスペクター制度をいろんなところで活用していらっ



しゃるので、外部監査ができるような制度を盛り込むべきではないかなというふうに思って質問いたしました。

**○横山財産総合管理課長** インспекターを活用した検査を実施する場合には、清掃業務の委託とは別に検査を行う相手方と新たに契約を結ぶ必要があるかと思えます。この検査を導入している都道府県は、いまだ少数なんですけれども、費用対効果の観点から、また県内のインспекターの普及状況や他県での取り組み状況などを勘案しながら、導入の可否について検討していく必要があるのではないかなというふうに考えております。

**○重松委員** ぜひ検討していただきたい。業界の人が工事終了後の状況を見ると、これは納められないというような声も聞きます。その道にたけた方の目というのは外部委託して、厳しくジャッジしていただくことが大事じゃないかな。それが、ひいてはこの公共施設をしっかりと維持管理できるということになるかと思えますので、ぜひまた検討をお願いします。

**○来住委員** 初めて遭遇する条例ですから、ちょっと確認させてください。議案第4号の合衆国軍隊の構成員の自動車税の徴収にかかわることですけれど、先ほどの説明では、我々一般県民は、いわゆる普通徴収であるけれど、ここに掲げる合衆国の構成員については、証紙を買っていただいて、それで徴収するということが間違いないのでしょうか。

**○永田税務課長** 証紙というのが、通常我々が一般に使っている県の証紙ではなくて、この条例の対象になる米軍の方の徴収というのは、特別この条例の中で決めておりまして、それを御購入いただくという形での証紙徴収になっております。

**○来住委員** 実際に県内では、実績があるのでしょうか。

**○永田税務課長** 近年といたしますか、これまでこの証紙徴収をした実績はないと思われます。

**○来住委員** もう一つ、例えば我々県民が同じ自動車を買ったときに納める税額と、いわゆる証紙で納める税額に変わりはないんですか、優遇措置か何かをとられているのではないんですか、それはわかりますか。

**○永田税務課長** 税額につきましては、普通乗用車、排気量2リットル以上になりますけれども、これは我々の税金でいきますと、3万9,500円になるんですが、米軍のこの条例に関しましては1万9,000円、小型の乗用車は、私どもでは2万9,500円、あるいは3万4,500円という金額になります。これにつきましては7,500円というような形で、委員のおっしゃったように、税額的には低い税額になっております。

これは自動車がもともと財産所有的な要素と、あと道路を使用するために損傷させる、その補填といいますか、そういったものが税金の中に含まれていると考えられておりまして、この米軍関係の方々については、財産的部分については考慮しないと、要は走ったときの道路を使用する部分について税を負担していただくという考え方のもとに金額が設定されているようでございます。

**○来住委員** はい、わかりました。

続けて第5号でいいですか。第5号は、多分これ消費税が8%から10%に上がることによってプラスされることになっていると思うんですけど、今、僕も実際に計算してみたら、例えば一番上でも2%の分がほぼ100円だと思うんですけど、これは2%、ほぼそのように見ていいんですか。つまり、2%で、厳密に出せば、

多分何十何円とかいうふうになると思うんですけど、その辺はどのように理解すればいいのかなと。

**○室屋消防保安課長** この手数料につきましては、手数料の中でいろいろ構成する要素がございまして、その中で消費税がかかるもの、かからないものがございます。そのかかるものにつきまして積算をして、物価の変動等も加味して、過去の税率の引き上げによる手数料の増額と、過去に増額していないというものもありますので、その辺も全て加味して、国のほうで計算をしてこの額が示されたものでございます。

**○来住委員** もう一つ確認です。

今回改正されるもので、いわゆる平年ベースでどれほどこれまで税込、徴収をされていたのかなと思うんです。現実にはこうやって今回2%上がることによって、どれほどふえるのかがわかりになれば。

**○室屋消防保安課長** 危険物施設の許可関係につきましては、消防本部が担当しておりますので、県への増加はございません。電気工事士免状に関しましては、見込みですと、10月以降に申請されるもので、2万8,000円程度の増収になるものと思われま。その他危険物取扱者等の試験事務につきましては、それぞれの法令で試験機関が指定されておりますので、県への増収はございません。

**○来住委員** 今、具体的に幾つか出ていますよね。電気、それから危険物とか。前年度なんかで、例えば件数が何件ぐらいあったのかなと。そして総額でどれほど徴収されていたのかがちょっと知りたかったものですから。

**○室屋消防保安課長** 先ほど御説明申し上げましたように、県に関係するのは電気工事士免状になりますけれども、これに関する交付の件数

でございますが、第一種が平成30年度で81件、第二種が694件、再交付が69件、書きかえ交付が6件となっております。総額につきましては、現在、手元に資料がございませんので、わかりかねます。

**○来住委員** はい、理解しました。

**○丸山委員** 行革プランのことについて少し伺いたいたいんですが、23ページに㊦内部統制の導入と書いてあるんですけども、具体的にこれは別冊の16ページに書いてあるんですが、何かイメージがちょっとまだ。見てみますと、内部の評価をして、評価報告書を作成して公表すると書いてあります。また煩雑になるのか、内部統制がしっかりできていないからということで、何か表現されているのかなと思いつつ、どんなふうに関後こういうのが上がってくるとイメージすればいいのかを具体的に教えていただくとありがたいんですが。

**○平山行政改革推進室長** 内部統制につきましては、来年度から制度が導入されるということで、現在、その内部統制の制度で対象とするリスクの洗い出しを行っているところなんですけれども、内部統制制度は、最初に重大な不祥事になるようなリスクを洗い出しまして、そのリスクに対してどういった形で、不祥事まで至らないように対応をとるかということをもまず検討いたします。

その検討した内容で、実際に行ってみて、リスクが低減されたり、なくなったりということの評価することになってございまして、その推進部局と評価部局を分けて設定するようになってはいるんですが、評価部局が報告書を作成いたします。

その内部統制、例えば財務については必須とされているんですけども、財務関係でうまく

リスクがコントロールされているという評価であれば、そういった評価を出して、それを監査事務局のほうで監査委員が見まして、監査のほうで審査をして、意見を付した上で議会に提出するという流れになっております。

議会に提出した後、さまざまな御意見があった場合には、それをまた内部統制に取り込みましてP D C Aサイクルで回しながら、重大な不祥事につながるようなリスクをコントロールしてなくしていくという取り組みになっております。

本県では、内部統制に関する方針を昨年度末に定めておりまして、その方針に基づいて内部統制推進会議という会議も設置しております。現在、先ほど申し上げましたリスクの洗い出しを行っているところでして、財務については必須なんですけれども、それ以外にこれまでの過去の不祥事等を洗い出しております、その中で、例えば情報ですとか、文書ですとか、そういった管理が適正かどうかについても今検討を行っているところでして、そういったものまで加えるかどうかを今後検証していきたいと考えております。

**○丸山委員** まだ具体的にどれくらいの項目があるというのがわかっていないということなのか。この後のその他報告事項でも出てくるんですが、文書の管理とか、かなり膨大な項目が上がるかと理解していいんでしょうか。

また、それが全て議会に報告があるとなると、どんな形になるか、ちょっとイメージがしづらいものですから、そのあたりも含めて伺ってみたい。

**○平山行政改革推進室長** 項目数につきましては、今、洗い出しを行っているところですが、まず現時点で80ぐらいをめどに各部に投げたと

ころでして、プラスアルファで、恐らく100程度の項目数になるのではないかと考えておりますが、まだ今後そのリスクが、重大なものがふえれば、ふえる可能性はございますので、確定した数値としては申し上げられないんですが、それぐらいをめどと考えているところでございます。

**○坂口委員** 30億円基金について、この前の本会議を通しても、何かまだはっきり見えない部分があったんですけれど、これ知事の選挙公約、最大の課題ということで、これの解決を4年かけてという約束に基づいた基金ですよ。

だから、ほぼ4年間で使って、これで成果が上げれるという絵がこの中に描かれていないと、だめだと思うんですよ。

だけれど、少なくとも僕個人から見た感じでは、今回の予算の張りつけ方、各事業ごとを見たときに、これで最終的にどんな人口減少への歯どめなり、方向性なり、ある程度の成果が得られるかが全く見えないんです。

これが30億円で完結するという、30億ありきなのか。それとも計画というのは、2年ぐらいで大概中間見直しをやりますけれど。これは金をどんどん使えという意味じゃないんだけど、30億で本当に打てるのかなど。これまで大きく過疎対策として何兆円と使ってきていますよね。

本当に最重要課題で、私の責任で解決するんだと、知事は大上段に振り上げたけれど、30億の中身が余りにも乏しいような気がする。これは柔軟性を持っていて、やっぱり中間見直しをやるべきじゃないかと。ことし6億、来年6億使って、半分以上残っているにせよ、それで成果がない、方向性も見えないとなれば、それはそこで減額補正をすべきだし、これはもうちょっ

と踏ん張れば何かあるぞと、モデル的なものが構築できるとなれば、そこで堂々と議会に対しても、県民に対しても、もうちょっとこの予算を組ませてくれという、何らかのものを。

僕は、中間での検証とか、点検があるべきじゃないかと思うんですけれど。ちょっとこれ怖いんですよね。30億決めましたと、ずるずるとやっていって、そして通常の制度、事業の中に組んでいこうとか、すき間があるからそこに入れようとか、単費ですね。そんなのすごく御無礼な話だけれど、今回の本会議を通じてそれを感じたんですよね。

だから、そのところはどんなですか。ここで、将来に向けての考え方と、少なくとも中間点検は要ると。だってこんなの珍しいですよ。このことをやりたいから基金をつくってくれと、普通はこういったところで、到達点はここにありますと、だから何年かけて何ぼなんですというのがないといかんけれど、ことし補正でぼんと30億を承認させといて、あとは報告もない、何もなしのままではちょっとどうかなという気がするんですけれど。大まかな方向、それからどういった成果を上げる、そこに対して2年目には検証をやる、そして報告するというようなことぐらい、約束じゃなくてもいいんですけれども、作業過程の中で必要じゃないかなという気がするんですけれども。どんなですか、これ自信がある30億なんですか。

**○吉村財政課長** 今の委員の御指摘は、非常に執行部としても、どれだけの成果がこの事業の中で上げられるかというのは、先が見えないところも多々あります。例えば、移住支援の支援金につきましては、国庫補助事業に上乘せをする形で、県の継ぎ足しも出すと、そういうことをすれば、じゃあ人口減少が解消するかと言わ

れば、非常に難しいと思っております。では、この規模で人口減少を抑制できるかと言われても、それも厳しいんだと思います。

したがって、全ての事業に言えることではあるんですけれど、個別の事業については1年たてば、その1年の成果、効果なりは、しっかり検証した上で、見直しが必要であれば見直す。さらに、規模を拡大する必要があるれば、規模を拡大していく必要もあるんだと思っております。

その中で、最終的に30億じゃ全然足りないということになれば、増額も含めて、財政当局としては検討していきたいというふうに考えているところです。

**○坂口委員** その裏で、国家ありきだと思うんですね。人口減少、何が大変だって国が騒いでいるかという、日本国全体の人口が減ることが大変な時代を迎えるということであって、乱暴な言い方だけれど、1つの都道府県がどうなるから大変だというレベルでの国の危機発言じゃないと思うんですよね。

だから国としては、全体で人口減少にある程度の緩和、傾斜を緩くさせるものが見えないとどうしようもない問題だと。その中で、県単で30億組んで、表現悪いですが、例えば座布団をちょっと1枚余計に積んで宮崎に来なさいといったときに、地域間競争をやっているほかの県は、今度は宮崎に行かずうちに来なさいと、2枚座布団を積みますという競争になって、それを日本と見らずに宮崎県内と見てもですけど、この村は人がいなくなったと、この村はふえたといえ、宮崎県として成功かという、そうじゃない。

だから、検証をやっていながら、この事業については、確かに将来が見えるぞといったも

のについては、積極的に国に制度化をさせながら。これ30億、300億のレベルじゃないと思うんです。この緊急事態に、何らかの効果をここで期待するのは。

だから、あくまでもこの30億というのは柔軟性を持って、極端に言ったらこれが100億に膨れ上がる必要があるかもわからない。これは使ったって、無駄と終わって、10億なりを消化した時点で補正すべきかもわかんないけれども、常に国との連携をとりながら、モデル的にやるから、国は、これを制度化しろとか、これはしっかり需要額の中に算定して行って、そして全国にこういったものを進めさせろとか言って。これは宮崎県だけの問題じゃないんですよ。

大変な問題というのは、国がどうなるかというレベルだから、これは途中でしっかり点検しながら、一定の方向を見出して行って、後半は増額してでも、事業を集約してでも、特化しながらでもやっていくという、すごくここには含みを置いた事業のほうがいいような気がしますね。今、ここで議会を通ったから30億の支出ありきじゃなくて。これ何か考え方があれば。なければこれはなかなか微妙でしょうから、いいです。

**○吉村財政課長** 委員の御指摘を踏まえまして、まず個別事業の検証はしっかりやっていきたいと思っております。おっしゃるとおり、人口減少問題というのは、国家の問題であります。人口が減少すれば、当然、産業が衰退いたしますし、それによって税収も減ることになります。

そういう意味で、国家的な問題としてしっかり考えて、税収のあり方、さきの質問でありました偏在是正、そういうのも含めて、しっかり考えていく時期にきているんだと思います。そういうのも含めて、国に要望すべきことは、き

ちんと要望していきたいと思っておりますし、県で実施します人口減少対策についても、基金の規模も含めまして、毎年検証しながら考えていきたいと考えております。

**○高橋委員** 今、坂口委員がおっしゃったことでちょっと思ったんですけど、各都道府県で取り合いじゃないですか。

だから、根っこに国の抜本的な政策転換がこれ必要だなと。税収のあり方もおっしゃいましたが、一極集中の是正を言っているけれど、一向に進まないじゃないですか。そこはそこいろいろと要望していかないといけないし、我々ももちろん意見を言っていくわけなんですけれど、今度は県内での取り合いがあると思うんですね。

これ30億でどうのこうのと、今後また見えてくると思うんですが、多分やれないんだろうなと思うんだけど、例えば上乗せ分は、中山間地域の部分だけ上乗せするとか。でないと、宮崎市がやっぱり有利なんですよ。

宮崎市の方々も税金を払っていらっしゃるわけですから、今の時点では、何らかの対策がとれないと。しかし、施策を導入するときには、その辺の何か工夫しないと、偏ってしまう。私は、そういったところを考慮していくべきじゃないかということをお願いいたしますよ。

**○吉村財政課長** 県内の人口の偏在も著しい状況にあります。本県の場合、中山間地域を数多く抱えておりますので、人口が減少いたしますと、いわゆる消滅してしまう集落等も出てくるおそれが多々あります。そういうところも踏まえて、施策を今後展開していくように、各部局にはきちんと指示した上で、予算の査定等も行っていきたいと考えております。

**○日高委員長** ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○横山財産総合管理課長 財産総合管理課でございます。常任委員会資料の28ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成30年11月及び平成31年2月の定例県議会におきまして御承認いただきました繰越明許費の額が確定いたしましたので、御報告をするものでございます。

表が3段ございますけれども、その中段、防災拠点庁舎整備事業についてでございます。

これは、防災拠点庁舎建設主体工事等に先行して実施しました県庁5号館移転工事のおくれなどにより、事業の一部を繰り越したもので、表の中ほどですけれども、繰越額は14億1,180万7,972円となっております。

なお、事業の進捗につきましては、後ほど、その他報告事項の中で防災拠点庁舎整備室長が御報告をいたします。

次に、表3段目の県庁舎BCP対策事業についてであります。

この事業は、大規模災害時における行政機能の維持を図るため、庁舎等の窓ガラスの飛散防止や受電設備等の高所移設、非常用水源確保などの対策を行う事業で、平成28年度から順次施工しているものでございますけれども、昨年度施工を予定しておりました日向総合庁舎の受変電設備改修工事におきまして、設備等を乗せる台、架台となります鉄骨工事で使用する高力ボルトと呼ばれます強度の高いボルトの全国的な品薄の影響によりまして、鉄骨の組み立て工程におくれが生じたために繰り越したもので、繰越額は6,000万円となっております。

説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について、質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、補正予算案の事前報道に係る調査結果については、後ほど別に説明を受けることとし、委員の質疑は、執行部の説明がそれぞれ終了した後をお願いをいたします。

○吉村財政課長 常任委員会資料の36ページをお願いいたします。

市場公募債の導入について御説明をいたします。

まず、1にありますとおり、市場公募債とは、金融市場におきまして広く投資家から資金を調達するために発行する県債になります。

具体的には、37ページ、参考の①市場公募債の仕組をごらんください。

県のほうで、市場公募債を引き受けていただく引受団を構成しまして、その引受団を通して、広く金融市場で公募しまして、機関投資家等から資金を調達する手段であります。

現行の資金調達の状況ですが、その下の②資金調達の状況をごらんください。

表の上にありますとおり、平成29年度、県では新規発行額ということで、県債を637億円発行しております。このうち、公的資金の割り当てが約3割から4割となっております。残りが民間等資金で、6割、7割が民間等の資金で、本県の場合は、県内の金融機関からこの額の調達をしているところです。

今回、市場公募債を導入いたしまして、銀行

等から購入する資金を一部、広く金融市場から調達したいと考えているところです。

36ページに戻っていただきまして、2の導入理由になります。

3点上げておりますが、まず1点目、資金需要の増加という要因がございます。

これは御承知のとおり、防災・減災、国土強靱化対策に現在、国の3カ年計画を受けて実施をしているところで、30年度で起債額が60億、令和元年度(6月補正後)で100億、起債を発行する予定にしております、3カ年計画ですので、令和2年度も同程度の起債の発行額を予定しているところです。

あわせまして、これは3カ年の緊急対策でありますので、今後、国に継続的な助成を要望していきますとともに、本県は社会基盤の整備が大変おこなっておりますので、公共事業等も継続的に実施していく必要があると考えております。

あわせて2点目、国民スポーツ大会に係る施設整備ということで、2026年に開催されます国民スポーツ大会に備えまして、陸上競技場、体育館、プール等の施設整備を実施していく必要があります。

あわせまして、今年度より県の総合運動公園の津波避難施設の整備も行うこととしておりまして、今後、多額の財政需要が必要になってきます。

3点目といたしまして、公共施設の老朽化対策ということで、現在、公共施設等総合管理計画に基づきまして、個別の施設計画を策定しているところです。完成しましたら、緊急度の高いものから順次老朽化対策をやっていく必要がございます。

以上、主なものの3点ということで、今後、多額の財政需要が見込まれる事業を掲載してお

ります。

2点目といたしまして、現在の金融情勢がございまして、

2つ目の丸にありますように、国のゼロ金利施策を受けまして低金利が現在続いております。

したがって、金融機関を取り巻く経営状況も非常に厳しい状況にあるというのが2点目でございます。

3点目、県債に係る資金割り当ての変化ということで、県債に充てられる資金のうち、公的資金の割り当てが減少し、民間等資金が増加しているという状況がございまして、

それにつきましては、37ページの③をごらんください。

県債発行額と資金割り当ての状況をお示ししております、色がついている部分が民間資金、白抜きの部分が公的資金となっております。

平成25年度、県債を765億発行いたしました、そのうち公的資金が6割から7割、残り3割が民間資金でありました。これが、先ほど御説明いたしましたとおり、平成29年度では、民間資金のほうは7割、公的資金のほうは3割という状況になっております。

その理由といたしまして、国の財政投融资計画の見直しというのがございまして、そもそも財政投融资を地方債資金のほうに割り当てるという額を国の財政健全化の一環もございまして、減らしている状況にあります。

さらに、その財政融資資金につきましては、資金調達に厳しい市町村のほうに振り向けられているという現状もございまして、県のほうへの公的資金の割り当てが減っているという状況にございます。

このような状況を踏まえまして、3になるんですが、今後、多額の財政負担が見込まれる事

業を抱える中、民間金融機関からの多額の資金を調達していく必要が今後ございますので、丸の1つ目にありますとおり、現在、県内金融機関を通じて県債資金を調達しておりますが、金融市場から広く調達することで、将来にわたり安定的な資金調達が可能になります。

2つ目、銀行等引受資金全体の金利低下も期待できるところであります。

37ページの④に記載しておりますが、市場公募債の発行条件、利率につきましては、おおむね国債、政府保証債に次ぐ低利なものとなります。

表に例を示しておりますが、例えば平成29年11月の国債が0.025%のところ、市場公募債は0.190%、仮にこの時期、県が銀行から借りれば0.196%ということで、金利が国債から順次上がっていくという状況にありまして、市場公募債の導入によりまして借入利率の低下が期待できますので、2つ目のポツにございますとおり、発行手数料及び支払い利子を含めまして、長期的な調達コストの低減が期待できるものと考えているところであります。

最後、3つ目の丸ですが、これまで県内金融機関からお金を借りておりました。その県内金融機関のものを奪うのではなくて、あくまでも県内金融機関を、先ほど説明いたしました引受団の構成員として加入していただいた上で市場公募債を発行していきたいと考えておりますので、県内金融機関とも十分調整の上、市場公募債は導入していきたいと考えております。

37ページの⑤に示しておりますが、他の自治体の導入状況になります。

35都道府県、20の政令市で、既に導入済みでありまして、九州各県で導入していないのは本県だけという状況にあります。

今後のスケジュールですけれども、いわゆる引受団の構成が固まり次第、今年度の借入分からスタートしたいと考えておまして、来年度以降も継続的に市場公募債を発行し、資金調達を行っていききたいと考えております。

説明は以上であります。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 防災拠点庁舎整備室でございます。

常任委員会資料の38ページをお開きください。

防災拠点庁舎整備事業の進捗状況等について、御報告いたします。

年度初めの委員会でありますので、初めに整備概要について御説明いたします。

まず、1の庁舎概要であります、(2)から(5)に示しておりますように、延床面積は約2万4,420平米、構造・階数は、鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造で、地上10階、地下1階となっております。

工期は、来年の3月末までとなっております、契約金額は、主体、電気、空調、管工事全体で約110億6,600万円であります。

参考としまして、完成イメージ図と各階の構成図を掲載しております。

次に、2の庁舎の機能・性能であります、(1)耐震性・耐浸水性の確保につきましては、免震構造の採用や1階床面のかさ上げなどを行っております。

(2)十分な災害応急対策活動の場の確保につきましては、災害応急対策を迅速・的確に実施できる十分な活動スペースや災害時の自衛隊等の車両駐車スペース、ヘリポートなどを備えております。

(3)災害発生時に必要なライフラインの確保につきましては、最大14日間の連続運転が可能な非常用発電機や断水時に貯留雨水等を飲料



可能とする浄水設備などを備えております。

右のページをごらんください。

次に、3の建設工事の進捗状況等であります。

(1) 進捗状況につきましては、5月末時点で、地下部分の基礎等のコンクリート工事を施工中で、工事進捗率は請負金額ベースで約29%となっております。

写真の下、(2)今後の工事予定であります、一番上の段、庁舎建設工事につきましては、免震躯体の工事の後、7月から鉄骨など地上部分の工事が始まり、今年度末の完成予定となっております。

その後、令和2年7月までに、右側の点線で囲んだ部分ですが、通信設備等の整備やその下の5号館改修、外構・南庭園工事が完了し、新庁舎全体の供用開始準備が整う予定であります。

最後に、4のその他であります。

(1) 庁舎名称につきましては、これまで事業名の「防災拠点庁舎」を使用してまいりましたが、②の理由にありますように、庁舎機能を明確かつ簡潔に表するため、①のとおり、正式名称を「防災庁舎」としたいと考えております。

また、(2)落成式等の予定時期であります、①の落成式につきましては、令和2年8月上旬を予定しており、内覧会、県民見学会もあわせて実施することとしております。

②の移転につきましては、落成式後の8月の閉庁日に行う予定としております。

説明は以上であります。

**○石田市町村課長** 常任委員会資料の40ページをお開きください。

市町村課より、議案第10号の「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御報告を申し上げます。

この議案につきましては、厚生常任委員会に

付託されておりますので、ここでは全体の概要について御報告を申し上げます。

まず、資料の1、改正の理由でございますが、本条例は知事の権限に属する事務について、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲する等の理由から、関係規定の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の概要についてであります。

1つ目の箱でございますけれども、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給認定等に関する事務につきまして、宮崎市に権限を移譲するものであります。

2つ目の箱でございますが、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務につきまして、地方自治法施行令の改正により中核市へ移譲されることとなったため、関係規定を削除するものでございます。

なお、施行期日につきましては、1つ目につきましては、令和元年10月1日としております。また、2つ目につきましては、公布の日から施行することとしております。

最後に、資料の41ページでございますけれども、参考といたしまして、平成18年度以降の移譲事務数の推移と、それから市町村別の移譲事務数を記載してございます。

説明は以上であります。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

ただいま報告のあった事項について、質疑はありませんか。

**○高橋委員** 市場公募債の導入に関連してなんですけれども、市場公募債はよしとしますが、参考のために将来見通される財政需要、ここに3つの丸があるわけなんですけれども、いわゆる公共施設の老朽化対策は、学校関係が結構多いと思う

んですよ。一遍聞いた記憶があるんですけど、そういったことをひっくるめて、現時点でわかる将来の財政需要がざっくりどのくらいあるか、額面で教えてください。

**○吉村財政課長** まず、国土強靱化対策につきましては、そこに記載のとおり、平成30年度で起債額60億円、令和元年度6月補正後で起債額100億円、令和2年度も、まだ国の予算は決まっておりますが、同程度の起債を予定しております。

さらに、国は3カ年間と言っておりますが、県としては、国土強靱化対策の追加要望もしておりますので、この部分につきましては、財政課といたしましては、起債をしてでも強化をしていきたいと考えております。

次の国民スポーツ大会に係る施設整備に要する経費につきましては、総合政策部のほうで、これから基本設計等が始まりますので、それによって額が確定しますが、陸上競技場、体育館、プール、全て施設整備をするということになれば数百億規模の金額になろうかと思えます。

あと県総合運動公園、津波避難施設につきましても、今、40億から60億程度の予算を検討しているところです。

**○横山財産総合管理課長** 公共施設の老朽化対策についてでございますけれども、これは平成28年9月に策定いたしました宮崎県公共施設等総合管理計画の中に記載がございますが、建物系施設、いわゆる庁舎等の建物系施設は、施設数で言いますと、800施設余、棟数、建物の数でいきますと、5,000棟ぐらいあるんですけども、これらの建物を今のまま保持し続けて、30年で大規模改修、60年で単純に建てかえをしていった場合に、今後40年間で約6,700億円程度の費用を要するとされております。

したがいまして、これは長寿命化をせずに単純に建てかえをしていった場合の額でございますけれども、そうならないように、今、長寿命化を図りまして、平準化を図るべく、個別施設計画を策定し、また令和3年度にこの宮崎県公共施設等総合管理計画の見直しをすることとしております。

**○高橋委員** 何年前かに、いわゆる県立高校、こういったところが老朽化対策で、かなり資金が必要ということで、そのときのざっくりした金額の記憶があったものですから、そういったレベルの数字というのは持っていらっしゃらないんですか。

だから、当面必要だよという額なんですよ。

**○吉村財政課長** 済みません。当面必要な額としては、ちょっと把握はしていません。

ただ、現行、教育関係の施設の老朽化対策というか、維持管理経費等を含めて七、八億円程度、毎年予算をかけて、緊急性の高いところの整備に充てている状況にはございます。

**○高橋委員** 行財政改革プランとも絡んでくると思うんですけど、25ページに財政見通しの公表というのがあるじゃないですか。今後10年間の長期的な見通しを作成、公表するという中に、いわゆる財政需要を書かないと、これだけ必要だよということが書けないじゃないですか。

だから、具体的にある程度の試算をしとかなないといけないんじゃないかと思って尋ねてみましたが。

**○吉村財政課長** 委員御指摘のとおり、今後策定を予定しております財政見通しにつきましては、国体に関する施設整備の経費等がまずはっきりした時点で公表したいと思っておりますが、当然、その中には教育施設等の老朽化対策、あとこの公共施設等の老朽化対策に必要となる経

費も踏まえた上で見通しは作成して、お示ししたいというふうに考えているところです。

○高橋委員 具体的な数字がいずれ出てくるんですね。わかりました。

○重松委員 公募債が先ほど55団体で導入済みとありましたけれども、もう一度改めて、なぜ本県だけがやっていなかったのかというのと、この公募債というのは、安全性は大丈夫なんでしょうか。

○吉村財政課長 これまで導入してこなかった理由といたしましては、県内の金融機関からの引き受けのみで十分資金調達ができる範囲内の県債の発行額であったというのが一番大きな要因だと考えられますが、先ほど説明いたしましたとおり、今後、多額の財政需要が見込まれる事業を控えております。

これらにつきましては、全て将来への投資でもありますので、きっちり対応していく必要があると考えておまして、その大部分を起債に頼る必要がありますので、円滑な資金調達のために将来も見通しまして、この市場公募債を導入したいというふうに考えているところでございます。

安全性につきましては、同じ金融機関等から結果的に借りることになりますので、その点の心配はなかろうかと思えます。

○重松委員 ありがとうございます。

ちょっと調べたら、この中身、具体的に共同債と個別債という2種類あるような記載があったんですけど、この内容の違いというのはどうということなんでしょう。

○吉村財政課長 共同債につきましては、幾つかの団体が集まって共同で市場公募債を発行するというものです。リスク分散も共同で行うということで、幾つかの団体で既に導入している

ところもあります。

共同債を発行するに当たっては、まず個別債を発行して、ある程度の実績を積み、共同債への参加も可能になります。

○重松委員 最後に、あと年数がこれ10年と書いてありますが、5年、10年、20年というふうに種類があると思うんですけども、投資家にとってはメリットがこの長さによって変わってくるんでしょうか。

○吉村財政課長 5年、10年、20年、まず発行側の県からいたしますと、通常公共施設というのは20年、30年かけて使うものですので、後年度の方への負担もそれ相当求めるものだと考えております。

その中で、金融情勢が非常に不透明なものですから、なかなか先が見通せない状況にあっては、短期で借りて、それを借りかえる形で繰り返しやっていくほうが金利の負担が少ないのではないかと考えております。逆に低利で、金利状況が安定しているときは、長期のスパンで借りることで、金利負担の上昇も避けられるのではないかと思います。

一方、投資家から見れば、当然金利が高いほうが、収入が多いわけですから、国債よりは市場公募債等のほうが魅力はあるのかもしれませんが、国が発行するもの、地方が発行するものについては、その安全性については問題ないものだと考えております。

○重松委員 はい、ありがとうございました。

○坂口委員 結果的に県内金融機関がもうちょっとぎりぎりに来たかなというのと、民間の需要への対応として、金庫の中に塩漬けする金はちょっと問題だという問題意識を先方も持っているのかなと、それを読まれての公募債かなという気がするんですけど。いずれにせ

よ、今後そういった面での歳出が膨らんでくるわけで、問題は、県内でキャッシュをフローさせ切るかどうかですよね。

だから、フロー効果を期待しながら、やっていく投資が県内経済、いわば県内での利益の確保というんでしょうか、そこにつながるような。もちろん今、地産地消、地元発注というのを最大限心がけておられますけれど、なおさらそういったものに気をつけながら、そこまで大きい投資をやっていったものが確実に県内での景気浮揚、経済の活性化につながるように、それとセットにしながら、いろんな意味での出し方の工夫というのが必要かなと思うんですね。ぜひそこを気をつけていただきながら。

**○吉村財政課長** 今後数年間にわたって、公共事業は大きくふえていくことになります。原則、県内発注を基本としてはやっておりますので、引き続きそれは守りつつ、これだけ公共事業等にお金をかけますので、その分が県内経済にちゃんと波及効果が行くように平準化もしながら、調整していく必要があるものと考えております。

**○坂口委員** ストック効果は当然上がってくるんですけども、それに伴うフロー効果というのが大きいかなと思うものですから、ぜひそこは配慮の上にも配慮をお願いしたいと思います。

**○脇谷副委員長** 関連で、この市場公募債なんですけれども、宮崎市で言うアイビー債と同じなのかどうかというのが1つ、もう一つは、年数も含めて、金額も含めてですけど、期限があるのかどうかを教えてください。

**○吉村財政課長** まず、宮崎市が発行しておりますアイビー債も、市場公募債ということでは同じではあるんですが、基本、アイビー債につきましては市民向けの、市民に宮崎市の行政に参加してもらおう意欲を高めるために、宮崎市が

やる事業に市民の方もお金を出してくださいという、そういう位置づけで出しているもので、規模が若干小さいんだと思います。

本県がやる市場公募債につきましては、最低100億円以上となっておりますので、まずは100億円からスタートをし、今後その状況を見ながら、増額等も考えていきたいというふうに考えております。

**○脇谷副委員長** では、期限とかは、特別設けていないということでしょうか。

**○吉村財政課長** はい。償還期間を何年で設定するかは、そのときの状況を見ながら検討していくことになります。

**○脇谷副委員長** わかりました。

**○日高委員長** ほかにないでしょうか。では、1つだけ。

防災拠点庁舎についてなんですけれども、金額ベースで29%ということでありましたけれども、本当にこれ今年度中に終わるのかと大変心配しているところであります。働き方改革を進めている中で、今年度中にこの庁舎建設工事が終わるのか、再度確認させていただきたいと思っております。

**○楠田防災拠点庁舎整備室長** 確かに、委員長の指摘どおり、工期的には非常に厳しい状況にあります。

正直言いまして、若干おくれぎみになっていくところではありますが、現在、一応施工業者も含めて取り戻すような感じで頑張っているところでもあります。現在、地下工事をやっております、これがもうすぐ地上工になりますと、内装とか、いろいろ入ります。その時点で、ある程度人を投入すれば取り戻せる部分もあると思っておりますので、そこで年度末の完成に向けて頑張っていきたいというふうに考えております。

○日高委員長 年度をまたぎたくないというのものもあるかもしれませんが、オリンピックの施設でも、大きな事故が起きておりますので、ぜひそういうことがないように気をつけていただきたいと思います。

ただ今、時刻は11時55分になっておりますけれども、ここで休憩し、午後1時から再開したいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは午後1時再開として、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

---

午後1時0分再開

○日高委員長 委員会を再開をいたします。

先ほどあったその他報告の説明に対するの質問はありますか。

○坂口委員 防災庁舎の件で、きょうの報告を受けてちょっと気になったのが、宮崎市とかは整備計画は将来ないんでしょうかね。万が一あった場合に、県防災庁舎としておかないと、市にも1つあれば、緊急時にぱっとその区別が。防災庁舎集合とかなったときに、市をイメージする人と県をイメージする人が。だからそこらが将来ずっとなければ、余りにすることでもなくて、簡素化が一番いいかなと思って。それがちょっと気になったんですけど、そこらはどんなでしょう。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 今回、防災庁舎と整理したいと思うのですが、略しておりますが、実際には、宮崎県防災庁舎という形で表記させていただきます。市のほうの計画は、承知しておりませんが、こちらはどのように表記させていただきます。

○坂口委員 それでちょっと安心しました。

それから、関連してですけど、これはどんなぐあいに説明すればいいか、なかなか難しいんですが、BCP、いわゆる防災庁舎が拠点になって、県のBCPはしっかりやられていて。だけれども、万が一そういう大災害が発生したときに、BCPというのはそれぞれ県民、極端に言ったら県民全てが自分のBCPというものを持って、例えば外出も、どうしても避けられない外出。企業なんかも出勤してくる社員まで、最低限自分のところが責任を持たないといけない業務の遂行、それをしないと元請との関係が絶たれてしまうとか、元請の機能を麻痺させてしまうとか、緊急時にどうしても即必要なものを自分のところが生産しているとか。公務員の方々に限ってもですけど、勤務されている人たちの特に公共交通機関なんかの利用は極力避けて、何日間かは様子を見ながらだんだん広げていかないと。本来BCPのために物なり人なり、あるいは電気の消費なり、公共交通機関を含めた道路、自家用車でも歩行でも何でもいいですよ。

そういったものが最小限に狭められる中で、俺は俺の行動をするんだと、うちは生産、全ライン回せるから全て生産するんだとやったときに、麻痺する部分が出てきそうな気がするんです。この作業を今後はやっとなないと、あそこがそれら全ての司令塔になると思うんです。

だから、極端に言ったら、あなたのところは、その活動は遠慮してくれというところまでやって、緊急のための移動にこのアクセスは譲ってくれとか、インフラを譲ってくれとかいう、この作業をやっとなないと、実際ここが本当の果たすべき役割というのとパニックを抑え切れるかなというのがずっと心配事なんです。

うまく説明ができないんですけど、何か言っ

ているイメージがわかれば、それ理解いただいた上で、そこらに対しては、今後の課題とすべきじゃないかという気がするんですが、どんなでしょうかね。

**○楠田防災拠点庁舎整備室長** BCPについての質問だと思うんですけども、今、防災拠点庁舎については、あくまでも県としてのBCPとして、災害時でも継続すべき業務については行いますということで、そのためには当然ハードがちゃんと整備していないといけませんので、そのために防災拠点庁舎を今つくっている状況があります。

委員が言われました民間のほうについては、民間は民間でそれぞれ企業でBCPはつくっていると思うんですけども、ちょっと状況を把握できてないところがあります。

**○坂口委員** 一番、肝心なのはそこだと思うんです。例えば、県のBCP、これだけ最低限責任を持って動かないとだめなんだといったとき、バスに乗ろうとしたら満席です、遠慮くださいとか、道路に行ったら渋滞しています、おたくは別なルートを選んでくださいと言ったら、間尺に合いません。

だから、あなた何の用事なのといったとき、それを今やらなきゃ死活問題なのといったら、いや、うちは旅行だから、今、行かないと休みがとれないと、それは遠慮してくれと、極端に言ったらですよ。

それをしないと、防災庁舎本来の機能が発揮できなくなるんじゃないかと。行って見た、発電機持っていますと、でも、1週間で燃料が切れちゃった。電気はといったら、各家庭が使っているからブラックアウトしますよとか。そうなのはだめだから、これは県民全体で、個人まで取り組むBCPで、電気は最小限に、通常

のものは遠慮してくれとか、バスは使わないでくれと、こういったスペースなり道路なりは、車を通さないでくれとかいうこと、それは県民全体が協力してくれと。

工場にしても、自動車なら自動車でも、何でもいいです。元請会社にうちは納入する契約をしているんだといったとき、元請会社は、お宅の品物が行かないとそこの生産が麻痺してしまう。それで、ほかに調達先を見つけられたら、そこは今後の契約とれないというような部分に限っては、それは納めないとしようがないですよ。

だから、最低限のBCPというものを各自が持って、まずそれを実行していただいて、徐々に県の指導なりで解放して行って、おたくは通常業務に戻しても、何らうちのBCP遂行には影響ありませんとか、それは調整可能な範囲内に入っていますということでやっていかないと。本当、日豊線を通っている県の職員の人たち、日豊線がだめになったと、じゃ乗用車で行こうと、10号線混んでいますとかですよ。

そしたら、本当、仏をつくって魂入れずですよ。それを避けるためにはすごい作業が待っているんじゃないかなという気がするんですよ。

**○藪田危機管理統括監** 今、坂口委員から御意見がございましたけれども、行政機関、それから企業等でBCPの策定を進めております。災害時については、それぞれBCPにのっとって動いていくことになりますけれども、大規模災害において、何よりも肝心なのは、まず人命の救難救助、そういった活動が最優先されます。そこに支障があるといけませんから、県民に対する啓発の一環として、災害時における——県民の方には今までも耐震化ですとか、あるいは備蓄といったいろんなことをお願いしておりま

すけれども、それとあわせまして、災害時には、そういった行動を優先せざるを得ない。ある程度生活に、いろんな企業の活動に支障があるかもしれないけれども、そこは理解していただきたいということを含めて啓発していかないといけないなというふうに思っております。

**○坂口委員** それは甘過ぎると思うんですよ。BCPというのは、最低限責任を持つために、これだけの活動は絶対何があっても確保したいというセーフティーネットですよ。それを、うちは何の弊害もなかったと、100%稼働できるとなったときに、そこが稼働することもBCPの中の一つですよ。

だけれども、おたくは100%稼働せんでくれと、今、死活問題に影響する部分は、おたくではこれだけなんだと、だからこの部分だけで遠慮してくれという作業です。これは啓発なんかで成り立つもんじゃありません。

だって、うちの工場は100%生産できると、ラインも生きてると、社員だって出てこれる、じゃあ工場生産は続けましょう。BCPというのは、最低限のことを守るために、セーフティーネットをかけていく、あるいは耐震補強も必要かもわからない。従業員だって、こういう呼び出しをやって、だめなときは代替策でこうやるとか、呼び出しのための電話がだめになった、携帯がだめになった。では、こういう通信手段を使うと、それがBCP、おのおのが持っているですね。最低それはやるけれど、それ以上やるかもわからないというのが通常ですよ。

だから、それでは麻痺しますよということなんです。この作業は、相当な労力とそれなりの代償も必要かもわからない。それをやっておかないと、仏をつくって魂が入っていない防災庁舎になる可能性があるんじゃないかなというこ

とを心配してお尋ねなんです。そこどうですか、うちはよかったと、フル稼働できるとなったら、企業はやりますよ。だって、利益を出さないといけない。いろんなところに対して、極端に言ったら株主に対しての責任もあるわけです。

しかしながら、それは俺の一存でとめると、まず県のBCP機能を確実にやらせる。そのためには全て整っているけれど、交通機関だけがだめらしいとなったら、一切乗用車は出すなど、電車にも乗るなど、そういうことの協力がないと、機能しませんよということを行っています。だって、今までの災害を見ていると、全部そうでしょう。そこです。

**○温水危機管理局長** 委員がおっしゃる話は、最終的にはそういう話になっていくんだろうというふうに思っております。県庁がつくっておりますBCPは、県庁の本庁のBCPと各支部のBCPとがありまして、まず本庁のBCPにおいては、県庁の機能が十分有事の際でも発揮できるようにするための業務継続計画であります。

したがって、南海トラフ級の大規模地震が発生した場合には、それを想定して言いますと、基本的には本庁職員は全員登庁することになります。

ただし、さっきおっしゃいましたように、交通も混乱しているでしょうし、被害に遭っている職員もいるかもしれません。まずは、それぞれ自分の命の確保が大前提で、それができた上で、可能な人間から登庁していくことになるのかと思います。

まずは、県庁に登庁してきた段階で、多分BCPの本部会議を開催しまして、県庁非常時体制に突入することになるのかと思います。すな

わち、通常業務をストップして、災害復旧業務と、要するに災害応急業務と通常業務以外の必要な業務を行うこととなります。

そして、被害状況とか、そういったものが刻々とわかってくる。その中で、県庁は通常業務を停止をした上で業務を行っていくこととなりますので、その中で県庁の業務を維持しつつ、そして災害対策、災害応急業務をしつつ、県庁業務をしていくこととなります。

また、先ほどありました民間企業についても、業務継続計画をつくっているところもありますが、要するにそれぞれの業務継続計画に…。

**○坂口委員** その説明は何度もこの何年間か受けてきて、そして今この時点に差し入れたわけです。

だから、県がそういう計画を持って物をつくったことは、これは立派なことで、これは褒めるべきことだと思っているんですね。おめでとうございます。

ただ、今、仏をつくっただけで、そうやろうといったって、何らかの障害が出たとき、何かがそこに生じたとき、最低限の県の業務遂行をしようとしたときに、何かが欠けて、それができなくなる可能性があるんじゃないか。それは物の不足ですね、必要な物資の不足。あるいは手段、そこが完璧に開いていることを想定での今の計画でしょう。今の計画というのは、ここに誰も来れないかもわからないわけでしょう。

道路は立ち往生で、大パニックですよ。そんなときのBCPは、県全体で持つておかないと、県が思うような活動ができないんじゃないのと。3日間待ってくださいと、片づきましたから4日目から出てくださいじゃ、間に合わないじゃないのと。今の説明はわかっているんですよ。それがようやく見通しが立ったなというのが今

だと。

しかし、これから先はそれが実働部隊として機能する。絵に描いてあるものを実際の行動に移すためには、いろんなことが想定できませんかと。今までのいろんな事例、大規模災害、東日本大震災を見てもそうです。

まず、現場に行けなかったです。時間も夜かもわからない、昼かもわからない、日曜かもわからない。そういうときに、まずは一番大切な県としてのBCPにある機能をしっかり担保するために、それにマイナスになるようなものを排除しておく必要があるんじゃないですか、その排除は誰がやるんですかと。パニックになったときに、それはみんなが合意しといて、しっかりそこでやっとかないとできませんよと。いや、うちは会社を動かすよと、何言っているんだとやられたら、それを排除することはできないでしょう。

そのときに、じゃ局長なら局長が乗用車で来ようとしていたら、道路が混んでいて、そしてまた俺が先だ俺が先だ、信号は壊れている、電気は通らない、ガソリン屋はずっと行列が並んでパニックになっていると。いや、だめだと、うちの車に最初給油してくださいと、実際そういうことが起こって、おたくは遠慮してくださいという作業が待っているんですよ。

だから、今度はその作業に入っていないと、せっかくつくったものが使い物にならないようなことが起きないかということなんですよ。ようやくハードができた、次はソフトでしょうと言っているんです。僕の説明が下手かもわからない。下手かもわからないから、そんな答弁になるのかもわからないけれど、次の段階ですよ。

**○温水危機管理局長** 今、委員がおっしゃいました、例えばガソリンなんかに関しましては、



行政が優先的に使用させてもらえるように、そういう協定を結んでおります。

○坂口委員 だから、もういいです。これは終わり。そういう協定を結んでいたって、ガソリン屋と県の協定であって、お客さんが飛び込んできて、車が並んでいるんですよ。ホースはそこまで届かないんです。ほかの家が電気を使えば、ガソリンのポンプも回らないかもわからないんです。

だから、そこらをしっかりしとかなないと、その計画は実行できないですよ。だから、今度はそれを実行するためのと言っているけれど、僕の説明が下手だと思うんですね。だから、これはもういいです。

○日高委員長 ほかにございませんでしょうか。

○坂口委員 部長として、僕の説明わかっていないんですか。僕はいいと言ったけれど、わかればそれは説明してもらわないと。わかんなければ説明がわからないと、終止符は打ってもらわないと、これは議事録をつくるんですよ。

○武田総務部長 今、坂口委員から御提言がありました本当にそういう取り組みは非常に大事なことだと思いますし、いざ災害が起きたときに統一して、全体が動いていくことは非常に重要なことではないかなというふうに思います。恐らく災害が起きた場所とか、それから規模とか、そういったものによっても違ってまいりますし、また今説明がありましたけれど、それぞれにBCPをつくっておりますので、そういったものとの整合性とか、それからあと国がどういう形で、その地域に対して指示をしていくのかとか、特に水とか、電気とか、そういうエネルギー関係とか、そういった基盤をどううまく回していくのかとか、そういった課題もあると思いますので、国のほうとも一応そういった話

をしたり、もしくは他県で先進的にそういった取り組みをしているか、そういったところもちょっと研究をさせていただいて、今後どういったことができるかを考えていきたいというふうに思っております。

○坂口委員 そうですね。小さく言えば、事件があったときの不要不急の外出はお避けくださいみたいなものも、ある程度強制力を持った合意、そして訓練が必要じゃないかなという気がするんです。

○日高委員長 ほかにございませんでしょうか。

○脇谷副委員長 権限移譲についてちょっとお伺いしたいんですけれども、今回中核市ということで、宮崎市に児童福祉法についての難病の患者に対する医療費等に関するということで権限移譲されるんだと思うんですけれども、この右側のグラフを見てみますと、宮崎市が一番多くて、そのほかの市町村も権限移譲数がだんだん多くなってきているんですけれども、ここに希望すると書いてありますけれども、どの分野で市町村が一番権限移譲を希望されているのでしょうか。

○石田市町村課長 市町村への権限移譲の関係でございますけれども、41ページのグラフで、宮崎市が一番多くなっていることにつきましては、宮崎市が中核市であることから、以前法令移譲されていないものでも、中核市としてこれやりたいですというものについて、希望するメニューに手を挙げていただいて、それをこれまで移譲してきているというものであり、実績として宮崎市さんが多くなっているというのが1つでございます。

それから、分野でございますけれども、今回この議案で上げております福祉の関係でございますね。難病に関する事務ですとか、あるいは

この下のほうの障がいの関係ですとか、こういった福祉に関係する事務以外にも、もろもろ各市町村に移譲しているものはございます。

特に、ちょっと多いところ、具体的に例えば公有水面ですとか、福祉以外にも土木の関係ですとか、農政の関係とか、そういったものもございまして。市町村でちょっと若干差があるところがございますので、それなりに県内の市町村で多く移譲されているものについて、まだ残っているところにつきましては、少しそういった働きかけとか、市町村の自主性を尊重しながらやっていきたいと思っております。

**○脇谷副委員長** ということは、市町村が自分たちで権限移譲してほしいと言っているものなのですか、それとも受けるということなんですかね。

**○石田市町村課長** 御指摘のとおり、市町村のほうから県がやっている事務について、自分たちでやりたいという希望で手を挙げていただきまして、それについて県と協議をして移譲する形になってございます。

**○脇谷副委員長** わかりました。いいです。

**○日高委員長** ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○日高委員長** それでは、次に補正予算案の事前報道に係る調査結果について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○吉村財政課長** 5月27日、当委員会から要請のありました補正予算案の事前報道に関する調査の結果を御報告いたします。

別紙でA4を1枚、ペーパーを御用意しております。表題に補正予算案の事前報道に係る調査結果についてと記してあるペーパーをごらん

ください。

まず、今回の調査の趣旨、目的であります。

補正予算案の内容の一部が県議会への説明前、具体的には議会運営委員会前に報道されたことを踏まえまして、今回の予算編成に關します情報取扱状況を調査しますとともに、再発防止に向けた取り組みの強化を図るために調査を実施いたしました。

調査の概要です。

日程はそこに記載のとおり、6月3日から11日にかけて、全部局を対象に調査を行いました。

調査の内容ですが、二役を含みます各部局の補正予算案の編成に携わりました職員に対し、報道された事業等に関して、報道関係者に説明をしたか、予算関係書類を不適切な方法で取り扱っていないか、部外者へ事業内容を話していないか等につきまして、聞き取りで調査を行ったところであります。

3番目、調査結果ですが、今回の報道内容に結びつくような職員の対応は、今回の調査では確認できなかったところであります。

4点目、再発防止についてです。

まず、1の職員への指示及び周知についてであります。

6月3日の庁議におきまして、まず知事、副知事から、部長級以上の幹部職員に対しまして情報管理の徹底について指示を行いました。あわせて、同日付で、(2)に記載しております再発防止対策等を内容とする副知事通知を発出したところであります。

2にありますとおり、同日に各部局の連絡調整課の課長補佐を集めまして、財政課から情報管理の徹底について、各部局内に周知するように依頼をいたしました。

それを受けまして、各部局において、全職員に情報管理の徹底について周知をしていただいたところです。

具体的な再発防止策についてです。

まず、①報道関係者への情報提供に関しまして、議会に提案する議案は、全て議会運営委員会終了後に公表するものであることを改めて全職員に周知いたしました。

2つ目、報道関係者への対応につきましては、原則として課長補佐以上が行うこと、対応状況については、部局内で情報共有を図ること、重要なものにつきましては、財政課にも情報提供を行うこと、以上3点、報道関係者への対応につきましては、組織的な対応をしていただくようお願いをしたところです。

3点目、関係書類の適正な管理ということで、関係書類の管理、処分を適正に行うよう、あわせて周知をいたしました。

改めまして、情報の取り扱いにつきましては、職員一人一人の意識の徹底を図っていく必要があると考えております。

最後に、予算編成を担当する課の課長といたしまして、今回の件につきましておわび申し上げますとともに、改めまして再発防止に取り組んでまいります。

説明は以上です。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

ただいまの報告について質疑はありませんでしょうか。

○武田委員 県に限らず、市町村もなんですが、市町村でもよく出るんですよね。議運前に出てしまっ、新聞報道で知って、住民の皆さんから問い合わせが来て、いや、知りませんよみたいなこともよくあるんですが、今の職員への指示及び周知とか、再発防止策は、今回新しいも

のでなくて、今までもあったものではないかなと。今まであったにもかかわらず、こういう情報漏えいがあったということは、新しい何かを考えていかないと。情報を報道機関に出す窓口が1つではないのか、各部でそれぞれあるのか、どこか1つ窓口をつくって、それ以外は出さないとか、そういうのはどういうふうにならなっているんですかね。

○吉村財政課長 再発防止策といたしましては、まず改めて職員の意識徹底が第一だというふうに考えておりました、全職員に対しまして周知を図ったところです。

あわせて、組織的な対応をすることに関しましては、個人が全ての責任を負うのではなくて、組織としてきちんと対応することで、再発防止が少しでも図られるのではないかと考えております。

当然、このような対応を今までもやってきたところではあるんですけど、改めて全職員がこのことを認識して、再度これらの取り組みを徹底していきたいということで、再発防止対策として上げているところです。

○武田委員 よく理解はしているつもりなんですけど、今までなかなかそれが。またかという感じになると、何らかの新しい対策が必要。周知徹底であるとか、いま一度全員にとりか、多分県庁職員になられるときに守秘義務の徹底とか、必ずあると思うんですよね。それが毎年毎年されているにもかかわらず、こういつて出てくるということは、何か違う切り口のものが必要な気もするんですが、そこらあたりいかがでしょうか。

○吉村財政課長 まず、再発防止対策として3点上げましたが、これで十分だと考えているわけではありませぬので、その時々で、委員の御

指摘も踏まえまして、適切な対策を講じてまいりたいというふうには考えております。

**○平山行政改革推進室長** 新しい取り組みをという御指摘でございますけれども、これまでもコンプライアンスにつきましては、情報管理、守秘義務を含めまして、職員にチェックシートで守秘義務の徹底等を促しているところとして、研修等でもコンプライアンス研修ですとか、各職員の階層別研修等で周知徹底を図っているところですが、今回このような事案が発生したということも踏まえまして、来年度から導入します内部統制につきましても、このような情報管理、公文書管理も含めて対象にすることも十分今後検討していかないといけないというふうに認識しているところです。

**○日高委員長** よろしいでしょうか。

それでは、今後こういうことがないようにしっかりと情報管理の徹底をお願いしたいと思いません。

その他で何かありませんか。

**○温水危機管理局長** 済みません。ちょっと時間を頂戴いたします。

先日、5月27日の本委員会におきます私の発言について、2点訂正させていただきます。

硫黄山周辺の県道1号の通行再開に向けました道路整備に関する御質問に対しての私の発言に関するものでございます。

まず、1点目は、来住委員からの工事スケジュールに関する御質問に対しまして、10月から11月ごろまでには工事を完成させたい意向と聞いている旨の発言をいたしました。県土整備部に確認いたしましたところ、専門家からの意見も伺いながら、慎重に進めていく予定であり、工事完了の時期については未定とのことでありました。

次に、2点目は、坂口委員からの工事の内容に関する御質問に対しまして、盛り土で工事を行うと聞いている旨の発言をいたしました。県土整備部に確認いたしましたところ、盛り土と切り土で工事を行う予定ということでありました。

以上、訂正させていただきますとともに、おわびを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

**○室屋消防保安課長** 午前中に来住委員から御質問のありました電気工事士に関する平成30年度の手数料の徴収額でございますが、850件の合計427万8,100円でございますので、御報告申し上げます。以上です。

**○武田総務部長** 先ほどの補正予算案の事前報道に係る分でございますけれども、今回の件につきましては、改めて委員の皆様方に非常に多大な御迷惑、また県議会の皆様方に御迷惑をおかけしましたことを改めて深くおわびを申し上げたいと思います。

私ども総務部としましては、再発防止に向けて、予算案に係る情報管理の徹底、そういったことと、それからしっかりと対応することについて、各部局に指示をしたところでありまして、今後このようなことがないように全力で取り組んでまいりたいと思っております。

知事を初め、私ども執行部としましては、車の両輪である県議会の皆様方との信頼関係、そういったことをしっかりと肝に銘じるといいますか、それが非常に大事なことだと思っておりますので、県議会への御説明につきましては、丁寧かつ時期を失することがないように努めてまいりたいと思っております。引き続き、皆様方の御指導、御協力をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

○日高委員長 ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

---

午後1時36分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、議案の説明に当たっては、補正予算とそれ以外で分けて説明を受けることとし、委員の質疑は、執行部の説明がそれぞれ全て終了した後をお願いをいたします。

○渡邊総合政策部長 総合政策部でございます。まず初めに、お礼を申し上げたいと存じます。

6月6日に開催いたしました国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭の第4回県実行委員会がございましたけれども、当日、丸山議長、そして日高委員長に御出席を賜りました。まことにありがとうございます。

2020年の大会本番まで、残り500日を切ったところでございます。引き続き、県議会の皆様方の御協力をいただきながら、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議をいただきます総合政策部所管の議案等につきまして、その概要を御説明させていただきます。

お手元にお配りしております総務政策常任委員会の資料をごらんいただきたいと思います。

おめくりいただきまして、左側のページの目次をごらんいただければと思います。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」でございます。

右側の資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回お願いしております補正予算につきましては、宮崎県人口減少対策基金を新たに設置し、人口減少問題に対応していこうとするものでございます。

総合政策部の令和元年度一般会計の6月補正額は、一般会計の表の一番下の計の欄にございますように31億9,331万9,000円の増額でございます。補正後の一般会計予算額は164億9,499万1,000円となっております。

2ページから15ページにかけましては、6月補正予算として計上しております各課の事業を掲載しております。

内容につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

目次にお戻りください。

2の特別議案でございます。

議案第8号「宮崎県人口減少対策基金条例」、議案第12号「宮崎県総合計画の変更について」、議案第13号「宮崎県中山間地域振興計画の変更について」の3件につきまして、議案審議をお願いしたいと存じます。

以上が議案の概要でございますが、詳細は担当課長から御説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、3の報告事項でございます。

平成30年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について、御報告をさせていただきます。

最後に、その他報告事項といたしまして、目次に記載のとおり、7件の報告事項がございます。これにつきましても、後ほど担当課長より

御説明をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。よろしく  
お願いいたします。

○小倉総合政策課長 総合政策課でございます。  
それでは、総合政策課の補正予算案につきまして  
御説明させていただきます。

歳出予算説明資料の3ページをお開きくださ  
い。

総合政策課の補正予算につきましては、左か  
ら2列目の一般会計の補正額にありますとお  
り、30億3,609万9,000円の増額補正をお願いし  
ております。

補正後の予算額につきましては、右から3列  
目にあります38億1,064万6,000円となっております。

続きまして、5ページをお開きください。

上から5行目になります(事項)県計画総合  
推進費の説明欄にありますとおり、3つの事業、  
1、「宮崎県人口減少対策基金積立金」、2、「県・  
市町村人口問題対策連携事業」、3、「デジタル  
マーケティング推進事業」についてであります。

事業内容につきましては、常任委員会資料で  
御説明させていただきます。

戻りまして、常任委員会資料、2ページをお  
開きください。

宮崎県人口減少対策基金積立金についてであ  
ります。

1の事業の目的・背景でございますけれども、  
社会減及び自然減対策による人口減少の抑制、  
人財育成・確保の取り組みを加速させ、人口減  
少によって生じる課題を克服し、将来にわたっ  
て活力が維持される地域づくりを進めるもので  
あります。

2番の事業の概要でございますけれども、予  
算額は30億20万円、事業期間につきましては、

令和元年度から令和4年度までの4年間でござ  
います。

(4)の事業内容でございますけれども、対  
象事業は人口減少対策に資するものとなります  
けれど、具体的には右側の3ページの横の図を  
ごらんください。

こちらに人口減少対策のイメージとあります  
けれども、左側の令和元年度当初予算における  
人口減少対策に加えまして、新たな取り組みや  
加速させる取り組みとして、真ん中の囲みにあ  
りますように、①若者に情報を届け、地域とつ  
なげる、②産業の魅力を高め、人財を呼び込む、  
③ふるさと回帰や移住を拡大する、④中山間地  
域の暮らしや産業を支える、最後に⑤として、  
未来の人財を地域で育てる、こういった5つの  
観点から、特に若者の県内定着、転出した場合  
でもしっかり情報提供をする取り組みと移住・  
U I Jターン施策の強化、その後の就業・起業  
支援など、こういった施策の展開を図ってまい  
りたいと考えております。

今議会には、県総合計画アクションプランの  
御審議もお願いしているところでありませ  
ども、今後4年間、この基金を活用しながら人  
口減少対策を強化させていただいて、一番右側  
の囲みにありますように、社会減の解消、それ  
から合計特殊出生率2.07の実現に向けて道筋を  
つけてまいりたいと考えております。

続きまして、4ページをお開きください。

今回、6月補正におきまして基金を活用した  
事業、それぞれ具体的な事業について掲載して  
おりますけれども、移住・U I Jターン、定住  
の促進に係る移住支援金の支給に加えまして、  
人口減少下での業務の効率化ですとか、就業者  
の確保に資するICT化ですとか、真ん中の欄  
にあります外国人材の受け入れ活用、こういっ

たことなどを含めまして26の事業を新たに実施してまいりたいと考えております。

基金の説明については以上でございます。

続きまして、個別の事業について御説明させていただきます。

資料の5ページをお開きください。

県・市町村人口問題対策連携事業についてであります。

1の事業の目的・背景でございますけれども、人口減少問題につきまして、県と市町村の職員が連携して取り組む体制を構築して、市町村ごとの課題の分析ですとか、実情に応じた施策を推進するものであります。

事業の概要でありますけれども、予算額は2,547万8,000円、事業期間は令和3年度までの3年間です。

(4)の事業内容としましては、県と市町村の職員による人口問題対策研究会を県内7ブロックで設置させていただいて、県と市町村職員が一体となって、人口減少対策を検討します。また、県・市町村双方でアイデアを出し合って、磨き上げた上で社会減対策、自然減対策を初め、人口減少問題対策として効果的と考えられる取り組みについて、その実施費用について県が財政支援を行ってまいりたいと考えております。

事業効果でありますけれども、県・市町村が一体となった分析等を行うことで、地域の実情に応じた対策が実施できるということと、県と市町村、あるいは市町村同士の連携促進を図っていききたいというものであります。

続きまして、6ページをお開きください。

新規事業、デジタルマーケティング推進事業であります。

事業の目的・背景でございますけれども、デジタルマーケティングというものにつきまして

は、例えばインターネットですとか、電子決済などの利用者の情報(データ)——ビッグデータと言われるものですが、こういったものを活用して、消費行動につなげていくための手法でございますけれども、移住の促進ですとか、観光の交流など行政分野におけるこういった手法の活用に向けて、現状の情報発信の課題分析等を実施して、例えば県外の方々に本県の魅力、情報を効率的、効果的に届ける仕組みの確立を目指す事業でございます。

事業の概要でありますけれども、予算額は1,042万1,000円、事業期間は令和3年度までの3年間です。

事業内容としましては、デジタルマーケティング手法に関する専門家による講演会等を実施して職員の意識啓発を図るほか、現状のPRコンテンツなどの課題の分析や検証、加えて導入モデルとなる施策分野の検討などを行ってまいります。

事業効果でありますけれども、下の図をごらんいただきながら説明させていただきますが、従来型のマーケティングでは、移住した人、観光に来た人、そういった結果的に利用された方の情報しか把握できなかったところでもありますけれども、デジタルマーケティングにつきましては、従来型に加えまして、ホームページを閲覧したりですとか、例えばPR動画を視聴するなど、その情報に関心を持った段階で働きかけを強化できるということで、関心を持った層と持たなかった層を峻別して、関心を持った層に重点的にPRするといったことも可能となってまいりますので、これによって宮崎の魅力、ブランド等に関心のある層に重点的かつ効率的な情報発信をして、予算、人員に限られる中で、施策効果の最大化を図って、人口減少時代に合った情

報発信方法の確立を目指してまいりたいと考えております。

総合政策課の説明は以上です。

○日高中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の7ページをお願いいたします。

当課の補正予算額は1億3,972万円の増額補正でございます。補正後の額は7億1,975万7,000円となります。

8ページをお願いいたします。

上から5行目の(事項)移住・定住促進費であります。

説明欄に記載しております2つの新規事業の事業内容につきましては、総務政策常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の8ページをお願いいたします。

新規事業「わくわくひなた暮らし実現応援事業」についてであります。

1の事業の目的でございますが、本県への移住促進や地域における人材確保を目的とし、効果的な情報発信を実施するとともに、移住相談から実際の移住、定着までの各段階における支援を国、市町村、企業等と連携して充実させ、移住・定住者の増加を図るものであります。

2の事業概要であります。予算額は1億3,307万2,000円、財源は国の地方創生推進交付金と宮崎県人口減少対策基金を活用し、事業期間は今年度から令和4年度としております。

4の事業内容でございますが、本事業の全体概要について、9ページの資料で御説明いたします。

9ページの横の表をお願いいたします。

横表の左側の欄をごらんいただきたいんですけども、わくわく地方生活実現政策パッケージについてでございます。

この政策パッケージは、内閣府が昨年6月に策定したもので、東京圏への一極集中の是正と地方の担い手不足解消のため、国が地方創生推進交付金により、地方自治体が行うUIJターンによる起業・就業者の創出等の取り組みに対して支援をするものでございます。

以下に交付金の対象としている事業を記載しておりまして、一番上の移住支援金及び上から3番目のマッチング支援関連の事業について、今回当課より補正予算をお願いしております。

なお、創業支援金と女性・高齢者の就業支援は、商工観光労働部より補正予算をお願いしているところでございます。

まず、一番上の移住支援金は、東京圏から県内の選定企業に就職した移住者に対して、世帯・家族の方には100万円、単身者には60万円を支給するものでございます。

3番目のマッチング支援は、移住支援金の対象となる選定企業を掲載するマッチングサイトの整備やセミナー等の実施によりまして、移住者と企業のマッチングを支援するものでございます。

移住支援金の支給につきましては、全国ほとんどの県が同様に取り組む予定となっておりますが、本県においては、右側の交付金の対象とならない独自の支援についてもお願いしているところでございます。

表の右側1つ目の移住支援金の対象拡大①ですけれども、本県への移住実績等を見ますと、東京圏以外からの移住者が多くなっていること等を勘案しまして、東京圏からの移住者だけでなく、全国からの就業移住者を対象としたいと



思っております。

次の対象拡大②につきましては、本県には中山間地域を中心に企業の少ない地域もございますので、企業就職ではない個人事業者への就職や自営業者、事業承継等も対象にしたいと考えております。

例えば、個人の医療機関に就業する看護師ですとか、自営の農業従事者等を想定しているところでございます。

お手数ですが、8ページにお戻りください。

(4)の事業内容の①相談対応・マッチング・広報等事業につきましては、移住支援金事業に係る全国からの相談への対応や移住希望者の掘り起こし等を行うため、大阪と福岡事務所に相談員を配置するほか、移住支援金に係る調整を行うコーディネーターの配置を予定しております。

その他、移住相談会・セミナーの開催やYouTubeを活用した動画による本県の魅力の発信や、マッチング対象企業向けセミナーの開催等を行うこととしております。

②の移住・定住支援事業につきましては、先ほど御説明した移住支援金に係るものでございまして、実施する県内市町村に対し、県が補助を行い、移住者への支給は、申請者が居住する市町村が実施いたします。

1つ目が、東京圏及び東京圏以外の全国から移住して選定企業に就職した方への支援金で、世帯、単身合わせて120件分をお願いしております。

なお、マッチングサイトの選定企業につきましては、大企業や官公庁等は対象外とされておりまして、今後、雇用労働政策課において市町村等の意見を伺いながら、対象企業を選定する見込みとなっております。

2つ目が、自営や個人事業者等への就業移住者への支援金で45件分をお願いしております。

なお、米印にありますように、国の定める要件に、移住直前に東京23区内に連続して5年以上居住する者等を対象とするとの要件があり、新規学卒のUターン者等は基本的には対象になっておりません。

県独自の対象拡大分についても、基本的要件は国に準じる予定でございまして。

3の事業効果としましては、効果的な情報発信や移住者支援体制の充実により、本県への移住を促進し、人口減少の抑制を図るとともに、地域の担い手不足の解消につなげてまいりたいと考えております。

10ページをお開きください。

参考としまして、昨年度の移住実績を記載しております。

本県の移住実績は、県及び市町村が移住施策により把握した移住世帯数を集計しておりますけれども、昨年度は471世帯、847人となりまして、前年度と比べて若干減少となったところでございます。

平成27年に東京・宮崎にUIJターンセンターを設置して以降、増加傾向にあったわけですが、伸びが若干落ちついてきた状況にございます。

次に、11ページをお願いいたします。

次の新規事業「好機を活かす！移住プロモーション事業」であります。

1の事業の目的でございましてけれども、ことし9月に本県で開催されますワールドサーフィンゲームスの機会を生かしたサーファーへのPRや本県とのつながりが強い出身者等が集まる機会、これは10月に東京都で第1回が開催予定のひなたフォーラムでございましてけれども、こ

のイベントの機会を活用した情報発信を行いまして、本県への移住の促進を図るものでございます。

2の事業概要でございますけれども、予算額は664万8,000円、財源は人口減少対策基金でございます。

事業内容でありますけれども、まず①のワールドサーフィンゲームスにおける移住情報発信につきましては、東京五輪の選手の選考大会の会場に選ばれましたサーフィン環境のよさやサーフィンと仕事が両立できる暮らしの魅力を来場者に発信するため、大会会場やサーフスポットにおける移住PRブースの設置や交流セミナー等を開催する予定でございます。

また、②のひなたフォーラムにつきましては、下に補足しておりますとおり、在京の県人会等が一堂に会して親睦・交流することによって絆を深めるイベントでございます。このイベントを通して、参加者にふるさとの魅力を再認識してもらうとともに、移住情報の発信ですとか、各部各課と連携しまして、担い手確保策のPR等を実施したいと考えております。

3の事業効果としましては、このような機会を活用して、本県での暮らしについてのより詳細な情報や魅力を発信することで、将来的な移住やそれにつながる関係人口の創出を促進したいと考えております。

説明は以上でございます。

**○米良産業政策課長** 産業政策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の11ページをお開きください。

当課の補正予算額は1,750万円の増額補正で、補正後の額は4億9,531万7,000円となります。

次の13ページをお願いいたします。

上から5行目の(事項)産業政策総合推進費の新規事業「中山間地域の魅力を高めるフードビジネス支援事業」及び、その下の新規事業「若手社員の“絆”構築事業」であります。

事業内容につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の13ページをお開きください。

新規事業、中山間地域の魅力を高めるフードビジネス支援事業についてであります。

1の事業の目的・背景であります。人口減少が著しい中山間地域において、起業しやすい環境の整備や魅力ある産業づくりに取り組むことで、より多くの移住者を呼び込むため、本県の強みであるフードビジネスの分野において、中山間地域をターゲットとしたビジネス支援に取り組むものであります。

2の事業概要であります。予算額は940万円、財源は宮崎県人口減少対策基金、事業期間は令和3年度までの3年間としております。

(4)の事業内容であります。まず①の加工技術アドバイザーの養成・派遣は、県の食品開発センターなどと連携いたしまして、現在、中山間地域に不足している加工技術に精通したアドバイザーを養成し、食品加工に取り組む移住者等へ派遣するものであります。

次に、②の加工技術の移住者等への承継は、後継者不足等の理由により、すぐれた加工技術が失われつつある現状を踏まえまして、そのような技術を移住者等に承継するとともに、商品開発や販路開拓等についてアドバイスする専門家を派遣するものであります。

最後に、③の有望な加工食品等の掘り起こし・販路開拓につきましては、中山間地域で生産・加工されました国内外での販路拡大が見込まれる加工品等を掘り起こしまして、販路開拓や

商流・物流づくりをトータルに伴走型でサポートする専門家を派遣するものであります。

3の事業効果であります。中山間地域をターゲットといたしまして、特にフードビジネスの加工・販売等の支援に取り組むことにより、移住者等の就業・起業を促進し、社会減の抑制につなげていきたいと考えております。

続きまして、次の14ページをお開きください。

新規事業、若手社員の“絆”構築事業であります。

1の事業の目的・背景であります。県外への人材の流出、特に若者の県外流出が多いことを踏まえまして、その要因の一つとなっております入社後間もない若手社員の離職率の低減を図るため、主に自社内での教育体制が十分でない中小企業を対象に研修を充実させ、社内、地域内での絆を深めていただき、定着率の向上を図るものであります。

2の事業概要であります。予算額は810万円、財源は宮崎県人口減少対策基金、事業期間は令和3年度までの3カ年としております。

事業内容であります。まず、右側の15ページをごらんください。

昨年実施いたしました調査結果によりますと、県外で働いている本県出身者が現在の企業に就職した経緯といたしまして、県内の企業に就職した後に転職したという方が47%に上っております。

現状2のグラフにありますとおり、本県においては、高卒、大卒ともに、就職後間もない離職が全国と比較して多くなっておりますが、その理由といたしまして、現状3のグラフにありますとおり、仕事が合わなかったというのに続きまして、職場の人間関係がうまくいかなかった、これが多くなっております。若手社員を

定着させるための環境づくりが急務となっております。

現在、その下に示しておりますとおり、経済団体や大学、金融機関等と連携いたしまして、人材育成プログラム「ひなたMBA」に取り組んでおりますが、ごらんとおり、新入社員、若手社員、そして中堅、幹部社員と、段階に応じてスキルアップを図るためのプログラムを提供しているところであります。

この従来の取り組みに加えまして、図の左下の2つの網かけの部分になります。また、左側の14ページで申し上げますと、(4)の①、②のところになりますけれども、まず1つ目が、入社半年程度の社員を対象に、会社や業種の枠を超えた仲間づくりのための同期の絆づくり合同合宿研修、そしてもう一つが、入社後1年を迎える若手社員と会社や地域の先輩社員を対象としての先輩との絆づくりフォローアップ研修、この2つの事業を実施するものであります。

3の事業効果であります。本事業の実施により、若手社員のメンタル強化に加えまして、地域の同世代の若者や先輩社員とのつながり、絆が強化されることで離職率の低減、ひいては社会減の抑制が図られるものと考えております。

説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

補正予算について質疑はありませんでしょうか。

○来住委員 ちょっと事務的にお尋ねします。

委員会資料の8ページ、わくわくひなた暮らしの事業ですけれども、先ほどの説明では、5年以上定着、定住された方になると思うんですけれども、もし5年以上定着しなかった場合はどうなるのかと、また具体的に支給金はどの時点で

支給されるんだろうかと思うんですけど、その点について、もう少し詳しく説明をお願いします。

**○日高中山間・地域政策課長** 先ほど申しあげました5年の要件につきましては、東京圏内に5年以上住んでいる方を対象とするものでございます。こちらに移住して、移住支援金を受け取って5年間、要するに移住してきて5年間は、その市町村内に住んでいただくことを条件に支給しますので、もし万が一、途中で離れることになったときには返還が生じることになっております。

移住支援金の申請につきましては、就職移住して3カ月を経過してから申請ができることになってございまして、その経過後に申請を受けて、市町村から交付されるという段取りになってございます。

**○来住委員** はい、わかりました。

続けて、10ページに参考資料がついているんですけど、平成30年度に宮崎県に移住された世帯が471世帯となっていて、それが幾つか、年代別、以前居住していた地域、それから宮崎県に入ってきた市町村別の仕分けが出されているんですけど、これの移住してきた理由別というのはつかんでいらないんでしょうか、どういう理由で宮崎県に入ってきたというのはわからないんでしょうか。

**○日高中山間・地域政策課長** 移住してきた理由というのは、必ずしも明らかにならない場合がございますが、ある程度、県と市町村の窓口でつかんでいるものをまとめますと、30年度で471世帯ですが、一番多い理由として上げられたのは、世帯主の方の回答になりますけれども、就職のために移住してきましたという方が全体471名のうち130名ほどいらっしゃいました。

その次は、農業につかれるということで帰ってこられた方が59名ほどいらっしゃって、次がUターンとして帰ってこられたという方が37名ほどでございます。

また、この集計、先ほど言いましたように、必ずしも理由がわからない方というののもかなりいらっしゃいますので、余り精度の高いものではございませんけれど、そういう状況になってございます。

**○来住委員** ありがとうございます。

それで、年代別では20代、30代が297世帯ということですが、地域としては宮崎市が中心になるのか。どこに移住をしたのかなと思うんですけど、若いですから、学生かなと思ったりするんですが、ちょっと教えてください。

**○日高中山間・地域政策課長** 申しわけありません。今この数字を取りまとめた段階でございまして、詳しい分析等がまだできてございませんので、またその辺については、わかり次第お知らせしたいと思っております。

**○来住委員** では、その資料がまたまとまったら、適当な時期に教えていただければありがたいと思います。

それから、もう一つ、471世帯で847名ですから、1世帯当たり2人以内という、平均ではそうなるんですけど。それでこの471世帯847人の方が30年度宮崎県に移住されてきたんですが、この471世帯847人の方が入ってくる中で、この、ひなた暮らしUIJターンセンターを通して、または、例えば、大阪事務所だとか、福岡事務所などを通じて、宮崎県に入ってきた人数というのはつかんでいらっしゃいませんか。

**○日高中山間・地域政策課長** ちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。(「じゃあ、

後で聞きます」と呼ぶ者あり)

**○高橋委員** 今の事業の9ページで、中山間地に配慮されているのかなと思ったのは、個人事業者でもいいですよということなんでしょうけど、これって、就業先と居住先は異なってもいいということですか。例えば、就業先が山之口あたりで宮崎市に住むとか、日南で農業して田野あたりに住むとか、それはオーケーなんですか。

**○日高中山間・地域政策課長** 一応、その居住地の市町村が支給するというようにしておりますが、どこに勤めるかという要件は課しておりませんので、今おっしゃった場合でも該当することになるかと思えます。(「余り納得はしませんけれど」と呼ぶ者あり)

**○武田委員** 補助をいただいて5年間住まないと返還義務が生じるということなんですけど、よく、国・県の補助金をいただいて、こういうことがよくあって。ただ、補助金をいただくときに保証人なんかとらないんですよ。返せないという場合が多くて、市町村でも、いつも問題になって、結局、最終的に市町村がかぶらないといけないというのがいっぱいあって。返還義務はあるんでしょうけれど、返還をちゃんとしていくための何かバックアップみたいなものはどういうふうになっているんでしょうか。

**○日高中山間・地域政策課長** 委員おっしゃるとおり、そういうことが懸念されておりますが、一つは、どうしてもやむを得ない事由というのはあり得るということで国も言っております。例えば、勤めたところが倒産してしまうとか、本人の健康の事情、いろいろあると思えますので、そこあたりは、まずは本当に回収しないといけないものかどうかという判断は必要かと思えますが、市町村と話す中では、そこを余り厳しくすることはしたくないというのが市町村の

意見でございますので、その辺はまた市町村と詰めてまいりたいと思います。ただ、国の交付金が入っておりますので、手続上はしっかりしないといけないということもございます。

それで、そのために、基本、市町村がその役割を担うことにはなりますけれども、県に、今回の予算でコーディネーターを1名お願いしておりますが、この方が事前に、そういう事態が起こらないように移住された方や企業のフォロー、そういったことをやっていくためのコーディネーターということでお願いしておりますので、その職員と市町村と一緒に、できるだけ、そういう事態にならないように事前に防げるような形の対策を進めていきたいというふうに思っております。

**○武田委員** 最終的にそうならないように一所懸命していただく、もちろん移住対策ですので、そこなんですけど、そういう勤めた会社が倒産するとかいう事案に当たらない場合で、どうしてもやめられる。この前、ちょっと聞いたんですが、農業をするために帰ってきて、市からいろいろ補助金いただいていたけれど、帰ってきた方の旦那さん——奥さんが地元の方で、よそから来られたんですけど、急に地元のおじいさんが亡くなって、農業を継ぐ人が誰も身内になくて、また戻らないといけないということになって。それも、そういう事案に当たらないということで返還義務が生じたみたいなんです。買った農機具とかを売って充てられるみたいなんですけれども、最終的な窓口は市町村なので、国・県の補助金をいただいているときに、結局、返還義務が生じて、その方が払えない場合に、市町村が今まで払ってきていると思うんです。多少県が割引していただいているという記憶がちょっとあるんですけど、結局、国に返すお

金に関しては市町村と県が案分して返している状態だと思うんですが、そこらあたり国は、本人が返せないときには、もちろん最終的な審査は市町村がするんでしょうけれど、そこらあたりの市町村とか、県がその分しないといけないというのは、ちょっと、どうかなと思うんですが、国はこういうふうな考えなんですか、そこは。

**○日高中山間・地域政策課長** 今おっしゃった新規就農の支援金とか、そういったものと大きく違うということは聞いておりませんので、手続的には、基本的には同じルールで動かないといけないのかなと思っておりますが、そういうケースがいろいろ出てくるかなというふうには考えておりますので、これから市町村とどういうルールにしていくのかを詰めていきたいというふうに考えております。

**○武田委員** よろしくお願いをしておきます。

**○脇谷副委員長** 関連ですが、わくわくひなた暮らし応援事業なんですけれど、まず、交付金と県独自の支援があるんですけれど、これ全体的に幾らと幾らになるんですか。この1億3,000万。

**○日高中山間・地域政策課長** この2番目の1億3,307万2,000円のうち、移住定住支援事業、②のところに係る部分が1億125万円となっておりまして、国の交付金の東京圏から来られる方の分が3,750万、東京圏以外から来られる、県が独自に見る分ですけれども、これが同じく3,750万、合わせて、このインターンシップ事業の②の1つ目のポツのところは7,500万になります。その下のほうの県独自で個人事業主等に支給するものの金額が2,625万になってございます。

**○脇谷副委員長** わかりました。この選定企業

なんですけれども、大体どういったところなんでしょうか。

**○日高中山間・地域政策課長** 先ほど申しあげました国の要件としては、大企業とか、官公庁等でないことというのはございまして、実際には、雇用労働政策課のほうで、マッチングサイトのほうに掲載するわけですけれども、基本的には成長分野ですとか、担い手が不足している分野をとということですが、幅広に登録する予定でございまして、現在も、宮崎県ふるさと人材バンクという県外におられる方を結びつけるサイトがございまして、そういったところに載るような企業は、基本的には該当するのではないかと考えております。

**○脇谷副委員長** 宮崎人材バンクのほうも見ましたけれども、私が言うのもあれなんですけど、どちらかというと宮崎市がやはり多いと思うんです。移住センターに聞きますと、交通の便がいいところがいいという方が多いので、宮崎市がやはり多くなってくるんじゃないかなと危惧しているんですけれど、そういうことでもいいのかというところを聞きたいんですけれど。

**○日高中山間・地域政策課長** 我々も1番危惧したところはそういうところではございますが、ただ、宮崎市内の企業に勤めても、ほかの町村に住んで通勤すれば、それは該当になるというところもございまして、一概に、それはちょっと好ましくないということは、なかなか言えないところでございます。ただ、先ほども申しましたように、現在のふるさと人材バンクの状況を見ましても、登録している企業自体が少ないという状況がございまして、できるだけ中山間地域の企業に登録していただいて、手を挙げていただきたいなという思いと、それが無理な場合には個人事業主とか、そういったところで、

何とか確保したいなというふうに思っております。

○丸山委員 国のわくわく地方生活実現というのを見ていますと、令和元年から6年までの6年間やるとあるんですが、宮崎県の場合、4年間と出しています。実際は6年間やる方向で考えているけれど、県知事の任期が4年間だから4年としているだけなのか、どういう考え方でやっているのか、まず、お伺いします。

○日高中山間・地域政策課長 基本的には国がまち・ひと・しごと戦略の最後の年1年と次の5年を合わせて6年やると言っておるようですが、本県の場合、基金を活用してやる関係もございまして、4年間とりあえず予算をお願いしたいと考えているところがございます。その後につきましては、この事業の状況を見て、それがどういう効果を生むのかとかいったことを判断した上で、また検討するのかなと考えております。

○丸山委員 あと、今回の人口減少対策で、4年間やる事業と3年間やる事業があって、それぞれ各課で違うんですが、その3年間やる事業と4年間やる事業は、何がどう違うのか。3年間で成果が出るとしっかりわかっているのか。もしくは、4年間やる事業は、ずっと4年以上、また国が6年間やるから4年間やるんですよというふうにやっているのか。1年で終わる事業もありますし、どういった形で仕分けをされているのか、そこを教えていただくとありがたいかなと思っております。

○小倉総合政策課長 基金に関しまして、4年間という形になりますので、まず、当面の4年間の事業という中で、具体的に事業の中身を見まして、今後いろいろな、これまでも基本的には3年、財政的な事業のくくりとしても、3年

で実施してきたというところがありまして、それで、それぞれの事業について改善を図りながら実施してきたということもございます。先ほどの、わくわくひなたパッケージ事業に関しましても、国が、ある程度財政拠出を含めて実施するというところもありますので、そこは、一定の確保をしながら、もちろん、その中で改善もしながらという形になると思いますけれど、ある意味、そこは財政的な事業の枠の中で実施して、悪ければ、また、さらに追加で改善するところもあるかなと思いますけれど、そういう仕切りでやらせていただいているところがございます。

○丸山委員 あと、この、わくわくひなた暮らしのことなんですけれども、やはり、市町村がもう少し本腰を入れていかないと、移住された後のフォローアップも含めてしっかりしてやらないと実際難しいと思っているんですが、市町村としてはどういった御意見があると考えていらっしゃるでしょうか。例えば、自分でも、もうちょっとつけてやるというような市町村があるのか、もしくは、県に乗っかってやるだけですよというのが多いのか。市町村とも既に意見交換をやっているのか、やってないのか。予算を通して以降じゃないと難しいから、市町村とまだやっていませんよということなのか、どういう状況だと認識すればよろしいでしょうか。

○日高中山間・地域政策課長 各市町村におきましては、この事業とは全く別にそれぞれ移住施策をやっております、この支援金についても、独自に交付している市町村もございます。今回、このパッケージが示された段階で、一つは先ほどちょっと危惧されたような、どちらかという都市部の企業に行くのではないかと、そういったところもあったんですけども、市

町村と話をする中で、最終的には、せっかく東京から人が来るということに対して、取り組まないわけにはいかないだろうというところがございまして、一緒にやることになっております。特に県が、国以外の部分を追加しておりますけれど、その辺の話につきまして、一応、概略をお伝えしてございまして、ほとんどのところから賛同は得ているところでございます。

○丸山委員 基金のことも含めてなんですけど、基本的に30億になった根拠は何なのかを教えてくださいとありがたいなと思っていますが。

○小倉総合政策課長 今年度、我々県として実施していきたい事業が大体5億円、国の拠出分を含めると6億という形になるんですけども、基金拠出としては5億。今後その5億円を3年、4年かけて実施していく。それに加えて、今回実施していないけれども、今後必要になってくる事業も追加的に発生していく、そういった新規拡充も見据えた上で、ある程度の必要な金額というのが30億ということで、その額をとりあえず今回拠出させていただいて、という形であります。

今後もちろん30億が足りないかどうかというところは、議論はあるかと思いますが、それはまた今後の検討になっていくのかなと考えております。

○丸山委員 先ほど総務部のほうで、坂口委員から、本当に大丈夫なのかと。中間で見直して、必要なものは、どんどん計上すべきなんて話も財政のほうには話して、財政のほうも前向きに取り組んでいけるかなと思いましたが、しっかり検証をしながら、不必要なものをどんどんやっていっても意味がないと思っていますし。1番懸念するのは、競争が激化してしまって、ほかの県もいろんなメニューを出してくると思

います。そのときに、それに飲み込まれてもいいのかなと、宮崎県はどういう人をしっかり呼び込むんだよとか。特に中山間地域では2045年には60%まで減少、すごく人口減少する地域がある。そこをどうにか守りたいということで、そこに誘導するというイメージでやっていくのか。ちゃんと人口的なダムを、延岡、宮崎、都城、大きな都市があります、そこをしっかりと確保しながらやっていくとか。そういういろいろな戦略を打っていかないと、ただ、どこでも移住してくださいってやっても、なかなか厳しい面もあるんじゃないかなと思っています。全体的な人口を105万人ぐらいにしていきたいということですが、本当になるのかなと。実際今でも毎年人口が減っていますし、その差がまだ埋まってないはずなのに、本当に105万人でとまるのかなという思いがあります。本当に105万人にしていきたいんですが、そのときにできる限り中山間地域の厳しいところに行っていたきたいという思いがありつつ、実際は宮崎市に1番たくさん集まってくるんだろうなという思いがあります。それをどうやってコントロールするのも県の役目であり、市町村の本気度が影響してくると思っていますが、その辺の基本的なことをもう少し教えていただくとありがたいかなと思います。

○小倉総合政策課長 今回の人口減少対策イメージ、資料の3ページにもありますけれども、やはり、都市部だけに移住が集中することのないように、ある程度、中山間、特に宮崎県の得意分野で、農林業、環境森林部でも農政水産部でも移住・定住を見据えた新規就農等を見据えたものを実施していく形になっておりますけれども、そういう得意な部分について、これまで以上に進めていくというところが、まず一つ



あります。あと、先ほど県市町村間連携推進事業も説明させていただきましたけれども、特に都市部ではなくて、山間部、中山間地域の市町村などと、これまでもいろいろ議論をさせていただきました。そういった市町村におけるいろんな、例えば、国の交付金ではなかなか手当てできなかったような、いろんな移住施策ですとか、社会減、自然減対策などに少し光を当てるような感じで、少し支援をさせていただきながら、そこにできるだけ多くの移住者を集めていくような形で、なるべく偏らないような施策を今回の基金の事業の中でも進めていきたいと思っておりますので、そういったところに、なるべく基金のコストを当てていく形でしていきたいと思っています。

**○丸山委員** これまでも移住政策をやってきましたけれども、来て、何年か後にはもういなくなっていて、状況の把握もしてないということも聞いているんです。憧れで農業をしたくて入ってきて、実際はなかなかうまくいかずに、いつの間にか借金を抱えて帰ってしまうとかいう事例があったと記憶していますので、そうならないように、今回の移住政策をしっかりとやっていただきたいと思います。あと、よく地域応援協力隊なんかも、3年間はちゃんと職があるからよかった、3年したら、すぐに帰ってしまう、定着率もよくないということもあったものですから、今回、この100万とか、創業支援の200万で、本当に移住者がどれだけ来てくれるのかなと思っています。実績が30年度で471世帯だけれど、多分東京圏とかに、5年以上住んでない人も帰ってきてると思います。移住してもらった人たちの想定として、5年以上都市部で暮らしていて、帰ってくる人が実際何人ぐらいいると認識すればよろしいでしょうか。

**○日高中山間・地域政策課長** 今、御質問の点は非常に難しく、なかなか我々もはっきりと数値として出せないわけですが、今回お願いしている予算の分の支給を全部使い切るような形で支給したとして、大体15%ぐらいは昨年よりかふえるのではないかという数字にはなりません。ただ、おっしゃったように、どれだけ、この交付金がなくても帰ってこられる方がいらっしゃるのかが、ちょっと、わからない状況でございますので、断定的なものは、なかなか申し上げることが難しい状況でございます。

それと、せっかく来られても帰ってしまうということでございますが、最初から宮崎にずっと住むということを決めてこられない方もある程度はいらっしゃる、地域おこし協力隊の方も、ある程度何カ所か回ろうという方もいらっしゃいますので、全てを宮崎に定着というのはなかなか難しいんですけど、今回の移住交付金で帰ってきた方にできるだけ定着していただくためには、やはり1番は、Uターンの方に帰ってきていただければというふうに思っております。地元のことをよく知っていて、自分が働く将来がイメージできている方に、できれば帰ってきていただきたい。これは市町村も、やはり、そういうふうに思っております。もちろんIターンの方が悪いというわけではないんですけど、将来的には帰ってこようと思っっている方が、この100万円を機にちょっと早目に帰ってきていただくなり、これがちょっと後押しになって帰ってきてくれるということを1番期待して、この事業をやるのかなというふうに今感じているところでございます。

**○松浦総合政策部次長(政策推進担当)** 社会減をどうやって少なくしていくのか、その先には解消していきたいという思いがあります。そ

ういう中で、今うちの県の中で、十分手が尽くせてないのではないかと感じておりますのは、やっぱり、高校卒業した後の進学。県外に進学する子たちが大体3,000人ぐらいいます。県外にです。それから、県外に就職する子たちが1,000人から1,500人ぐらいいます。それから大学出て就職で県外にという子たちが1,000人から1,500人ぐらいいる、五、六千人ぐらい毎年出て行っているという状況があります。

それで、年齢別ごとの社会増減、これ個人は特定できていませんので、本当に出て行った人がどう動いているかということではないんですけれども、25歳以降は転入のほうが多いんです。ですから、流れとしては、県外に出て行っても帰ってきている人たちは、それなりにはいるのではないかというようなことは推測しているところでございます。ただ、出て行くときに、県内の情報とか、企業の情報とか、働くところがありますよとかいうところの情報、多分ほとんど出せていない、とれていない中で、今の状態がありますので、もう少し、そこをしっかりと手当てしていくことによって、就職する段階で、宮崎に帰ろうかなというような選択肢に入ってきてないんじゃないかなということがあります。そういった条件を変えていきたい。それに加えて、こういった移住支援金というような形のものがあれば、例えば、一旦就職をして、どこかの段階でやっぱり帰りたと思ったときに、その後押しになるような形がつかれるのではないかなというようなことを考えておまして、私どもとしても、この移住関係の取り組みに加えて、情報をどう届けていくのかとかいった仕組みづくりについても、商工観光労働部と一緒にやってつくっていこうということで、これは当初予算の中でも別に組んでおりますけれども、そう

いった形をつくっていきたいと思っております。そういう形で、社会減をできるだけ減らしていく流れをつくっていきたいということでございます。

**○丸山委員** 今、次長が言いましたように、毎年五、六千人の方がどうしても社会減で出て行ってしまう状況を少しでも少なくして行って、さらに25歳以降の方々は結構入ってくる率が多くなっているとのことです。出る人も少なくして、出た人に対しても、ちゃんと情報を届けられるということで、恐らくこのデジタルマーケティング推進事業とか、うまく使えば、おもしろいターゲットになっていくんだらうなと思っていますので、頑張ってくださいと思います。

**○日高中山間・地域政策課長** 先ほど来住委員から御質問がありました昨年度の移住世帯471世帯のうち、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターを通して移住された実績が179世帯ございます。大阪事務所等の県外事務所につきましては、そこで受けたものは、全てセンターのほうに引き継いでいるということで、この179世帯の中に入っていると御理解いただければと思います。

**○日高委員長** よろしいでしょうか。そのほかで。

**○武田委員** 若手社員の“絆”構築事業ですが、離職理由のデータが出ているんですけど、ある地元の企業の方と話したときに、高校生の新規を受け入れたいということで、ここ最近一所懸命頑張っているだけけれど、ゴールデンウィーク、お盆に大学生とかが帰ってくるわけです。地元に戻ってきたときに、やっぱり都会が楽しいという話を聞いて、特別職種とか、そんなに不満はなかったんだけど、地元よりも、1回やっぱり出たいという気持ちが。高校を卒業す

るときには、一応、地元で頑張ろうと思って就職したんだけど、そういう楽しい話を聞くと、やはり、1回ちょっと都会に出たいという思いがあって、半年とか、1年を待たずにやめていくということを聞いたんです。その中で、同期のきずなづくりで、合同合宿研修を行われるということですが、これはこれで、このまま解釈するといいい取り組みだと思うんですが、そういう半年ぐらいの子たちが集まって、逆に、やっぱり都会がいいよねという話になるのではないかという危惧もされるような気がするんです。そこらあたりは、どういう検証をされて、そこらあたりのマイナスのイメージはないのか、ちょっとお聞きしたいんですけれど。

**○米良産業政策課長** 今、武田委員がおっしゃったような、確かにそういった都会への憧れといいますか、そういったいろんな環境の違い、文化の違いであったりとか、そういったところに憧れて出て行かれるという方も大勢いらっしゃって、一方で、そういった方をいかに戻してくるかという取り組みも必要であろうというふうに思っております。今回ここでお願いをしております事業は、いろいろ商工会議所ですとか、民間の企業さんを回りますと、比較的規模の小さい、毎年定期的に雇っているわけではないような企業さんが特になんですけれども、周囲に同年代の若い方々がいらっしゃらなくて、いろいろ就職して悩みが多いんですけども、悩みを相談する間もなく、やめて行かざるを得ないというような状況があって。かといって、なかなか自分ところで、そういった研修といいますか、人材の育成をするのも、なかなか難しい面があるというようなことで、そういった声を受けまして、今回予定をしているところでございます。

もちろん、そういうたくさんの方が集まるとたくさんのお意見があってということはあるかとは思いますが、同じ地域なりで、同じような苦勞をされている同世代の者、あるいは、その地域で何年か社会人としての経験を積んでいる先輩方との交流、そういったことを深めることで、きずなを深めていただければいいなというふうに思って、事業組みをしたところでございます。

**○武田委員** 事業を始められた思いというのは理解はしている上で話させていただいたんですが、そういう危惧もあるということで、終わった後に、ちゃんと研修の内容についてアンケートをとったりしないと。本音でないと、例えば、項目があって、どれか一つ選びなさいみたいなアンケートだと、どうしても、そこに行ってしまうし、誘導されるみたいなところあるんでしょうけれど、もう本当に理由を研修の内容とかをちゃんとリサーチをしていただきたいのと、半年程度の社員を対象に県内でされる。1カ所ですと1回なのか、地域はある程度分けてやるのか、予算も810万円ですので、何人ぐらいを対象に、1泊2日なのか、2泊3日なのか、その研修内容、小さな零細企業の方々が研修ができないということで、そういう研修されるということですが、どういう形の研修内容を想定されているのか、もう1回伺います。

**○米良産業政策課長** 具体的な事業の内容については、これから、各地域の商工会議所等と十分協議しながら制度設計していきたいと思っておりますけれども、1つ目の合同合宿研修のほうは、合宿研修ということもありまして、今想定しておりますのは、県内3カ所ぐらいと思っております。どれぐらいの参加希望があるかにもよろうかと思っておりますけれども、できるだけ参

加したい者を拾っていけるように、参加していただけるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、2番の1年後ぐらいの研修のほうは、もう少し多い箇所数でできればいいかなと思っております。そのあたりも、1番のほうもやりながら、その事業の進捗度合いや、成果の度合いも見ながら、また、関係機関、関係者と協議をしながら進めていきたいと思っております。

○武田委員 令和3年までの事業ですので、3年間で離職率が下がるような結果を出していただきたいと。1年目、2年目、3年目でステップアップしていきながら、研修内容とかも、ずっとリサーチしながら、参加者の声を聞きながらしていただきたいなど。だから、これで本当に離職率が下がればいいんですけど、せっかく予算をつけていただいて——確かに零細企業は、本当そういう人材育成であるとか、そういうところは大変なんです。多分、この研修にも、下手すると人数が足りなくて出せないみたいなどころもあるんじゃないかなと思うんです。だから、そういうところを、しっかりと拾っていただいて、離職率を下げるために、商工会議所等を通じて、各事業所にしっかりと、この事業の内容の周知を徹底していただいて、結果を出していただきますようお願いをしておきます。

○高橋委員 今回の関連なんですけれど、特に、この②というのは、一応、確認しますが、本来、会社が福利厚生事業の中でやるべきことですよ。中小零細ということをおっしゃってましたから、そういった会社を対象にしているということですね、そこを確認します。中小零細、5人以下とか、10人以下とか、そういう会社を想定している事業であるということでは

いんでしょうか。

○米良産業政策課長 委員のおっしゃるとおり、中心になっていくのは、そういったところが対象になっていくんだろうと思っております。

○高橋委員 それで、私が説明を聞いて思ったことは、これ、①も含めてだけれど、本来、社会教育分野、ここが専門性を持っていますよね。ここでも何かありそうな事業だと、何かこう、ちょっと思ったりしたんですけど、いや、産業政策課がやってはいけないという意味じゃないんですよ。本来、社会教育でしょう、これは。昔みたいに青年団とか、サークルとか、いっぱいあった時代と違って、今若者が組織されない傾向にある中で、非常にこの対策は難しいんでしょうけれど、あちらの意見を聞いたりとか、連携だったり、そういったところはされてきたんでしょうか。

○米良産業政策課長 私どもが御意見をお伺いしたところというのが、商工会議所でありますとか、そういったところの団体さんと、こういったところが足りてない、できてないというようなお声をたくさんお聞きして、事業をお願いしたところでございます。各企業さん、入ってすぐの接遇研修といいますか、社会人としての第一歩といったところは、割と、何とかかんとか、やっているというような声もございましたけれども、もう少し踏み込んだ、社会に対応していくためのような研修ができてないというような声が多かったものですから、こういった形に組み立てをさせていただいたところでございます。

○高橋委員 県内で集めるという方法も、それは一つの方法としていいと思うんですよ。できるなら、市町村のそういった生涯学習をする担当部署がこういった事業をやっていけるような誘導を、むしろ、県はすべきじゃないかなと。

その方がどんどん地域に密着できるし、きずなができるし、いや、ここの地域は好きだなと、やっぱり、この仕事を頑張ろうという意識が出てくると思うんです。違う空気を入れるために県内で異業種が交じ合うことも大事。でも、スタンスは、やっぱり、県は市町村にいろいろ事業を誘導してあげる。そんな工夫をやっていけたらなと思います。

**○米良産業政策課長** この人財育成・確保の取り組み、産学金労官連携をしまして、さまざま取り組んでいるところでございます。これは行政が3年間主体的にやるということで組ませていただいておりますけれども、今おっしゃるとおり、こういった取り組みもいろんな形で定着をさせていく必要があるかと思っておりますので、また、官民連携の場等を通じまして、そういった意見の交換もしながらやっていきたいというふうに思っております。

**○高橋委員** そうですね。いろいろ改良はしてください。市町村の意見を聞きながら、よろしくをお願いします。

**○坂口委員** 社会の何か欠如した部分、今の社会教育の中での違う分野のところとの交流、青年団活動とか、そういったものが、近ごろの時代の流れで欠けてしまって、1番大切な部分をなくしたと思うんです。まずは、こういったところから地道に、部局を超えて、あらゆる行動を起こしていくことが今社会的に絶対必要だなと。それから、これ、大切に必要事業で、ある意味、すごく評価すべきことではないかなと思っているんです。ただ、いきなり、こう、これはちょっと言葉のあやみみたいなもの。きずなって銘打ったときに、友情ときずなは違うと思うんです。まず友情とか、そういったものの中で、意外なときに意外な人から、通常あり得ないと

思えるようなことで、がちっとそこで何か一致した。それがきずなだと思うんです。そういったものが災害時とかに必要だと言われていることで、まだ、きずなの一步手前の友達、友情、それから上司と部下との関係とか、そういった横のつながりと、その部分まで行き着いて、今の高橋委員が言うように、そういったもの、やっぱり、社会にもう1回そういうものが大切だということを自覚させることが必要かなとも思うので、これ単なる若手の社員を残そうとか、定着率高めようという域を超えて、もうちょっと大きく膨らませていただけるといい事業かなという気がします。まず、ここを手始めに。ぜひ、頑張ってください。

**○米良産業政策課長** 先ほども申し上げましたように、横の連携を十分に図りながら取り組んでいきたいと思っております。

**○来住委員** 人口減少問題で、ちょっと部長に伺っておきたいと思うんですが、午前中に坂口委員から、この人口減少問題というのは、地方自治の問題じゃなくて、むしろ、国の問題だというお話があって、実際に移住を誘致するという点では、座布団が1枚要る要らないとか、そういう議論出されたんですが、僕もそのとおりでと思うんですよ。それで、実際に自然減を克服する上でも、社会減を克服する上でも、私の意見は合っていないかもしれないけれど、僕はやっぱり所得の再配分というのがないと解決出来ないんじゃないかと思うんですよ。例えば、最低賃金でフルタイム働いても、多分1カ月13万か、そのぐらいしかならないと思います。仮に御夫婦でやったって20万ちょっと。そこで、じゃあ、育児にと、子供を育てるという点でも、物すごく大変。それから政策課長とも少し語ったんだけど、公務員であっても——一般的には、公

務員は県内でも賃金が高いほうだと思うんですよ。その公務員でも2人の子供を大学に出せば、容易ならん、かなり金を送ってあげないと、5年間とか、何年間かは厳しい状況で、卒業した子供も、奨学金は貸与がほとんどですから、何百万円という借金を負って大学を卒業するというのがもう実態です。一方では、個人の資産が1兆円を超える人たちが出てきていますし、いわゆる大企業の内部留保が440兆円を超えるということが起こっている。ですから、そうすると、やっぱり、一定の所得の再配分、つまり、国政が社会的に関与して、所得の再配分をしないと。それだけでも解決しないかもしれないんだけど、結局、人の取り合いをしてみても、根本的な解決にはならないんだろうと思うし、東京圏からお見えになれば、100万円ですか。その100万円欲しさで来るんだろうかって、来ても、実際にその人たちが根づくんだろうかと思うんですよ。ですから、そういう意味で、ちょっと部長にお聞きしておきたいのは、もっと根本的な。各都道府県が社会減を減らそうと思って、本当に移住について一所懸命頑張っていらっしゃると思うんですよ。しかし、それも限界が必ずあると思います。そういう点から見て、やっぱり所得の再配分というのが機能を果たさなかったら、根本的な解決にならないんじゃないかなと。例えば、高校とか、大学の奨学金を給付型に変えとか。それから最低賃金をもっと上げる、もちろん中小企業への支援がなければできませんけれど、最低賃金をもっと上げるとかなどがされないと、実際に厳しいんじゃないかなと。だから、この論議はお互いにずっとして、誰も自信がある、これをやったら宮崎県は絶対人口減がとまるということは誰も言えないような状況ですよ。ですから、そういう点で、ちょっ

と部長に、一つの整理的な所見としては聞いておきたいなど。僕の意見ですよ、一つとしては、所得の再配分が、根本的にされていかないと解決しないだろうなど、今思っているんですが、ちょっと余計なことですけど。

○渡邊総合政策部長 今、来住委員から御意見をいただいたところでございます。非常に大きな難しい問題でございます。ちょっと、すぐすぐ明確な回答をし切れないような課題でございますけれども、やはり、おっしゃるように、所得、生きていくためのお金というか、そこが大事なのも間違いないことでございます。そういう中でおっしゃるとおり、大学を出て、そこで1人数百万の借金を抱えているような、そういったことは、大きな目で見ると、もう少し是正をしていくべきものではないかなというふうに思っております。そういう中で、政府のほうでも、幼稚園、保育所等の無償化を始めるとか、そういったふうな、今まで、どちらかといえば、高齢者のほうへの社会福祉制度が手厚かったものを子供のほうにも、より向けていこうというふうな世の流れができてきていると思いますので、そういう中では、一歩進んだ形になってきているのかなと思っております。そういう中で、宮崎県に特化して言いますと、合計特殊出生率が全国で2位とか、3位を常に維持しているような状況であります。所得は低いけれども、なぜ、宮崎において合計特殊出生率が高いのかという、そこは、やはり、昔ながらの助け合いの精神が残っているとか、近所の人の子育てを手伝ってあげる、そういうきずな的なものが残っている。そういったことも、一つあるのではないかなというふうに思いますので、必ずしも、お金だけではないような、そういった面もあるのではないだろうかと思っております。ちょっ

と、まとまりのない意見でございますけれども、以上のような感想を持っているところでございます。

○坂口委員 難しい問題だけれど、微妙に違っているところがあるのかなとも思うんです。奄美町ですか、伊仙町だったですか、あそこは、子育てしやすいからということで、都市部から結婚した家庭持ちの若い世帯がかなり入っていています。だから、宮崎県の出生率が高いのは、子育てがやりやすい環境にあるからであつたら、これを宮崎入りの最大の理由の一つとして、宮崎に移住してくる人がいてもいいんじゃないかと思うけれど、それは余り聞かないんです。宮崎の標語は「暮らしやすさ日本一」ということをよく自我自賛で言われますけれど、その理由と云ったら、物が安いということ。安いということは所得も低いと考えたほうが。だから、暮らしやすさ日本一で、いい食材を安く売っているけれども、それを買おうとしたら、なかなか、よう買わないよって。だから、暮らしにくさも、同時に日本一だよって、考えるべきじゃないかと。暮らしやすさ日本一というのは、例えば、富山県か、福井県かだった。これはどちらも、宮崎と一緒に、分県運動を起こして、小さなところから、ずっと頑張ってきた県です。富山県も、福井県も。だけれども、どちらかは、幸福度日本一です。一方は、障害者雇用率日本一です。そういったのは誰が見ても大歓迎です。だから、宮崎はそれを言えるまでには、まだちょっと違うんじゃないかなと。出生率だって、例えば、本当に2.07にこだわっているのか、1.73にこだわっているのかと思うけれども、既に結婚している人たちの出生率というのは比較してないですよ、全国。そうなったときに、何かをやれば、結婚している人たちの出

生率、赤ちゃんを産む数が上がるかということ、それはわかんないですよ、結婚率、あるいは、未婚率とも、フラットに見ないと1人当たりということで見ているから。だから、そこに触れていくためには、もうちょっと分析して、中身を見て行って、政策を組み立てないと、宮崎は出生率が高いんだって、だから、全国一だ、全国二だって、沖縄抜くだ、抜かれただっていうようなことでは、ちょっと違うんじゃないかなと。もうちょっと徹に入り細に入り検証していかないと、まだ評価は出ないんじゃないかと思うんです。僕は、暮らしやすさ日本一という言葉自体、暮らし悪さ日本一でもあるよなって。交通の便とっても、何をとってもということですね。だから、人が、これ日本一だ、そこに行こうって玉をいっぱいこさえていくということ。それはやっぱり命にかかわるお医者さんだったり、いろんな医療、地域包括ケアシステムだったり。所得を上げていくというのも、確かに言われたとおりでと思うんです、やっぱり給料が安いもんなって出て行ったり。これから、もうちょっとしっかりやって行って、みんなが飛びつく玉と同時に整理をしていく。そして、そこで100万円、引っ越し代はちゃんと見ますよとかやってかないと、なかなか功をなさないし、一、二年続いても、すぐよそに追い越されてしまうことになるかもわからんから、ちょっと、今の評価、まだやるには早いんじゃないかなって気がしますね。

○松浦総合政策部次長（政策推進担当） 先ほども少し、丸山委員からの御質問にお答えした部分もあるんですけども、とにかく、社会減なり、そういったものを解消していきたいという思いの中で、やっぱり、県内のことを全然知らないで県外に出て行っている子たちがたくさ

んいるという状況を、少なくとも宮崎のことをよく知れる環境をつくっていくことによって、帰ろうかなと思ったときに、県内の企業がぱつと頭に浮かぶような状況をまずつくっていきたいという思いがございます。そのときに大事なのは、おっしゃっているように給料がちゃんとした金額であるのかというところが当然必要になってきます。これから人材不足というのがますます厳しくなっていますが、給与面なり、勤務条件の面なりというのは、大きな企業ほど改善をしていくという傾向が、もう既に出ておりますので、そういったことを踏まえながら、どういうレベルに持っていけばいいのかというようなことは、産業界ともしっかり議論をしていく必要があるんだろうとっております。そういう環境を整えながら、帰ってこれるんだよというものをつくっていく。こういうところは、やっぱり、これから1番重要な点の一つではないかなと思っているところでございます。そういうことをやりながら、社会減もとめていきたい。そして、所得がある程度見込めるようになってくれば、結婚して子供を産むという環境も整ってくると思っておりますので、そういったところをトータルで取り組んでいく必要があるのかなと思っているところでございます。

○坂口委員 帰れる場所をつくるというのは、これ絶対不可欠条件ですけど、もうちょっと中身を、何か見て、不思議なことがあるんです。さっき言ったように、明治15、6年に宮崎県再置、そのころ8つ分県しているんです。宮崎と同じような境遇で、同じ藩の中にありながら冷や飯食わされているというふうに、その中の7つ。今言った、富山、それに、福井、鳥取、奈良、それから、香川、徳島、長崎、宮崎です。奈良県だけその当時から比べたら、人口が130万

人ぐらいまでふえています。ほかは全部減っているんです。そうすると、奈良が突出したものを持っているかといったら、大仏と鹿ぐらいですか。なぜ、あそこだけやったのかなと。そうすると、周りの影響、周辺県のそこらまで何か持っているんじゃないかとか、やっぱり観光がすごい懐豊かにしているんじゃないかとか、何かあると思うんです。だから、もうちょっと、そういったところも見ながらやっていって、そして、帰ろうと思えば、いつでも帰れる場所がありますよって。帰れば、こういう他にない恵まれたものが生活の中でありますよという。何か、その2つ、これは物すごく大変な作業ですよ。そこらをやっぱり皆がしていけないと、なかなか今のは本当もう、けがしたから血をとめようというぐらいの応急措置でしかなくて。だから、長期的な政策として、また、そこらも組み立てていただいて、ぜひ、よろしく願います。

○日高委員長 よろしいでしょうか。

2時間たちましたので、ここで10分間休憩をとりたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

---

午後3時12分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、先ほどの続きで、質疑はありませんでしょうか。

○高橋委員 5ページの新規事業、県市町村人口問題対策連携事業。私、これ大事な事業だと受け取っているんですよ。まず、これがあって、いろんな対策事業がひもついてくるんだろうなと思いついて、補正ではなく当初で、この事業を出せたんじゃないかなって、もうしょうがな



いんだけど。それで私が聞きたいのは、市町村は、もう既にやっているはずですよ。どういった課題、ニーズがあるか。きょうは時間がなかったから紹介しなかったんだけど、日南市は28年にニーズ調査をやっていますよ。例えば高齢者の生活費困難のところですよ。何が必要で、何が課題かというやつで。ただ、肝心なのは予算なんです。市町村はそこを求めているわけですよ。いろんな対策もいっぱいあるはずですよ。だから、この研究会は、すぐ終わると思いますよ。私の想定だけれど。ブロックでされるみたいだけれど、そんなに時間は必要ないとは思いますが。多分すぐ、いろんなことを市町村は言うてくると思うんですよ。事業として、どんな支援ができるかが、②なんでしょうけれど、ただ、メニューは決まっているじゃないですか、予算枠。当初と今度の補正で決まっているでしょう。だから、これ、どうやって理解したらいいのかなと思いつつ、ちょっと私も悩みながら、この事業は2,500万で、②の予算も知れたもんだがなと思って。効果的なものというふうにおっしゃいましたけれど、どんな支援を想定したらいいんでしょうか。まず、そこを聞きます。

**○小倉総合政策課長** これ相当しておりますのは、2,500万余でございますけれども、大体一つの事業に当たり500万円ずつぐらい。掛ける5地域ぐらいを想定しております。基本的には、国の地方創生交付金のように、ある程度厳しくしたりですとか、広域的とか、先駆的とか、そういうような要件を余り設けずに、基本的には市町村のアイデアをもう10分の10で後押ししてあげましょうというような中身でございます。特に先ほども申し上げたとおり山間部ですとか、いろんなところで、特有の課題とかがございますので、そういったところで、市町村とか、研

究会の中で、いろいろもんで、多分課題はすぐ出てくると、おっしゃるとおりだと思うんですけども、そういったところを少し、何か足りない部分を後押ししてあげる。その取り組みの中で効果的と、県のほうでも判断したものについては、そこは支援していくというような形になるのかなと考えております。

**○高橋委員** 500万で効果的なものというよりも、効果的なものを今後続けるための切り口の支援なのかなというように理解したほうがいいと思うんですが。

**○小倉総合政策課長** おっしゃるとおりで、3年間の中で、事業を組み立てていって、最終的に一つの形にしていくような中身にはなっていくかなと思います。市町村の中でも、特に今回人口問題という形ですので、社会減の中でも、アイデアとして出ているのが、例えば、福岡地域からバスツアーを組んで、いろんな移住に結びつくような、いろんな市町村における、いろんな……。あとセミナーみたいなのを開いたりですとか、そういう、いろいろなアイデアが出てきているところもございますので、そこを例えば、1年目に導入部分の支援、2年目あたりに、そこを踏まえて移住してきた方たちへのいろんな定住に向けた支援、なりわいも含めて、そういったところで、段階的に支援していける、3年間で支援していく。もちろん単年度だけでもいいんですけど、そういう複数年を見据えてやっていく形になるとは考えています。

**○高橋委員** いっぱい出てくるはずですから、真摯に聞いてあげてください。

あと1点、13ページのフードビジネス支援事業で、③の有望な加工食品の掘り起こしと販路開拓とあるんですが、この販路開拓で、ちょっと思ったのは、これまでもやってきましたよね。

うちだけじゃなくて、全国の県がやっていますよ。今度の支援事業で、何か秘策が、PRの仕方、開拓事業で、こういったことを工夫しながらやるから、間違いなく、これ販路開拓に繋がるんだよとか、そういうものをお持ちなんですか。

**○米良産業政策課長** 特段秘策と申し上げるところまであるかどうかなんですけれども、おっしゃるとおり、これまでフードビジネスに長く取り組んでくる中で、販路開拓というところは大きな命題の一つとして取り組んできております。今回、中山間地域にスポットを当てて、中山間地域の振興であったり、就職の場を確保していく一助にしていきたいということで今回取り組むものでございますので、対象が中山間地域のものを、従来からフードビジネスに取り組む中で培ってきましたそういったノウハウですとか、基盤ですとか、人脈といったところを有効活用しながら、国内外に広く広げていきたいという思いで取り組む事業というふうに御理解をいただければいいのかなと思います。

**○高橋委員** 新規事業でやられるわけで、掘り起こしと販路開拓だから、もし、秘策があったら、どこもやるんでしょうけれど、まずはぜひ、ただで食わしてください。多くの人たちに。見て、食べてもらう。そういう仕掛けを、隣の大分県はうまかったです。昔は機内食なんかでただで提供して、今は機内食はないけど、まんじゅうとか。ぜひ、ただで、まずはいっぱい全国の人たちに食わしてくださいよ。試食です。私たちが売りに行きますよ。

**○日高委員長** ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

**○日高委員長** それでは、次に、補正予算以外の議案に関する説明を求めます。

**○小倉総合政策課長** 資料の16ページをお開きください。

特別議案「宮崎県人口減少対策基金条例について」であります。

本条例は、人口減少対策基金を条例上位置づけるものでありますけれども、第1条の設置条項にありますとおり、社会減対策や自然減対策による人口減少の抑制や人財の育成・確保に関する取り組みを加速させることにより、人口減少によって生じる課題を克服し、将来にわたって活力が維持される地域づくりを進めることを目的としているものでございます。

また、1番下の附則にもありますように、条例としては、公布日施行となりまして、設置期限としては、令和5年度末までとなっております。

なお、それ以外の条文の構成につきましては、他の基金と同様であります。

条例に関する説明は以上でございます。

続きまして、資料の17ページ、宮崎県総合計画の変更についてであります。

こちらについては、5月の常任委員会でお示しさせていただいたものと同様でございます。

こちらで、まず、御説明させていただきますけれども、宮崎県総合計画につきましては、2030年の将来像を描くほか、長期戦略や分野別施策の基本的方向性を示す長期ビジョンと今回御審議いただきます、今後4年間の実行計画のアクションプランの2つで構成されております。

2の概要は、前回は御説明させていただきましたけれども、基本姿勢、重点施策の部分については人口減少問題を重視するとともに、プログラムについても5つに重点化しております。

3の策定経緯につきましても、長期ビジョンにつきましては2月議会で議決をいただいたと

ころですけれども、その後、審議会におけるアクションプランの審議なども経まして、5月末に答申をいただきまして、本議会に議案として提出させていただくものでございます。

本日は、具体的な中身を御説明させていただきますので、別冊の資料をごらんください。

まず5ページお開きください。

政策目標でございますけれども、「安心と希望を育む「みやざき新時代」の実現」ということで、これまで本県におきましては、交通インフラの整備進展ですとか、フードビジネス等の成長産業の振興、企業立地などの成果、成長の芽が着実に育ってきているという中で、こうした流れをさらなる成果、発展につなげ、将来にわたって、安心と希望が持てるよう、県民や市町村、民間、関係団体等の皆さんと連携を一層強化しながら、未来を築く人が育ち、産業が持続的に発展し、心豊かに暮らせる宮崎の実現を目指すものであります。

続きまして、6ページ、7ページの基本姿勢でございます。

前アクションプランから変更した主な点につきましては、1つ目の人口減少問題への対応でありまして、将来を見据えながらの人口減少問題のような複雑・困難な課題に果敢に挑戦していく。それから4番の持続可能な地域づくりにありますように、SDGsの趣旨も踏まえながら、経済の活力が維持される中でも、誰もが地域社会で活躍できて、安全・安心な暮らしなどを享受できる持続可能な地域づくりを進めていくということなどでございます。

以降、個別のプログラムごとに概略を説明いたします。

資料の12ページをお開きください。

人口問題対応プログラムでございます。

まず、現状と課題にありますように、自然減、社会減が継続する中で、人口減少の抑制とともに、本県の未来を支える人財の育成を図りながら、人口減少下でも活力が維持される地域づくりを進めていくことが必要であります。

このため、下の取り組み方針にもありますとおり、若者の県内定着、移住・定住促進を通じた社会減の抑制や交流人口の拡大等を図る。キャリア教育などにより地域経済を支える産業人財の育成・確保を図る。暮らしに必要な機能の確保や特に人口減少の著しい中山間地域の振興に取り組む。地域への愛着を持ち、時代の変化に適應できる本県の未来を担う子供たちを育成する。最後は、地域における子育て支援や、ワークライフバランスの向上など切れ目ない支援による合計特殊出生率の向上に向けた環境づくり。こういった取り組みにより、資料13ページにありますように、5つの重点項目を設定しまして、そのもとで、14の具体的な取り組みに取り組んでまいります。

14ページをお開きいただいて、こちらがこのプログラムの重点指標でございます。

本プログラムの全体の評価を図る指標として、総人口ですとか、合計特殊出生率など4つの指標がございます。これらは個別の事業や取り組みの成果を踏まえて達成すべきアウトカム、総合的な指標でございます。ここに示された目標値は、今回、アクションプランにより達成する令和4年度のものですけれども、長期ビジョンで示されているのは、2030年に達成すべき戦略目標ですので、当面4年間を目標として設定させていただいているところでございます。以下のプログラムでも同様の扱いでございます。

15ページ以降につきましては、それぞれ重点項目ごとの取り組みとそれぞれ付随する実施内

容が記載されております。個別の内容は時間の関係がありますので、説明は省略させていただきますが、取り組みごとに、県民の主な役割ということで記載させていただいておまして、施策推進の上で、個人や企業等に御協力いただきたい内容を記載して、県民共有の指針という位置づけの中で、ほかのプログラムでも、このような記載をしているところでございます。

次のプログラムでございます。

資料の28ページをごらんください。

2つ目の産業成長経済活性化プログラムでございます。人口減少下におきまして、労働力人口の減少、経済活動の縮小が懸念され、ICT等を初めとする技術革新の進展やグローバル化に対応しながら持続可能な産業構造を構築していく必要がある中で、取り組みの方針ですけれども、フードビジネス等の成長産業のさらなる振興を図るほか、先端技術を活用した新技術、新商品の開発、世界市場への展開等の支援、農林水産業の成長産業化に向けて、多様な担い手、経営体の育成・確保、ICT等を活用した生産性向上や省力化、中小企業、小規模事業者を対象とした起業、創業支援、中核企業の育成、地域資源を生かした再生エネルギーの導入促進や高速道路網等の整備を初め、本県産業・観光を支える交通・物流ネットワークの強化、こういったことに取り組みまして、29ページにありますように、5つの重点項目のもと、15個の取り組みを進めてまいるところでございます。

以下は同様でございます。

引き続きまして、資料44ページ、観光・スポーツ・文化振興プログラムでございます。

本年度以降のゴールデンズポーツイヤーズ、そして、来年度開催の国文祭・芸文祭など、全国規模のイベントを控える中で、観光客の増加

も見込まれ、本県の魅力を国内外に発信する絶好の機会でありますことから、非常に重要なプログラムとなっております。

取り組み方針としましては、データ分析、ターゲットごとの戦略立案など、マーケティングに基づく戦略的な観光施策の実施、魅力ある観光地づくり、プロモーションの強化や受け入れ環境の整備など、年間を通じた誘客の促進、スポーツランドみやぎのさらなるブランド力向上、国民スポーツ大会等に向けた開催準備やアスリートの競技力向上、ユネスコエコパークなど世界ブランドの情報発信、文化資源の保存継承と活用を通じた観光交流の拡大、国文祭・芸文祭の開催等を通じた県民の文化活動交流の促進、こういった取り組みを進めまして、45ページにありますように、3つの重点項目等の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料の56ページをお開きください。

生涯健康・活躍社会プログラムでございます。

人生100年時代と言われている中、社会で活躍できる期間が長くなる一方で、本県では、医療・福祉・介護ニーズが増大・多様化する中で、その担い手不足も懸念されているという問題、それから、単身世帯の増加等に伴う貧困や孤立等の問題、多様な個性や価値観が認められ、生涯にわたって、その能力を生かすことのできる環境整備などが必要となってまいります。

取り組み方針としましては、地域における福祉・医療にかかわる人財の育成・確保や、地域包括ケアシステムの構築など地域や関係機関が一体となったサービス提供体制の充実、貧困や孤立等の状況に置かれた人の支援や障がい者の自立と社会参加促進、加えて施設のバリアフリー化など安全で安心して暮らせる社会づくり、

女性や高齢者の活躍促進や外国人材の受け入れ拡大と共生に向けた環境整備など誰もが活躍できる多様性を持った環境づくり、こういった取り組みを進めまして、57ページにありますように、3つの重点項目と9つの取り組みを進めてまいります。

最後、資料70ページの危機管理強化プログラムでございます。

本県では、台風等による風水害や霧島山の噴火による火山災害などもありますけれども、全国的に自然災害は激甚化しておりまして、住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。また、特に南海トラフ地震の発生も危惧されているところでございます。本県におきましても、インフラの老朽化対策も喫緊の課題となっているほか、感染症につきましては、近隣諸国で家畜伝染病が続発するなど、一層の防疫対策の強化が求められているところでございます。

取り組み方針としましては、国・県・市町村、そして、関係機関や県民一人一人が危機対応能力の強化を図るなど、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策、緊急輸送道路等の整備や維持管理、防災対策や耐震化など、インフラの機能強化、感染症の大規模な流行に備えた危機管理体制の強化、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の事態が発生しないよう、地域防疫体制の強化など、こういった取り組みを進めて、71ページにあるように4つの重点項目のもと、8つの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、82ページ、83ページをお開きください。

こちらに、各プログラムの重点指標の一覧を掲載しております。

84ページ以降には、個別の事業等の取り組み

に係る成果指標もございますけれども、これらの指標は今後工程表を作成させていただいて、毎年度、進行管理を行ってまいります。この工程表を踏まえた施策の実施状況は、内部評価、また、県総合計画審議会における外部検証等も踏まえまして、次年度以降の施策展開に生かしてまいりたいと考えております。

アクションプランの説明は以上でございます。

○日高中山間・地域政策課長 委員会資料の18ページをお願いいたします。

宮崎県中山間地域振興計画の変更についてであります。

1の計画変更の趣旨でありますけれども、本計画は、平成23年に施行されました宮崎県中山間地域振興条例に基づき策定しているもので、3期目の計画への改定となります。中山間地域におきまして、特に人口減少が激しさを増している状況を踏まえまして、今後見込まれるさまざまな課題に対応するための施策を盛り込みました、今年度から4年間を期間とする計画に変更を行うものでございます。

申しわけありません。資料2行目中ほどに誤植がございまして、「標記計画ついて」と書いてありますが、「標記計画について」の「に」が抜けておりました。申しわけございません。

次に、2の経過についてでございますが、これまで市町村との意見交換や集落調査等を実施しましたほか、4行目にありますように、昨年10月には県内7地域におきまして、市町村や地域の方々を交えました中山間地域振興協議会におきまして、御意見をいただくなどをいたしまして、ことし2月議会の本委員会におきまして、計画素案の報告をさせていただいたところであります。

その後、パブリックコメント等を経まして、

今回の計画案提出に至っております。

なお、パブリックコメントは、3月13日から4月12日までの約1カ月間実施いたしましたけれども、合計6名の方から11件の御意見をいただいたところでございます。

3の主な改定のポイントでございますが、(1)にありますとおり、中山間地域において、今後より厳しい人口減少が見込まれていることを踏まえまして、従来の各行政分野を幅広く捉えた計画を見直し、人口減少によって生じる課題への対応に重点化を図っております。

19ページの計画概念図をごらんいただきたいと思っておりますけれども、中ほどに重点施策を記載しておりますが、ごらんのような「ひと」と「くらし」と「なりわい」の3つの柱で、より焦点を絞った施策に整理しているところでございます。

その下の部分になりますけれども、従来から取り組んでおります産業振興のための基盤整備、社会保障の整備、環境保全といった内容につきましては、継続して取り組む基盤づくりとして整理をしております。

18ページにお戻りいただきまして、1番下の改定のポイント(2)に宮崎ひなた生活圏づくりというのがございますが、これにつきましては、後ほど説明させていただきます。

それでは、計画案の内容につきまして、別冊でお配りしております宮崎県中山間地域振興計画案のほうで御説明させていただきます。

計画本文の1ページをお開きください。

第1章はじめにとしまして、改定の趣旨や期間、対象地域について整理しております。1枚おめくりいただいて、3ページに中山間地域振興計画の対象地域を地図で示しております。

次に、4ページをお開きください。

第2章、中山間地域の現状でございます。

中山間地域の人口の状況についてでありますけれども、4ページ上のほうの棒グラフをごらんいただきますと、これまでの人口の推移と今後の推計についてまとめております。中山間地域におきましては、2015年から2045年の30年間で人口が約4割減ると見込まれておりまして、これは中山間以外の地域と比べまして、2倍以上となっております。

飛びまして、10ページをお開きください。

第3章、施策の展開の第1節、目指す将来像でございます。

下のほうの四角囲みにございまして、人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けられるよう「ひと」「くらし」「なりわい」の維持・確保に取り組みながら、創意工夫により地域一体となって、長年にわたって築いてきた固有の文化や歴史を引き継いでいける中山間地域という将来像でございます。

11ページ以降に、計画期間4年間の枠を超えまして、長期的に目指す方向という方向性を記載してございます。

11ページをごらんください。

まず、「ひと」の面でございますけれども、今後、一定の人口減少が避けられない状況ではございますけれども、その流れを少しでも食い止め、人的な活力が失われるのを防ぐといった観点から、移住・定住の促進や地域を担う次世代の育成、地域外からの人材の活力の取り込みについて記載をしているところでございます。

12ページをお願いいたします。

「くらし」の面でございますけれども、人口が減少する局面におきまして、日常生活に必要な買い物・交通といったサービス、医療・介護・消防・防災・情報通信といった機能を維持し

ていくために、先ほど改定のポイントで記載しておりました宮崎ひなた生活圏づくりとして、①から④の4点に取り組んでいきたいと考えております。

①の住民の内発的議論・多様な主体の参加と協働の促進につきましては、小学校区単位等のある程度まとまりのある複数の集落単位で、身近な地域の人口見通しや将来図の課題について、住民の方の間でも共有をいただいて、人口減少で生じる課題を「わがこと化」することによって、企業・関係団体等、多様な主体が連携した取り組みを引き出そうというものでございます。

②の基幹的集落への機能集約と生活圏内のネットワーク化につきましては、13ページの中ほどに概念図を載せておりますけれども、商店やガソリンスタンド、診療所といった生活サービス等を提供する機能を基幹的集落で確保いたしまして、周辺の集落と結ぶことで、生活圏全体を維持しようという考え方でございます。

12ページにお戻りいただきまして、③の「合わせ技」による効率化でございますけれども、例えば、乗客と宅配便をコミュニティバスで同時に運ぶといったような限られた人手や設備で効率よくサービスを回していくための多業種・多分野での相互乗り入れを促進するものでございます。

13ページ、上のほうになりますが、④くらしを守るセーフティーネットの確保では、安全・安心な暮らしを確保するために、医療・介護・福祉サービス・公共交通の維持・確保等を図るものでございます。

これら①から④に取り組むことで、住みなれた地域で生活を続けられる仕組みづくりといったものを行ってまいりたいと考えております。

次に、14ページをお願いいたします。

「なりわい」の項目でございますが、農業水産業に就業しやすい環境づくりや地域資源や新技術等を生かした稼ぐ力の向上、里地里山や集落活動の維持・活性化を盛り込んでいるものでございます。

右側の15ページ以降は、次の4年間に重点的に取り組みます事項について整理をしたものでございます。

主なものを説明しますと、まず、「ひと」の柱では、15ページにあります(1)戦略的な移住・定住の促進では、先ほど補正予算の事業で御説明しました、わくわくひなた暮らし実現応援事業等も活用しながら、丸の1つ目でございます、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター等を通じまして、都市部からの人の流れを拡大してまいりたいと考えております。

16ページの(2)地域を担う次世代の育成では、若者に地元での就職を促すため、③の2つ目の丸でございます、企業情報、採用情報が学生や保護者に届く仕組みづくり。17ページでございます(3)外部人材の活力の取り込みにおきましては、1つ目、2つ目の丸にありますように、中山間盛り上げ隊や地域おこし協力隊といった地域外からの応援を呼び込む取り組みを行ってまいります。

1枚おめくりいただいて、「ひと」の目標指標を18ページに記載しておりますが、3つの項目を考えております。

なお、この表の中ほどに設定エリアとございますけれども、この区分につきましては、表の下に説明を付してございますが、過去の当委員会で御指摘をされたことも踏まえまして、計画全体を通しまして、できるだけ条例上の中山間地域で、それができない場合に、現在の市区町村の全域が中山間地域となっている18市町村で

の指標の設定を可能な限り行ったところでございます。

19ページ、「暮らし」の柱でございます。

(1)の多様な主体の参画・住民との協働の1番上にありますとおり、昨年度に当課で作成しました市町村より細かい地域単位での人口推計が簡単にできます「ひなたまちづくり応援シート」といったものを活用して住民間での話し合いや地域運営組織づくりの促進を図っていききたいと。

次の20ページでは、(3)医療・介護の確保と地域で支え合う仕組みづくり。

21ページでは、(4)地域公共交通の確保や(5)防災・減災のための体制づくりについて整理をしているところでございます。

22ページには「暮らし」の項目の目標指標について掲げてございます。

23ページをお願いいたします。

「なりわい」の柱でございますが、(1)の担い手確保の上から5番目にありますが、みやざき林業大学校での人財育成ですとか、(2)時代に合った経営形態の創出としまして、最初の丸にありますように、農林水産業における法人化や組織化など、担い手の減少や高齢化の進展に対応した地域の産業を守る仕組みづくりを掲げてございます。

24ページの(3)地域資源を生かした稼ぐ力の向上では、4つ目の丸にあります農家民泊ですとか、次の25ページ、上から3つ目の丸にございますけれども、さらに、ジビエの取り組みです。それと、その下の世界農業遺産等の世界ブランドを活用した取り組み。(4)の里地や里山の保全。

26ページに行きまして、(5)近年発達がめざましいICT等の技術の導入。

26ページの(6)では、集落単位で営まれてきました伝統芸能などのなりわいの維持について記載をしております。

28ページに、「なりわい」の目標指標を掲げてございます。

29ページ、30ページにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、ハード事業を中心に、継続して実施する基盤づくりについてまとめたところでございます。

31ページ、第4節、計画の推進につきましては、引き続き、県・市町村、住民等のさまざまな主体による連携・協働や、32ページにあります中山間地域をみんなで支える県民運動、こういったものに取り組んでまいりたいと考えてございます。

宮崎県中山間地域振興計画の変更については以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はありませんでしょうか。

○武田委員 宮崎県中山間地域振興計画の変更についてですが、2番の経過のところで、パブリックコメントを実施されています。先ほどの説明で、6名の方から11件ということだったんですが、どういう内容があったのかということと、あと閲覧されるんでしょうけれど、内容ですね、どれぐらいの方が見られているのかなと、大体わかれば、教えていただくとありがたいんですが。

○日高中山間・地域政策課長 パブリックコメントでは6名の方から御意見をいただいておりますが、おおむね計画の記載内容につきましては、前向きに捉えていただいたと思っておりますが、それをどういうふうやっていくかについて、幾つか要望等が寄せられたところでございます。

1つは、中山間直接支払い制度というのがご



ございますけれども、こういったものが自分たちにとって非常に有益で、これがあるから何とかなっているのです、こういった取り組みは続けてもらうようお願いしたいというようなことで、あと、新技術の導入、そういったものはかなり期待しているので、ぜひ、お願いしたいというもの、あと、いろんな足の問題で、自家用の有償運送とか、そういったものをやるに当たっては、いろんな規制がございますので、そういった規制の緩和等も一緒にあわせて考えていってやっていただきたいというようなものが主な意見でございました。

あと、パブリックコメントにおける閲覧数については、ちょっと把握できてございません。申しわけございません。

**○武田委員** この前、ちょっとお話したときも、なかなか内容的にはいい意見が出たんじゃないかなと思うので、出たところをきっちりやれば、大分解消できるのかなと思うんですが、いろいろパブリックコメントのときに物すごく少ないといえますか、せつかくとられるのであれば、意見あるなしは別として、インターネットで見れば、閲覧回数とか出ると、市町村に置いたりとか、いろいろな形でされると思うんですが、できるだけ多くの県民の方々に見ていただくことがまずは大事じゃないかな。県がこういうふうに取り組んでいる。また、自分の市町村はこれに対して、どう取り組んでいるのかというのが、政治というか、今、政治が見えないというのも、よく言われるんだけど、行政のほうも、せつかく、こうやって一所懸命、議論をしているのに、なかなか県民の皆さんに伝わってないというのはあると思うんです。だから、このパブリックコメントを、いろいろな事業でとられるんですが、これをどうか、もう少し県民の皆

さんに理解をしていただくことが、投票率であったりとか、今、宮崎県がこういう問題を抱えていて、将来の子供たち、また、孫の世代、次の世代に、どうやって、この宮崎県を残していくのかって、この中にあるように、やっぱり県民一人一人がその意識をすることが大事だと思うんです。こういう1番大事なところをどうやって県民の皆さんに知っていただくかが大事だと思うんですが、そこらあたりはいかがでしょう。

**○日高中山間・地域政策課長** 済みません、私も今回のパブリックコメントについてしか、ちょっと申し上げられませんが、確かにホームページに載せるだけでは、なかなか御意見とかもいただけないということもございまして、今まで、さまざまな意見交換をしてきた方々、こういった方には直接案をお送りしまして、こういう形でパブリックコメントをやっておりますので御意見くださいという形で上がってきた意見等はございます。要するに、ホームページ等だけに頼らず、いろいろな機会を捉えて、意見を聴取するという必要はないかと考えたところでございます。

**○松野広報戦略室長** パブリックコメントにつきましては各課でやっているところなんですけれども、制度の窓口は広報戦略室でやっておりますので、30年度の取り組みについて、お話をしたいと思います。

昨年度の実績なんですけど、21の案件がございまして、全体で331名から952件の意見が出されております。これは1件当たり換算しますと、1件当たり16名から45件の意見が出されたということになりますけれども、一つ一つ、個別に見ていきますと、意見がたくさん出ているものと、ほとんど意見が出てないもの、両極端に分かれるような状況があります。例えば、昨年、

県の陸上競技場整備基本計画もパブリックコメントにかけているんですが、これについては、46名から354件の意見が出されております。一方、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例の一部改正というものがあつたんですけれど、これについては、意見はゼロという状況になっております。県民の関心が高いものとか、県民にとって、本当に身近な問題については意見がたくさん出されておりますけれども、一方、専門的な内容ですとか、大きな計画などになると、なかなか意見が出ないという状況があります。

しかし、パブリックコメントは県民の意見を伺う貴重な機会でありますので、多くの意見が出されるのが当然いいわけですから、今後も、周知、PRに努めていきたいと思っております。PRについては、新聞で県政掲示板というのを月2回、県のお知らせを出しているんですけれど、そこでもパブリックコメントについて、それぞれ個別のお知らせをしておりますし、テレビ、ラジオの県政番組がございますけれど、その中でもお知らせをしております。また、マスコミへの情報提供も行っております。いろいろな手段を使って、今PRをしているところなんですけれど、現状では、やっぱり多く集まるものと少ないものがあると。

それと、新たな取り組みというか、29年度からやっているんですけれども、県のホームページで、今年度こういうパブリックコメントをやりやすよという公表もしておりますし、資料が閲覧できる場所に、県立図書館を加えたりとか、そういう取り組みをやっております。

今後とも意見をふやすための方策をいろいろ検討していったって、少しでも意見がたくさん出るように取り組んでいきたいと思っております。

○武田委員 よくわかりました。市町村が1番県民の目線に近いですから、市町村との連携もずっと出ていますので、連携をしていただいて、市町村の職員の皆さんとか、自治会とか、区長さんとか、公民館とかあたりに広げていただいて、そこらあたりで意見聴取をしていただくとありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○日高委員長 ほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○小倉総合政策課長 続きまして、報告事項でございます。

総合政策部の平成30年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして御説明をいたします。

常任委員会資料の20ページをお開きください。

こちらは、平成30年11月及び平成31年2月の定例県議会におきまして、予算の御承認をいただいたところでありまして、繰越額が確定いたしましたので、今回御報告を行うものであります。

総合政策部では、表にありますとおり、みやざき文化振興課の県立芸術劇場大規模改修事業につきましては、7,123万3,000円、その下の国民スポーツ大会準備課の県有体育施設整備事業につきましては、1億975万4,000円でありまして、2つの合計額にありますように、1億8,098万7,000円となっております。

繰り越しの理由としましては、表の右にありますように、いずれも、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

報告事項は、以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項について質疑はありませんでしょうか。

○重松委員 県立芸術劇場の改修内容を少し具体的に教えていただきたいと思います。

○日吉みやざき文化振興課長 この事業は、昨年度、劇場のホールの空調設備の改修をさせていただきました。その中で、実際はホールのエアコンなんですけれども、それに使う部品が注文生産だったということで、当時オリンピック関連の工事等でなかなか生産が追いついてなかったという状況もあったようで、それによって納期が若干おくれまして、それにより当初2月までの工期だったんですが、工事する関係でホールの利用をとめないといけない日数がありますので、3月までに、その日数が確保できないということで、やむなく繰り越しをしたものでございます。

○重松委員 わかりました。この前の宮崎国際音楽祭は24回目だったんですけど、この芸術劇場自体は何年たっていますか。

○日吉みやざき文化振興課長 芸術劇場は、平成5年の11月に開館いたしております。現在26年目となっております。

○重松委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○脇谷副委員長 済みません。私もわからないので、県有体育施設整備事業の内容は何でしょうか。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 県有体育施設整備事業、これは、いわゆる国体に向けて整備をいたします県有の3施設の整備に係る事業でございます。今回繰り越しをしておりますのは、主なものとして、陸上競技場の造成工事の設計でございます。それから、プールにつきまして、地形測量を行う。そういった事業につ

いて繰り越しをお願いしております。

○脇谷副委員長 わかりました。

○日高委員長 そのほか、関連でないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 ここで委員の皆様にお諮りいたします。時刻が4時を回ろうとしておりますが、本日の日程は午後4時までとなっております。この後、その他報告事項に関する説明が約32分ございますけれども、継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、引き続き行いたいと思います。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○小倉総合政策課長 資料21ページをごらんください。

令和元年度政策評価についてであります。

1の評価の概要でございますけれども、平成27年度に策定した、今回御審議いただく、この前のアクションプランでございますけれども、昨年度までのアクションプランに掲げる重点施策8つのプログラムにつきまして、平成30年度分の取り組みの進捗状況等を今後、評価していくというものでございます。

1の表の右側に29年度の各プログラムに関する取り組みに係る評価結果が参考まで掲載されております。これらを見ますと、フードビジネスですとか、企業立地の促進が図られた産業成長プログラムですとか、緊急輸送道路の防災対策が進捗した危機管理強化プログラム、こういったものがA評価となっている反面、観光再生お

もてなしプログラムについては、インバウンドの入り込みが当初の目標どおりに進まず、C評価という形になっております。

2の評価方法でございますけれども、別冊でお配りしておりますが、別添アクションプランの工程表の平成30年度版をごらんいただきたいと思っております。

こちらの工程表は昨年度公表されているものでございます。1ページをお開きいただきたいと思っておりますが、それぞれ8つのプログラム、昨年度までのプログラムに対する指標ごとのいろんな進捗状況が掲載されております。これは昨年度のものでございますので、まだ30年度の実績値については含まれておりませんが、今後、この工程表に記載されている各指標について、30年度の達成状況などを踏まえ、内部評価を行いまして、その後、宮崎県総合計画審議会による外部評価を7月から8月にかけて行い、その評価結果について、9月の常任委員会で報告をさせていただきたいと考えております。

総合政策課の説明は以上です。

○長倉統計調査課長 御説明いたします。

平成28年度宮崎県県民経済計算の推計結果についてであります。

資料の22ページをお願いいたします。

説明に入ります前に、県民経済計算の推計結果につきまして、例年3月に公表してございましたけれども、推計に使用している毎月勤労統計調査の全国値がことしに入って再集計されました。この再集計した数値を踏まえて推計を行う必要があったため、例年より公表がおくれて、このタイミングになったものでございます。

それでは、まず、1の概要から説明いたします。

御案内のとおり、県民経済計算は、本県の1

年間の経済活動を付加価値の面から包括的に捉えた指標でございます。

まず、主な指標についてであります。平成28年度の本県経済は、名目総生産額は3兆6,840億円、1.8%増となり、6年連続のプラス成長、実質では3兆5,512億円、0.8%増となり、2年連続のプラス成長となったところであります。

県民所得につきましては、2兆6,382億円となり、これを県内総人口で割った1人当たり県民所得は、240万7,000円となっております。

次に、図の1をごらんください。

これは、折れ線グラフで実質経済成長率の推移を示したものでございます。

国と本県いずれも、リーマンショックに伴いまして、平成20年度から平成21年度にかけて落ち込んでおります。

また、本県は平成22年度に口蹄疫、新燃岳噴火、それから、鳥インフルエンザなどの影響を受けて回復がおくれたところではありますが、その後、おおむねプラス成長を続けております。

それから、5%から8%への消費税率引き上げが実施された平成26年度はマイナス成長となりましたが、平成27年度、28年度は2年続けてのプラス成長となったところであります。

次に、1番下の図の2をごらんください。

棒グラフは、1人当たりの国民所得と本県の県民所得の推移を示しております。

県民所得につきましては、平成18年度からおおむね210万円前後で推移し、平成23年度からは220から230万円台を推移し、平成28年度は240万円台となって、平成18年度以降で見ると高い水準となっております。

また、折れ線グラフは、1人当たりの国民所得を100とした場合の県民所得の水準を示しております。平成28年度は78.0%となりまして、平

成27年度に比べますと、国民所得との差は縮小しています。

続きまして、23ページをごらんください。

県民経済計算は、生産、分配、支出の3つの系列で推計しておりますので、平成28年度における、それぞれの特徴について御説明をいたします。

2、県内総生産（生産）についてであります。これは、各産業の生産活動によって生み出された付加価値を、名目値ベースで推計したものであります。

内訳といたしましては、金融・保険業の総生産額が減少した一方で、農林業、製造業、さらに第3次産業の各産業が増加したことによりまして、全体では1.8%の増加、6年連続のプラス成長となっております。

第1次産業につきましては、畜産業を中心に農業が伸びたことなどから、全体としては、7.8%の増加となったところであります。

次に、第2次産業につきましては、建設業が、民間土木工事の落ち込み等で減少しておりますが、食料品などの製造業が伸びておりまして、全体としては、1.8%の増加となっております。

最後に、第3次産業につきましては、専門・科学技術・業務支援サービス業を初め、電気・ガス・水道業・廃棄物処理業などの各産業が増加しており、全体としては、1.6%の増加となっております。

続きまして、24ページをごらんください。

3、県民所得（分配）についてであります。これは、生産活動により生み出された付加価値がどのように分配されたかを推計したものであります。

県民所得全体としては、2.1%の増加となっております。

内訳といたしましては、財産所得が1.9%の減少となりましたけれども、雇用者報酬が2.1%、企業所得が2.3%、それぞれ増加しました。

最後に、4、県内総生産（支出）についてありますが、これは、生産された付加価値について、消費や投資などの支出側から推計したものであります。

内訳といたしましては、政府最終消費支出はほぼ横ばいとなっておりますけれども、全体の約6割を占める民間最終消費支出を初め総資本形成などの伸びによりまして、全体では1.8%の増加となったところでございます。

説明は以上でございます。

**○大東総合交通課長** それでは、続きまして、総合交通課からは、宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について御報告いたします。

常任委員会資料の26ページをお開きください。まず、1の概要をごらんください。

宮崎カーフェリー株式会社は、本県唯一の長距離フェリー航路を担う会社として、県、宮崎市、地元経済界等が結束したオール宮崎体制で設立をいたしました新会社でございます。昨年3月から運航を開始しまして、約1年が経過したところでございます。

同社の経営状況はおおむね良好でございますが、現在運航しております船舶は2隻ございますけれども、いずれも、20年以上が経過しておりまして、今後の安定した経営、航路の維持・充実を図るためには、新船を建造することによって、輸送能力の向上、さらには燃費の改善を図ることが必要となっているところでございます。

新船の建造には多額の資金が必要となりますので、投資額等を踏まえながら、資金調達について、今、検討を進めているところでございます。

では、具体的な経営状況でございますが、2の(1)収支状況をごらんください。

平成30年度の決算見込みですけれども、売上高59億700万円に対しまして、営業費用が52億8,900万円、営業利益が6億1,800万円、経常利益が5億6,000万円となっております。

燃料費や減価償却費の増などによりまして、経常利益は前年度から減少しておりますけれども、会社の資金繰りをあらわします償却前営業利益は、前年度から2億700万円ふえまして、13億2,000万円となっております。

次に、2の利用状況でございますけれども、便数全体としましては、台風でありますとか、メンテナンスによりまして、前年度比9便減って、688便となっておりますけれども、旅客につきましては、1,500人余ふえまして、17万9,375人。貨物につきましては、欠航の影響で減少しておりますけれども、1便当たりの台数は昨年度と同程度を確保しております。

27ページをごらんください。

次に、3の新船の基本スペックと経費見込みでございます。

新船は、冬場における貨物ニーズに対応するために、大型トラックの積載台数、さらには、冷蔵冷凍用電源を増加させるということと、あと、近年の旅客ニーズに合わせて、客室の個室化を図るといったことを基本的な考え方としております。

経費につきまして、一昨年時点、近年の他社の事例、こういったものから、船価を120億円から140億円と見込んでおりましたけれども、オリンピック・パラリンピックの影響等による資材価格の上昇、人件費も含めて、こういったものの上昇がありまして、現在20億円程度、上振れするのではないかと予想をしております。

また、硫黄酸化物の排出規制が来年から始まりますけれども、これに伴います排気ガスの処理装置を船につけるといったようなこと、あるいは、建造中の追加工事が予想されますので、こういったもの見込み、さらには、積載台数が増加します関係で、荷役施設を新たに整備するといったような、新たな資金需要として、10から20億円程度が必要になるのではないかと見込んでおります。

なお、4にありますように、これらの資金につきましては、金融機関の融資、あるいは、会社の自己資金、国庫補助金の活用といった対応を検討されておりますけれども、必要に応じて、県からの支援も検討したいと考えております。

最後に、5の今後のスケジュールでございますけれども、本年秋までには、新船のスペックの詳細を固めながら、資金調達の調整を行いまして、年内に建造契約を締結、令和4年春に1隻目、同年秋に2隻目の就航を目指すこととしております。

説明は以上であります。

**○米良産業政策課長** 続きまして、28ページをお願いいたします。

フードビジネスの取り組み状況について御説明をいたします。

本県のフードビジネスの推進につきましては、平成25年3月に構想を策定し、食関連産業の成長産業化による雇用の創出と地域活性化を目指しまして、庁内はもとより、官民挙げて、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

まず、構想の進捗状況につきまして、数値目標と実績値を記載しておりますが、1番上の段になります、構想の最終目標であります食品関連産業生産額につきましては、直近の実績で、

1兆4,734億円となっており、最終目標の1兆5,000億円に向けて、着実に増加してきているところでございます。

また、中間目標として掲げております各指標につきましても、おおむね順調に推移しておりますが、特に、下のほうにグラフでお示しをしております主要な指標であります農業産出額と食料品・飲料等出荷額につきましては、農業産出額が、一部野菜の価格が低下したこと等により産出額は微減となっておりますが、4年連続で全国第5位となっており、また、食料品・飲料等出荷額につきましては、順位は全国22位と、さらに取り組みを進めていく必要がありますけれども、構想策定時からの伸び率は135%と大きく伸びており、フードビジネスの取り組みについて、一定の成果があらわれているものと考えております。

右側の29ページをごらんください。

平成30年度の主な動きを取りまとめております。

1つ目の丸の海外への積極的な販路拡大と基盤整備につきましては、アカデミー賞授賞式のアフターパーティーにおいて、「宮崎牛」、「焼酎霧島」が2年連続採用されたことが大きな話題となりました。また、「宮崎キャビア」が、全国初となる米国への輸出を開始するなど、海外への販路開拓の積極的な展開が図られたところでございます。

3つ目の丸の健康に着目した商品づくりでは、ピーマンに続きまして、昨年度、冷凍ハウレンソウや、完熟キンカン「たまたま」の栄養機能の表示販売を開始するなど、消費者の健康志向に着目した商品づくりに取り組みました。

また、4つ目の東京オリパラに向けた取り組みでは、調達基準の達成に向けたGAP等の認

証取得が進みましたほか、大会への飲食提供候補事業者を招きまして、本県の食材をPRする産地見学会を開催したところでございます。

続きまして、3の今年度の取り組みにつきましては、30ページをごらんください。

令和元年度のフードビジネスの推進について、概要をまとめております。

資料の右上、取り組みの背景にありますとおり、人口減少や若者の県外流出への対応、それから、グローバル化や市場の変化への対応を念頭に置きながら、その下の「取り組みの視点」の段に示しております「産地加工等による付加価値の拡大」、「生産性向上による人手不足への対応」、「フードビジネス産業人財の育成・確保」の3つを取り組みの視点として掲げております。

さらに、その下の段になりますが、それぞれ具体的な取り組みについて、「生産」、「加工・製造」、「販売」のフードビジネスを推進するに当たってのそれぞれの工程ごとに、主な取り組みを整理しております。

まず、生産の分野では、ICT技術の積極的な導入・活用促進による生産性の向上や、安定的な生産体制の構築支援などに取り組みます。

真ん中の加工・製造におきましては、加工処理施設の支援や、6次化、農商工連携など、産地加工の推進や、加工品の開発支援など、また、右側の販売の分野では、県産品のブランド力の強化や認知度の向上、国内外への販路拡大の支援などに取り組むこととしております。

また、1番下の段になりますが、これらのフードビジネス推進の基盤となる分野でありますけれども、ひなたMBAなどによる人財の育成・確保や、右側になりますけれども、フードビジネス相談ステーション等の支援システムの充実にも引き続き取り組みながら、フードビジネ

スのより一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

29ページにお戻りください。

最後に、1番下、4のフードビジネス振興構想の見直しについてであります。現構想の推進期間は令和2年度までとなっておりますが、人口減少の急速な進展や市場ニーズの多様化、さらには、これまでの取り組みの成果や課題等を踏まえた、より効果的な施策展開を図るため、1年前倒しで構想の見直しに取り組むたいと考えているところであります。

説明は以上でございます。

**○坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長** 続きまして、資料の32ページをお開きください。

第35回国民文化祭・みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会の実施計画案について御説明をいたします。

実施計画案は、別冊資料3として添付しておりますけれども、委員会資料に沿って説明をさせていただきます。

なお、国民文化祭は国文祭、障害者芸術・文化祭は芸文祭として説明をさせていただきます。

1にありますように、国文祭は、国民の文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを目的とした文化の祭典であり、芸文祭は、障がいのある人の芸術や文化活動への参加を通じて、障がい者本人の生きがい等を創出し、自立と社会参加を促進するとともに、障がいに対する理解と認識を深めることを目的として開催されるもので、両大会とも、本県では初めての開催となります。期間は、令和2年10月17日から12月6日までの51日間となっております。

次に、2にありますとおり、実施計画案は、大会名や基本方針のほか、構成や日程、会場、

内容といった事業概要等を定めたもので、今月6日の県実行委員会で決定をされており、8月8日の国の実行委員会で承認を得る予定でございます。

次に、3の実施計画の内容についてありますが、アの県の実行委員会主催事業の①総合フェスティバルにつきましては、資料に記載しているとおりでございます。

②のフォーカスプログラムにつきましては、本県が長い文化的な営みの中で育てまいりました4つの文化それぞれに焦点を当てた事業を計画しております。

1つ目は、記紀・神話・神楽をテーマとした事業で、10月23日から25日に宮崎市において、10月31日と11月1日に延岡市において舞台公演を行います。

2つ目は、国際音楽祭をテーマとした事業で、宮崎国際音楽祭の秋バージョンとして、11月中旬の2日間、開催する予定にしております。

3つ目は、若山牧水をテーマとした事業で、11月14日に短歌と音楽を融合した舞台とトークイベントを開催いたします。

4つ目は、宮崎の食文化をテーマとした事業で、会期中、食文化に係るイベントを県内各地で開催いたします。

次に、③パートナーシッププログラムについてでございますけれども、こちらは、さまざまな団体等と連携し、県民の皆さんが地域の文化に身近に触れられる事業を各地で展開する予定にしております。

例えば、まちなか文化祭や県総合博物館などの県有文化施設での企画展の開催、子ども記者による県内文化の取材などを予定しております。

次に、④共に生きて共に感じる芸術文化プログラムについてでございますが、これは、いわ



ゆる芸文祭のほうの事業でございまして、具体的には、33ページになりますけれども、メインイベントとして、障がい者アートとダンスを融合したファッションショーや、わたぼうしコンサート、障がいのある人を中心としたダンスや音楽、演劇などのステージ発表などのほか、美術や文芸作品の展示、そのほか出張型イベントとして、県内各地の商業施設や学校等で、移動型アート展やダンス、演劇などのワークショップを行ってまいります。

次に、イの市町村実行委員会主催事業についてでございます。県内全26市町村で実施することとしておりまして、これまで、各市町村実行委員会が文化団体等と連携し、地域の特色を生かした文化・芸術事業の検討を行っております。今後、変更の可能性はありますけれども、6月6日時点で133の事業が報告をされております。各事業の日程や概要につきましては、別冊資料3の実施計画案の、8ページから19ページに一覧表で掲載しておりますので、後ほど、御確認いただければと思います。

続きまして、(2)の広報計画についてであります。今年度も大会の節目となる時期を中心に、県内各地でイベントを実施する予定でございますが、市町村等とも一体となって、広報・PR活動を強化し、さらなる認知度向上を図ってまいります。

最後に、4の今後のスケジュールでございます。今回決定した実施計画(案)を8月に文化庁の実行委員会で御承認いただき、来年5月の事業別実施計画の策定を経て、大会本番を迎える予定となっております。

私からの説明は以上であります。

**○河野記紀編さん記念事業推進室長** 記紀編さん1300年記念事業の今年度の取り組みについて

御説明いたします。

委員会資料の34ページをお開きください。

まず、ローマ数字のⅠ、記念事業の狙いですが、本県の神話・伝説、あるいは史跡などの「みやざきの宝」を、県民の皆様にも再認識していただきまして、郷土に対する愛着や誇りを深めていただきますとともに、それらの宝を磨き上げまして、県内外に情報発信を行うことにより、観光交流の活発化や地域の活性化につなげようというものであります。

事業期間は2012年から来年2020年までの9年間であります。

ローマ数字のⅡ、今年度の取り組みですが、四角囲みの1、県民の知る機会・触れる機会の創出が県内向けの取り組みでございます。

次のページの四角囲み2、ブランドイメージを確立するための取り組みが県外向けの取り組みということになります。

ページ戻りまして、県内向け(1)の神話のふるさと県民大学であります。①県内の2大学と連携したリレー講座、これは内容を少し掘り下げたものであります。②神話のふるさと講演会では、著名な講師をお招きしまして、神話をより身近に感じてもらう講演会を開催します。③記紀みらい塾は小中高等学校などに出かけていきまして行う出前講座であります。④はMR Tさんとタイアップをいたしまして、昨年ラジオ番組で制作された「神武東征の物語」を親子でも楽しめる朗読ライブという形にしまして、日向市で上演することにしております。

(2)の九州の神楽シンポジウムは、県外の神楽団体にも来ていただきまして、次世代に神楽を継承していくためのシンポジウムですとか、

神楽の多様な魅力を広く発信する神楽公演を行うものであります。

以上のような取り組みを通して、県民の皆様は、神話や神楽などに触れていただきたい、あるいは理解を深めていただきたいと考えております。

その下、(3)につきましては、県の教育委員会や関係市町と連携をしまして、古墳文化に関する勉強会や古墳の魅力を発信するイベント等を実施するものであります。

35ページにまいります。

まず、(1)県外での神楽公演等ではありますが、記載しておりますように、首都圏、関西地区、福岡地区におきまして、①の国立能楽堂を初め⑤までの各会場で神楽公演を行い、県外に神楽をアピールすることにいたしております。

また、(2)ではありますが、①國學院大学を初め④までの大学と連携し、神話や神楽などに高い関心を持つ方々をターゲットにしまして、ごらんのような講座を開催することとしております。

(3)その他観光誘客につなげる取り組みとしまして、県が連携協定を結んでおります三菱地所の施設「3×3 Lab Future」で、宮崎での神話をテーマとした旅を語るセミナーを開催するほか、市町村と連携しまして神話を切り口とする新たな観光づくりのための地域版パンフレット、今年度は延岡編を予定をいたしておりますが、そのパンフレットを作成することとしております。

こういった取り組みを行いながら、(4)ではありますが、東京オリンピック・パラリンピックの開会式等での神話や神楽の採用や、神楽、あるいは、西都原古墳群等の世界遺産登録に向けた働きかけを、調査研究を担います教育委員会

と連携をしながら行ってまいりたいと考えております。

説明は以上であります。昨年度の取り組みを冊子にしてお手元に配付しておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思っております。

私からは以上であります。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 それでは、常任委員会資料の36ページをごらんください。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会への取り組みについて、御説明をさせていただきます。

まず、1の大会概要でございます。

(1)国民スポーツ大会について、大会全体の主催は、公益財団法人日本スポーツ協会及び文部科学省と開催県、また、各競技会につきましては、日本スポーツ協会加盟の各競技団体と会場市町村の主催で開催されます。

実施時期は、9月中旬から10月中旬までの期間の11日間以内で開催されることになっており、令和8年、2026年に本県で開催する大会における実施競技は、次の表のとおり、正式競技が、陸上競技など37競技、公開競技が、綱引きなど7競技、ほかに、正式競技や公開競技以外の競技によるデモンストレーションスポーツ、また、特別競技といたしまして高等学校野球を実施することとなっております。

次に、(2)の全国障害者スポーツ大会についてでございますが、第26回の全国障害者スポーツ大会として、国民スポーツ大会終了後に、3日間の会期で開催することとなっております。

次の(3)の参加者数についてでございますが、過去5年の先催県における大会期間中の延べ参加人数について記載しております。

国民体育大会では、選手、監督や観客を含めて、60万人から85万人余の方々、また、全国障

害者スポーツ大会では、8万人から10万人余の方々が参加されております。

次に、2の大会実施に向けた今後の取り組みについてでございます。

(1)大会運営の準備と実施につきましては、現在、県準備委員会において、競技会場となる会場地の選定などを進めているところでありますが、今後は、大会開催の機運醸成を図るための広報、開会式、閉会式の式典や来県する選手等の輸送・宿泊などに係る計画、競技会の運営に必要な競技役員の養成など、準備を着実に進めてまいります。

37ページをごらんください。

(2)の施設整備につきましては、競技会場として、国体施設基準を満たす必要性がありますことから、市町村及び競技団体への調査やヒアリング等を実施しながら、県有スポーツ施設や市町村における競技会場につきまして、必要な整備を進めてまいります。

なお、県有主要3施設につきましては、ことし3月に策定いたしました基本計画等に基づきまして、関係市や競技団体等と十分連携をしながら、令和6年度中の完成に向けて、着実に必要な取り組みを進めてまいります。

次に、(3)競技力向上でございますが、天皇杯の獲得に向けまして、選手の発掘・育成・強化や指導体制、練習環境の整備などを計画的に進めていく必要がございます。

大会までのスケジュールについて、今後の主な開催手続を表に記載しております。

現在、本県での大会開催は内々定をされたという状況でございますが、開催6年前となる来年度に、中央競技団体による競技会場の正規視察を受けまして、その翌年度、文部科学省と日本スポーツ協会に開催申請書を提出し、大会開

催の内定となる予定でございます。

その後、開催3年前の2023年度、令和5年度に、文部科学省と日本スポーツ協会による開・閉式場や競技会場の総合視察を受けて、大会開催の決定となる予定でございます。

開催1年前には、リハーサル大会を実施し、2026年度、令和8年度に本大会を開催することになります。

最後に、3のスポーツを活用した県づくりの展開についてでございます。

大会は、全国から選手・役員を初め、多くの方々が来県される国内最大のスポーツの祭典であり、全県的な開催準備や施設整備などさまざまな対応が必要となりますが、大会の開催は、県内スポーツの振興や、地域振興など、本県のさらなる発展に向けた絶好の機会であると考えております。

まず、(1)県内スポーツの振興であります。将来への大きな投資となります県有主要3施設の整備につきましては、大会後の活用も見据え、それぞれの地元市と連携して、スポーツランドみやざきの新たな拠点づくりを進めますとともに、競技力向上に向けた取り組み等により、県内の競技スポーツの振興を図ってまいりたいと存じます。

また、(2)にございますとおり、協議会や合宿等の誘致を図り、スポーツによる誘客や観光など、全県的な地域振興にもつなげてまいりたいと存じます。

さらに、(3)のとおり、大会開催によりスポーツに親しむ機運の醸成を図り、県民の健康づくりの契機として、スポーツを活用した県づくりの展開につなげてまいりたいと存じます。

説明につきましては、以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしましたし

た。その他報告事項について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって、総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後4時35分休憩

---

午後4時37分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あさっで行いたいと思います。開会時刻は、13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定をいたします。

そのほか、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後4時38分散会

令和元年6月21日(金曜日)

---

午後1時7分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	脇谷のりこ
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		武田浩一
委員		高橋透
委員		重松幸次郎
委員		来住一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主査	本田雄毅
総務課主事	浜砂貴裕

---

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に、賛否を含めて御意見をお願いいたします。

○来住委員 議案の中で、同意できないものがありますので、それを先に述べておきたいと思っております。

議案第2号、第4号、第5号、第12号、第19号、それに報告第1号、以上については、同意できませんので、述べておきたいと思っております。

以上です。

○日高委員長 承知しました。ほかにありませんでしょうか。

それでは採決を行いますけれども、採決につきましては、一部を個別採決、残りを一括採決ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、議案により賛否が分かれておりますので、まず、議案第2号に関して採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手多数。よって、議案2号については、原案のとおり可決とすべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手多数。よって、議案第4号についても、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手多数。よって、第5号につきましても、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手多数。よって、議案第12号についても、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手多数。よって、議案第19号について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、報告第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手多数。よって、報告第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第1号、第3号、第8号、第13号の各号議案について、一括して採決を行います。

各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきまして、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

---

午後1時12分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にいたしながら、正副委員長に御一任いただくということで、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については継続調査といたしたいと思いますが、御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時13分休憩

---

午後1時15分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

7月25日の閉会中の委員会につきましては、執行部からの報告を受けるということで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでございました。

午後1時16分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 日 高 陽 一